

平成29年9月5日開会

平成29年9月20日閉会

平成29年第7回
和気町議会定例会会議録

和 気 町 議 会

平成29年第7回和気町議会定例会議事日程

1. 会期 9月5日(火)から9月20日(水)までの16日間
2. 日程

日程	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	9月5日	火	午前9時	本会議 1 開 会 2 議事日程の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 諸般の報告 6 諮問の上程、説明、質疑、討論、採決 7 議案の上程、決算審査報告(全会計) 説明(一般会計)
第2日	9月6日	水	午前9時	本会議 1 開 議 2 議案の説明(特別・公営企業会計ほか) 3 議案の上程、説明 (条例改正、補正予算ほか)
第3日	9月7日	木		休 会
第4日	9月8日	金	午前9時	本会議 1 開 議 2 議案の質疑、委員会付託 3 請願・陳情の上程、説明、質疑、委員会付託
第5日	9月9日	土		休 会
第6日	9月10日	日		休 会
第7日	9月11日	月	午前9時	休 会(本会議) 特別委員会(ごみ・温泉・学校) 午前9時～
第8日	9月12日	火	午前9時	休 会(本会議) 総務文教常任委員会 午前9時～
第9日	9月13日	水	午前9時	休 会(本会議) 厚生産業常任委員会 午前9時～
第10日	9月14日	木		休 会
第11日	9月15日	金	午前9時	本会議 1 開 議 2 一般質問
第12日	9月16日	土		休 会
第13日	9月17日	日		休 会
第14日	9月18日	月		休 会
第15日	9月19日	火		休 会

日 程	月 日	曜日	開議時刻	摘 要
第16日	9月20日	水	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 委員長報告 3 質 疑 4 討論・採決 5 閉 会

平成29年第7回和気町議会定例会目次

◎第1日 9月5日(火)	1
◎第2日 9月6日(水)	25
◎第4日 9月8日(金)	35
◎第11日 9月15日(金)	93
◎第16日 9月20日(水)	125

平成29年第7回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招集日時 平成29年9月5日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 平成29年9月5日 午前9時00分開会 午後2時43分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 山本 稔 2番 居 樹 豊 3番 万代 哲 央
4番 山本 泰 正 5番 尾 崎 忠 信 6番 西 中 純 一
7番 広 瀬 正 男 8番 草 加 信 義 9番 安 東 哲 矢
10番 柴 田 淑 子 11番 当 瀬 万 享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
な し
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 大 森 直 徳 副 町 長 稻 山 茂
教 育 長 朝 倉 健 作 会 計 管 理 者 鈴 木 健 治
総 務 部 長 竹 中 洋 一 危 機 管 理 室 長 新 田 憲 一
ま ち 経 営 課 長 立 石 浩 一 地 方 創 生 課 長 野 津 浩 之
税 務 課 長 桑 野 昌 紀 民 生 福 祉 部 長 青 山 孝 明
生 活 環 境 課 長 岡 本 芳 克 健 康 福 祉 課 長 則 枝 日 出 樹
介 護 保 険 課 長 永 宗 宣 之 産 業 建 設 部 長 南 博 史
産 業 振 興 課 長 万 代 明 上 下 水 道 課 長 豊 福 真 治
地 域 審 議 監 大 石 浩 一 事 業 課 長 岡 本 康 彦
教 育 次 長 今 田 好 泰 学 校 教 育 課 長 藤 原 文 明
社 会 教 育 課 長 山 崎 信 行 代 表 監 査 委 員 宇 高 進
8. 職務のため出席した者の職氏名
議 会 事 務 局 長 田 村 正 晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	会議録署名議員の指名について	3 番 万代哲央 4 番 山本泰正
日程第 2	会期の決定について	1 6 日間
日程第 3	諸般の報告	議長、町長
日程第 4	承認第 7 号 専決処分（和気町運動場条例の一部を改正する条例）の承認を求めること について	説明
	承認第 8 号 専決処分（平成 2 9 年度和気町一般会計補正予算第 3 号）の承認を求める ことについて	説明
日程第 5	諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について	説明
日程第 6	報告第 6 号 平成 2 8 年度健全化判断比率及び資金不足比率について	説明
	報告第 7 号 平成 2 8 年度和気町一般会計継続費精算報告書について	説明
	報告第 8 号 平成 2 8 年度和気町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書について	説明
日程第 7	議案第 6 0 号 平成 2 8 年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 1 号 平成 2 8 年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 2 号 平成 2 8 年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定につい て	説明
	議案第 6 3 号 平成 2 8 年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 4 号 平成 2 8 年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 5 号 平成 2 8 年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認 定について	説明
	議案第 6 6 号 平成 2 8 年度和気町墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 7 号 平成 2 8 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて	説明
	議案第 6 8 号 平成 2 8 年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 9 号 平成 2 8 年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第70号 平成28年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第71号 平成28年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第72号 平成28年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第73号 平成28年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第74号 平成28年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第75号 平成28年度和気町上水道事業会計決算認定について	説明
	議案第76号 平成28年度和気町簡易水道事業会計決算認定について	説明
	平成28年度決算審査の報告 (一般会計、特別会計、公営企業会計ほか、基金)	宇高代表監査委員 報告
日程第8	議案第60号 平成28年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について	説明

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第7回和気町議会定例会を開会します。

なお、山陽新聞社より撮影の申し出があり、許可いたしておりますので、ご了承願います。

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承を願います。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 万代哲央君及び4番 山本泰正君を指名します。

(日程第2)

○議長(当瀬万享君) 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

ここで、去る8月28日、議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本泰正君) おはようございます。

それでは、議会運営委員会委員長報告を行います。

去る8月28日午前9時から3階第2会議室におきまして、議会運営委員会を開催いたしました。委員会には、議会運営委員全員出席、執行部からは町長、副町長、関係部・課長の出席のもと、慎重審議いたしました。その結果を報告いたします。

まず、会期であります。9月5日、本日火曜日から9月20日水曜日までの16日間でございます。

日程でございますが、第1日、9月5日火曜日午前9時、本日であります。議事日程の報告、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、諮問の上程、説明、質疑、討論、採決、続いて議案の上程でございますが、決算審査報告、決算認定議案の説明、一般会計のみでございます。なお、一般質問の通告期限が午後1時となっております。

第2日目、9月6日水曜日午前9時から本会議でございまして、決算認定議案の特別会計、公営企業会計等の説明でございます。次に、議案の上程、同様でございますが、条例改正、補正予算等でございます。

第3日目、9月7日木曜日、休会でございます。

第4日目、9月8日金曜日午前9時から議案の質疑、委員会付託、請願、陳情の上程、説明、質疑、委員会付託となっております。

第5日目、9月9日土曜日、第6日目、9月10日日曜日、いずれも休会でございます。

第7日目、9月11日月曜日午前9時から、本会議は休会でございますが、特別委員会、ごみ、温泉、学校の順番に予定をいたしております。

第8日目、9月12日火曜日午前9時、本会議は休会でございますが、総務文教常任委員会。

第9日目、9月13日水曜日午前9時から、本会議は休会でございますが、厚生産業常任委員会を予定いたしております。

第10日目、9月14日木曜日、休会でございます。

第11日目、9月15日金曜日午前9時から本会議でございます。一般質問を予定いたしております。なお、本会議終了後、議会運営委員会、議会広報編集委員会を予定いたしております。

次に、第12日目、9月16日土曜日、第13日目、9月17日日曜日、第14日目、9月18日月曜日、いずれも休会でございます。

第15日目、9月19日火曜日午前9時から一般質問の予備日として予定いたしております。

第16日目、9月20日水曜日午前9時から本会議ございまして、委員長報告、質疑、討論、採決でございます。なお、本会議終了後、議員の人権啓発研修会を予定いたしております。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの16日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月20日までの16日間に決定しました。

（日程第3）

○議長（当瀬万享君） 日程第3、諸般の報告をします。

議長の諸般の報告は、別紙にてお手元に配付のとおりです。後ほどご一読をお願いします。

次に、町長から諸般の報告がございます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） おはようございます。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

9月に入り一気に涼しさを感じます本日ここに、平成29年第7回和気町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には早速のご参集を賜りまことにありがとうございます。

それでは、7月31日開催しました第6回議会臨時会以降の諸般の報告について申し上げます。

初めに、7月31日学校法人創志学園と和気小学校跡地、石生小学校跡地及び和気町総合グラウンドについて、利用契約の締結式を行いました。

次に、8月2日、中学生県外大会激励会を行いました。陸上競技で全国大会へ1名、柔道の中国大会で2名、剣道で中国大会出場1名、以上計4名の激励を行いました。

また、8月3日に、全国中学校ゴルフ選手権大会に出場する選手の激励を行いました。

次に、8月5日、佐伯ふるさと夏祭りが開催され、S-1グランプリやステージイベント、打ち上げ花火で約3,000人が楽しみました。

次に、8月9日、まち・ひと・しごと有識者会議を開催いたしました。総合戦略の取り組み状況と平成28年度交付金事業の効果について検証し、地方創生関連事業の見直しを行いました。

次に、8月10日、地域公共交通会議を開催して、和気町地域公共交通網の形成計画を策定するに当たり、デマンド交通の現状と課題について意見をいただいたところでございます。今後につきましては、具体的にこれからの地域交通のあり方を再検討もしながら計画を進めてまいりたいというように思っております。

次に、8月16日、夏の風物詩、第31回和文字焼きまつりが開催され、3万6,000人の観客が暗闇に上がる壮大な和文字と、そして2,500発の花火を楽しまれました。

次に、8月21日、備前県民局管内のトップミーティングが開催されました。知事との懇談会も含めてですが、共通課題として人口減少対策についての意見交換、そして各市町の個別課題について、和気町では矢田工業団地の事業推進と事業完了後の優良企業の誘致と首都圏、阪神圏へのPRについてお願いをいたしました。

次に、8月24日、備前警察署長から、管内の事案状況についての報告がありました。和気町の犯罪の発生状況は、昨年に比べ減少傾向にあります。また、備前警察署管内の交通事故の発生状況については、総事故件数、物損事故件数は減少しているものの、人身事故件数については増加しております。県下では、本年度死亡事故が多発していることから、交通死亡事故多発の全県下の警報を発令して特別対策の推進を図っており、本日9月5日まで延長がされているところであります。

次に、8月26日、第19回和気鶴飼谷温泉夏祭りが開催されました。カラオケ大会やヒーローショー、ダンスパフォーマンスが行われ、500発の花火も楽しんでいただき、夏休み最後に子供たちも楽しんで、3,000人の人出でにぎわいました。

次に、9月1日、国土交通省に防災都市公園整備事業に係る社会資本整備交付金の要望を行いました。この防災都市公園整備事業につきましては、社会資本整備交付金対象として都市公園整備計画を進めるもので、2020年の東京オリンピックとともに非常に厳しい事業となっております。和気町といたしましても、全力で取り組むべく、8月10日付で職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、これからの業務推進を図ってまいりたいというように考えております。

次に、9月3日、町内一円で防災訓練を行いました。南海トラフ地震発生に伴う避難勧告発令を想定した訓練で、3,483人、24.02%の参加率でございました。防災無線を使用した情報伝達訓練、東備消防や町消防団による各種防災訓練のほか、町内において土砂災害が発生し集落が孤立しているということから、和気町と岡山県知事とのホットラインを使用して、孤立した集落に自衛隊の災害派遣要請訓練も行いました。

次に、ドローンスクールの誘致の状況でございますが、東京に本社を置く経営コンサルティング企業、株式会社レイヤーズ・コンサルティングが和気町に100%出資の子会社を設立し、ドローンスクールを開講することが決定いたしました。新会社名は株式会社Future Dimension Drone Instituteという名称でございます。昨日、ドローンを活用した地域経済の活性化等を目的とした包括連携の締結を行いました。この誘致により、受講者による鶴飼谷温泉などの利用者数の増加やスクールによる講師など、関連する事業に伴う採用の雇用創出につながることを期待いたしております。今後のスケジュールですが、来月2日から講座を開始し、14日には開講に当たる式典を開催する予定になっております。

次に、友好都市であるカナダのハナ町と和気町との青少年交流事業についてであります。和気町から中学生4名が7月25日にカナダに出発し、カナダの文化や自然、そして本場の英語などを体験いたしました。そして、8月7日の帰国に合わせハナ町の高校生2名が来町し、町内の一般家庭にホームステイしました。8月16日、和文字焼きまつりへの参加など多くの日本の文化を体験し、8月26日に無事カナダへ帰国されました。

また、7月30日から8月8日にかけて、中国上海市嘉定区で行われるサマーキャンプに和気閑谷高校の生徒2名が参加いたしました。この事業は、嘉定区が友好都市を結ぶ6カ国8都市在住の青少年を招待し、中国の文化に触れながら英会話で交流し、互いの国を理解することを目的に実施されるもので、参加した学生は大変貴重な体験をして帰国されました。

次に、和気工業団地の整備についてでございますが、矢田地内の4ヘクタールを計画し、測量設計を実施しております。現在、進入路及び遊水池について県との協議中で、9月末までに開発申請を提出予定にいたしてお

り、用地買収につきましては9月より用地買収、所有者34名、筆数で69筆、家屋3棟、立木7名にこれから着手してまいります。開発許可及び5条の転用許可、自転車道を迂回し、今年度は国道沿いから造成に着手をしていく予定にいたしております。

次に、本荘小学校の屋外プールについてですが、用地交渉は全地権者と合意し、契約を締結し、農業振興地域の除外、転用後の所有権移転登記をし、そしてこれから地域との調整も行いながら設計作業も順調に進んでおります。

次に、佐伯グラウンド改修工事についてですが、照明施設工事はほぼ完了して、高圧電力の引き込みも予定どおり行っております。また、駐車場及び1塁側フェンス工事につきましても、9月15日の工期限内に完了する状況です。野球場内野部分の土入れは、工期までには完了するように現在進めているところでございます。

次に、平成30年度から国民健康保険制度の改正についてでございますが、先般新聞紙上で全国の市区町村35%が保険料の上昇を予想しているとの記事が掲載されました。ご存じのとおり、来年4月から国民健康保険の運営主体が市町村から県に移管され、県が国保運営において中心的な役割を担うこととなります。今後、市町村は県から示された納付金及び標準保険料率を参考に、市町村ごとに保険税を決めることとなっております。

なお、先般の町村会におきまして、12町村から県下一体化にならないかという質問を行いました。しかし、県としては、まだ当分一本化は見送りですという回答でございました。市町村では、保険税と市町村税、それぞれ交付される公費を基に都道府県に納付金を支払うこととなっておりますが、納付金の算定に当たっては医療費の過去2年間の伸び率、市区町村ごとの所得水準の医療水準等によって決定されます。したがって、医療費水準や所得水準の高い市区町村は負担が高くなる傾向にあります。

今回公表されました試算結果は、28年度は基金の取り崩しや繰り越しを活用し保険税を低く抑えている市町村がある一方で、29年度の試算は保険税のみで賄うことを前提にしていることから、増減額が市町村ごとに異なっています。町としては、今回示された数値を基に、制度改正後の保険税率について内容分析を行うとともに、納付金の抑制のために保険事業の推進について検討してまいります。

30年度の納付金については、県から最終的な数値が平成30年1月下旬に決定され市町村に示される予定で、町としては2月中に税率について最終決定をする予定であります。

次に、ふるさと納税についてであります。和気町のふるさと納税は地域経済の活性化、和気町のPRを目的に制度を向上させるとともに、返礼品を充実させることで他の市町村との差別化を図ってまいりました。平成27年12月1日から返礼品の対応を開始し、町内の取扱業者に対し積極的に返礼品の提供をお願いしております。また、本年度は、昨年度同様、2年連続で3万円以上の寄附をしていただいた方に対して、特典として5,000円相当の品を上乘せして返礼するリピーター制度の継続や、外部サイトふるさとチョイスのプラン変更に伴う露出向上で、和気町のPRにより多くの方に発信することなどふるさと納税の推進を図っているところであり、ただし平成29年4月1日付で総務省から返礼割合の見直しの要請があったため、今後は返礼割合が3割になるよう、寄附コースの設定額の変更を11月末までに行い、12月から返礼割合を3割として制度を運用していく予定にいたしております。

最後に、平成28年度決算状況であります。一般会計の実質収支は1億6,767万円と、前年度に比べて1億2,508万円の減額となりました。財政調整基金への積み立てを含めると、実質単年度収支は2,738万円の黒字となっております。財政調整基金につきましては1億5,247万円を積み立てて、定額運用基金を除く基金全体の残高は4億5,037万円となっております。

一方、一般会計の地方債現在高につきましては7億4,676万円増加し、84億577万円となっております。また、特別会計を含めた全会計の地方債現在高の合計は、前年度に比べて8,937万円減少し、175億4,905万円となっております。

次に、普通会計の財政指標であります。経常収支比率は0.1ポイント改善し94.7%、実質公債費比率は1.2ポイント改善して12.9%となっております。また、将来負担比率は34.1ポイント悪化し67.8%となっております。将来負担比率が変動した理由といたしましては、地方債現在高が増加したこと、債務負担が増加したことが主な要因となっております。

財政状況は現時点では問題がないと言えますが、歳入面では、今後、平成33年度までの普通交付税の合併算定替えへの縮減による大幅な減額となる見込みであります。

こうした中で、歳出面では、高齢化の推進に伴う扶助費等の増加傾向が継続しているため、事務事業の効率化、施設の統廃合など不断の努力を続け、交付税の削減に対応できる財政基盤を構築し、町民福祉サービスの維持、向上に努めてまいります。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

(日程第4)

○議長(当瀬万享君) 日程第4、承認第7号及び承認第8号の2件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長(大森直徳君) それでは、本日提案いたしております承認第7号、承認第8号について提案理由の説明を行います。

まず、承認第7号の専決処分(和気町運動場条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについてであります。和気町運動場条例から和気町総合グラウンドについて、学校法人創志学園へ無償貸与することに伴い削除するものであります。

次に、承認第8号の専決処分(平成29年度和気町一般会計補正予算第3号)の承認を求めることについてであります。この補正は歳出予算のみを補正するもので、予算総額に変更はありません。今回の補正の内容は、ドローンスクールの誘致に伴う経費を増額し、予備費で調整を行うことについて、8月31日付で専決処分をさせていただいたものであります。今議会でそれを報告させていただきます。よろしく申し上げます。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご承認賜りますようよろしく願いいたします。

○議長(当瀬万享君) 次に、承認第7号及び承認第8号の2件、順次細部説明を求めます。

社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長(山崎信行君) 承認第7号説明した。

○議長(当瀬万享君) まち経営課長 立石君。

○まち経営課長(立石浩一君) 承認第8号説明した。

○議長(当瀬万享君) これから承認第7号及び承認第8号の2件の質疑を行います。

まず、承認第7号専決処分(和気町運動場条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについての質疑はありませんか。

6番 西中君。

○6番(西中純一君) 失礼します。

この条例の改正のそのものに反対するつもりはないんですけど、これからの考え方をちょっともし聞かせていただけるのなら教えていただきたいと思いますが。要するに、あれだけのグラウンドがなくなって、佐伯グラウンドの駐車場を増やしたりフェンスを直す、それから照明をまたつくようにするというふうないわばつけ焼き刃でやるというのが一つ。

それから、先般言われていますような、益原地域に、それでは足りないから、新たに4町歩ほどの土地を確保

して、新しいグラウンドをつくると、そういうふうなことも言われておりますが、当面は和気高校の生徒等が困ると思うんですね、現実的には。そういうふうなことは何かなさるのか、どうなのか。した方がいいとは思いますが。

それから、新しいグラウンドの件は置いといても、あのレベルで本当にいいのかどうなのかというか、スポーツ振興という点でこれからどういうふうにあそこ全体を捉えていこうとされているのか。

それから、もし新しいグラウンドをつくるとするならば、そのやり方としては、佐伯地域も含めて拠点といいましょうか、場所についても広く考えていくというのが筋だろうと思うんですけども。もうとりあえず和気町の温泉の前の地域の4ヘクタールと、そういうことに特にこだわってそれをやろうとされるのか。町長、次の選挙に出られるのかどうか知りませんが、もしここでやめられた場合は次の町長がそれをやる、やらないというのを決めていくと、もう調査費はついていてくださいますけども。その点も含めて見通しといいましょうか、今の町長の考え方、その点の政治姿勢をお聞きしたいというふうに思います。2点ぐらいよろしく願います。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長（山崎信行君） 私の方からは、和気高校の野球部の関係をお知らせいたします。

もう既に和気高校とIPUの方は、監督同士が連絡し合って、和気高校はIPUのグラウンドができましたら、そちらのグラウンドの方で合同練習とか練習試合も組むように和気高校の監督とIPUの監督とで協議をして、そこまで話が進んでいるようでございます。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 総合グラウンドを学校法人創志学園に貸与したということから、これからのスポーツ施設のあり方なんですが、佐伯グラウンドというのはございますが、ひとつ中心的なところでグラウンドの整備をしていこうと。そして、これからの災害、いろんな形で大きな東南海・南海地震等がございます。そういう避難の場所とか、そういったことで防災を含めた公園整備ということで、現在予定地を検討しているところでございます。

ただ、社会資本整備につきましては、2020年の東京オリンピックにかかわっておりますので、枠配分というものが本当に厳しい状況です。特に岡山県からは、4市町が社会資本整備の事業で参加をいたしております。そういった中で、和気町は新規事業でございます。

そういった形で、ぜひ候補地の選定は町の中心部で、そして防災公園等を含めた社会資本整備事業で進めていくということで、先般も国土交通省との協議をさせていただきましたけれども、先ほど言いましたようなオリンピックとの関連等で計画がスムーズに、今和気町がされている2年ぐらいの計画というのは、これから3年ぐらいは見込んでいただかないと非常に厳しいというお答えをいただきました。

そうした中で、候補地については現在選定を進めているところでございまして、いわゆる中心地で、将来いろんな形でこれからの諸事業も集約化していく公共施設の集約化というのは考えなきゃいけないわけでございます。施設についても、だんだんと集約をしていくという状況でございますので、そこら辺も含めて今回の総合グラウンドの跡地につきましては、現在プロジェクトも組みながらこれからの事業推進をさせていただきたいというように考えております。場所的には中心という形で、和気、佐伯というそういった町の問題ではなくて、和気町の中心地ということを選定の条件として現在進めているところでございます。これからの進めにつきましても、順次議会へも説明をしながら、ぜひ皆様のご協力をいただいて、本当にこれからの防災公園そしてスポーツの場所、そういったものについての位置づけというものを確たるものとして、和気町としてぜひ必要だという場所、そして必要度、そういったことを十分含めてこれからの選定をさせていただきたいというように考えております。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） かなり中心部に、固有名詞ほど使われませんが、こだわっておられますけれども、ぜひこれは要望でございますが、次出られるんかどうか知りませんが、ぜひとも佐伯地域でやれば、それだけのコストといいますか、土地代は物すごく1反当たり100万円、200万円というふうなあれになるんじゃないかなというふうに思いますし、これから美作岡山道路が最終的には山陽道とつながるといふアクセスもいろいろ出てくるわけでございます。そういう点も含めて、佐伯、昭和地区も含めてそういう可能性は出てくるんじゃないかなというふうに思っておりますし、あるいは新規にしなくても、そのグラウンドをリフォームして、かなり難しいでしょうけれども、もう一つ簡易なグラウンドをつくるか、そういう点も含めて新しい考え方、それから和気、佐伯の交通アクセス、これをもうちょっとよくすれば、佐伯でも別にそんな色のないグラウンドのできる可能性は私はあるというふうに思っております。

ぜひともそういう点も含めて、総合的にこの新運動場というものを考えられるのであれば、ぜひ考えていただきたいと思いますというふうに思います。

以上、発言を終わります。答弁は結構でございます。

○議長（当瀬万享君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に承認第8号専決処分（平成29年度和気町一般会計補正予算第3号）の承認を求めることについての質疑はありませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 失礼します。

これは、きのう夕方6時とか5時のテレビでもNHK、TSC、それからRSKでも出ておりました和気町のある意味で宣伝になる、いいか悪いかその判断はまだよくわからないところが私はあるんですけど、ドローンの誘致のためにこういうことをするってということだと思います。Future Dimension Drone Instituteというんですか、そういう会社が10月2日にどうしても学校を始めたいと。そういうことで566万円の専決処分を町費でして、和気ドームの旧ガラス工場の隣の72平米の物置のようなところですかね、コンクリートの打ちっ放しで天井が吹き抜けだというふうに聞いております。そこを直して天井整備、エアコン、それから照明、それからOAフロアというのがかなり高いんだと思うんですけど、これを設置して、立派な事務所にして貸すということでありまして。家賃が水道、光熱費込みで3万6,881円です。学校がドームを使うときは、営利企業であればこれ通常であれば1万円ですか、1時間、それから研修室は営利企業であれば3,000円です、これは2つくっつけて。これをそれぞれ5分の1ですから、1時間2,000円、それから研修室は1時間600円にまけてあげるということでございますね。

これ実は30日の全員協議会というのがあって、私自身も新たな債務負担行為が生じないのならばある程度いいんじゃないかなというふうな感触は持っていたんですが、そのときをお願いした法人登記簿、これを出されなかったというのが気になりまして、9月1日金曜日に備前の法務局へ行って謄本をとらせていただきました。それで私はびっくりしたわけでございます。ここに出ているように、会社の取締役役に前議長のご長男が就任しておられたということでありまして。これが契約上いいのかどうなのか、奥津顧問弁護士と相談されたんだろうと思いますけれども、相談されたんですよ。それをちょっと後できちっと教えてほしいんですけど、簡単な答弁ですね、それは。総務部長か地方創生課長ですか、それを後で教えていただきたい。

本論に入りますが、この契約を私研究したんで本当にまだあれなんですけど、議員の兼業禁止、地方自治法に違反するんじゃないかなということも思っているわけでございます。その内容を見ますと、普通公共団体の議会の議員は、当該地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社

員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができないというふうに地方自治法の92条にそういうのが書いてあります。

それで、實際上、内容的にこの会社の目的を見ても、労働者派遣事業だとかこれアウトソーシングですよ、情報システムの企画設計、販売並び管理運営に関する業務、この辺も町と契約する可能性が十分あるわけでございます。

いずれにしろ、そんなことは急にならないだろうとおっしゃるかもしれませんが、私が逐条地方自治法というのを調べました。そうすると、確かにこれは賃貸借だけなんですけども——ちょっと長くなり申しわけないんですけど、読ませていただきます——地方公共団体に対して物件、労力などを提供することを目的としてなされる契約も全て含むものと解する、すなわち本来の意味での請負のみならず、広く業務として行われる経済的ないし営利的な取引契約を全て含むものと解するのが最も妥当であるというふうな地方自治法の法解釈、そういうのがあるんです、逐条地方自治法を見ると。

それからまた、更に進めてみますと、普通公共団体の議会の議員の配偶者や子弟が請負をするということも本条に該当しないと思われるが、しかしながら実際において議員がそれら配偶者や子弟の請負について実質的な支配力を及ぼし、全く配偶者や子弟の請負は名目のみで、実質はその議員が請け負っているのと何ら異ならないような場合もあり得るのであって、このような事態も同じく本条の趣旨から極力避けられなければならないところであると、そういうふうにこの解釈が出ている。そうじゃないとおっしゃるかもしれませんが、もしそうであるとすれば、地方自治法第127条の手続によって、この議員は失職をされる可能性が出てくるということでございます。

そういうことなので、契約書はまだつくっておられないかもしれませんが、賃貸借契約——まだ工事はこれからするわけですから——もしあるのであれば、包括協定は出ておりますが、ぜひそれをすぐ出していただきたいというふうに思います。

またそれから、その契約書、この包括協定を見ても、今見たばっかしなんですけど、事業内容というところがあります、この包括協定書に。その第2条の(3)その他町政の推進や町民サービスの提供に関すること、これがちょっとまた請負とも関連があるんじゃないかなというふうに見たんですけども。そういうことで、もしその賃貸借契約書があるのであれば、きょうに限らず、後になってもよろしいんですけど、まだできてないのであれば、ぜひ議長の方からその賃貸借契約というか、その会社との契約書、これは出していただかなければいけないなど。これは要望でございます。それが第1点、契約の問題。

第2点です。

しかし、法的に問題がないとおっしゃるかもしれませんが。そうかもしれませんが、それは、法律問題ですから。しかし、ある議員の長男が取締役ということで、いわゆる痛くもない腹を探られるということが出てくるのではないかと。事務所を特別に貸してもらって使用料を優遇しているということに対して、もう既に私は聞いております。そこへわしも入らせてくれという方がおられると、ねたみ、そねみの類いが生じる。地方自治体としての和気町の公平な町政をすると、町民に対して、そこら辺が損なわれるんじゃないかというふうに思います。そういう点を第2番目にお聞きしたいと。

それから、第3番目でございます。

これは、政治姿勢といいたいまいしょうか、今まで、去年から今年にかけて、もうちょっと2年ほど前ですか、学校統合そして創志学園との使用賃貸借契約をやったと。そういうふうなやり方というのが、かなり政治手法が強引であったというふうに思っております。

今回も、5月24日に鶴飼谷というか、ドームでドローンの説明、エキシビションをして、それから30日に全員協議会がありました。その30日の全員協議会のときにはもう専決することを決めていたわけございま

す。ですから、町議会の意向などはもうどこ吹く風、もう全然気にならん、町長、どんどんやろうという考えでやられているというふうに思います。その点で、町民への周知や理解を経ずして町政執行、町民無視の行政執行ではないかというふうに思います。その点を最後、町長、お答えください。大森町政のこれが汚点になるのではないかというふうに思います。第3番目です。その3つについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 地方創生課長 野津君。

○地方創生課長（野津浩之君） 失礼いたします。

西中議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回の契約等を含めまして、地方自治法第92条の2、議員の兼業禁止になるのではないかというご質問でございますが、本条はあくまで議員個人の兼業を禁止しているものでありまして、今回の案件につきまして議員の親族の方が代表取締役となっておりますが、議員本人が関与しているわけではございません。また、地方公共団体に対し請負の行為は行ってない。こうしたことから、地方自治法第92条の2に抵触しないものと考えるところでございます。そうしたことから、弁護士への相談もしてははいないというところでございます。

また、公平性が損なわれるのではないかというご質問でございますが、これも実際東京のコンサルティング会社の方が今回契約をするわけでございますが、町の発展のために町においてドローンの学校を誘致したいという目的の内容と、町もそうしたことで町の誘致という目的に合致したものでございまして、そこにあくまで公平性という観点でいきますと、それは損なわれるものではないというふうに考えておるところでございます。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 失礼します。

西中議員の中の賃貸借契約について締結しておるのかという問いにお答えいたします。

これから工事をするものでございまして、物自体ができておりませんので、契約の締結はまだしておりません。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 今回はいわゆるドローンスクールの学校誘致でございまして、行政との事業契約というのは一切ございませんので、いわゆる学校の運営でありまして、事業というものとのかかわりはございませんので、そういった意味からも一つの企業誘致という形での事業実施でございますので、その辺、いろいろ兼職とかいろんな形でかわるんじゃないかということでございますが、町との委託、受託とか、そういった事業契約も今のところ何もございませんので、そういうことも今のところはございません。

今後、いろんなことでどういうふうになっていくかということについては、まだ未確定でございますけれども、今のところは学校運営ということでございますので、その辺で我々は自治法上から、そして町民への住民理解というのは企業誘致という形で町の活性化という視点から進めてまいりましたので、その辺について住民への理解というような点については、どこまでしなきゃいけない、どこまでしたら100%でいいんだということもあろうかと思っておりますけれども、そういった点についても町としてぜひ行政そして町の発展のためにこのことを事業化していこうということでございますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） ちょっと信じられないことをさっき地方創生課長は言うた。弁護士と相談してないんですか、本当に。これ前に、和気町の駅前区の区画整理事業というのが私が議員になる前にありました。そこで、その補助金をもらう受け皿会社として和気気まちづくり株式会社、TMOというのがあったんですね。そのときも、町民の方にご無理を言って、株式を取得していただいたというふうなこともあった。それが最終的には、ちょっと年度は覚えてないんですけど——24年度ぐらいだったかな——解散しました。なかなか解散しなかったんじゃないけど、もう用が済んだんじゃないから早う解散せられという言うたが、なかなかせられなかった。最終的

に解散になったんですけれど。それで商工会なんかはあれ団体ですけど、要するに個人で、2人で5万円の株式を買われとった人もおられた。そういう人が、会社が破たんしてもペアに……

(「議長、緊急動議」の声あり)

ちょっと発言をまだしとるんですけど。

(8番 草加信義君「緊急動議。とんでもねえ見当違いの発言を、こんなものを議長、させることが間違うとる。休憩。休憩の動議で」の声あり)

(「休憩動議」の声あり)

○議長(当瀬万享君) 賛成者が1名いますので、ここで暫時休憩といたします。

午前 9時59分 休憩

午前10時45分 再開

○議長(当瀬万享君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番 西中君。

○6番(西中純一君) それじゃあ、途中切れましたんで、どこまでいったかちょっとよくあれなんだけど。

弁護士のことを言ようったんかな、たしか。弁護士に相談していないことを言われたんですけれど、その辺が、これは新しい契約なんで本当にそれでいいんかどうかわれなんですけど、本当にそういうことなんですか。そういうやり方でいいんですかね。

それをお聞きしたいということと、町長にもう一度お尋ねしたいと思えますけれども、これがいいというふうなことはさっき言われたんですけど、そうじゃない、この行政のやり方といいましようか、町民にきちっとこれをご理解いただいて推進していきようものなのか。これは専決処分で行われるわけでありますから、たとえここで否決されてもどんどんやられるということなんで、そういうやり方も含めて、それが正しいやり方だと思われるのかどうか、そういうふうなことをお尋ねしたいと思うんですけれど。

弁護士の件は、とにかく仮にこれは法的にそういう問題はないとしても、やはり先ほど言いますように、くどいようですが、ある会社を優遇して、条例ではたしか1万円ですよ、使用料が、ドームの、それを5分の1に下げる。それから、条例では1,500円、1,500円の3,000円、これを5分の1で600円に下げて、いわば優遇してあげると。今はやりのこれそんなく政治じゃないかなと思うんですけれど、そういうふうに見えるかどうなのか、その点だけもしこれは答えられるようでしたら教えていただきたいと思えます。

○議長(当瀬万享君) 地方創生課長 野津君。

○地方創生課長(野津浩之君) 西中議員のご質問にお答えいたします。

弁護士への相談の件でございますが、今回の契約につきましては、ドローンを活用した地域包括協定ということでございまして、市町村と株式会社Future Dimension Drone Instituteとの間でドローンを活用した地域経済の活性化等様々な内容について、市町村と連携して取り組むことを包括的に契約を結んでおるものでございまして、これに関しまして請負に関する内容等は一切ございませんでしたので、そうしたことから今回は弁護士の方に相談というのはかけてなかったということでございます。

○議長(当瀬万享君) 町長 大森君。

○町長(大森直徳君) この件につきましては、3月からドローンのいろんな行事を皆さんに見ていただいたり、そして中間でも報告をしながら進めてまいりました。それで、昨日包括協定を結んで、進めていくという。町の方へいわゆる学校を誘致して、それによって人材育成ができていけるということの目的でございますので、利害関係とかそういったものは一切ないと我々は考えて今回の事業を進めてきたわけでございます。

ですから、施設の使用についても、町民並みの使用貸借という形で事業を推進していく。そして、これから本当に活性化につながっていくドローンの事業というものがいい形で和気町から発信できればということから、包

括協定も昨日結んで、これからの進めをしていくという考え方でございますので、一切事業による町との利害関係というか、金銭的な関係とか、そういったものはございませんので。いわゆる学校の運営でございますので、その辺は我々も十分調査研究もしながら今回の包括協定も結んできたという経緯でございますので、ぜひこの形で町の活性化につなげていくというのが最大の課題でございますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 失礼します。

使用料の減免につきまして、町の活性化という観点から、町長判断で減免することについては条例規則等により可能となっておりますので、特に問題ないと思っております。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） 臆測を言うなどかいろいろ言われるんですが、現実に関係ないって言われるかもしれませんが、TMOという会社があって、その株式の引き受けを一般町民の方をお願いしたことがあって、それが平成24年でしたか、25年、最終的には解散になると。その課程で、ほとんど5万円が何千円でしたかね、物すごい紙みたいなものにぐっと下がったという経緯が、これは別件ではありますが、これは町が三セクというか、出資してかかわっていた、そういうあれでございますが。これも会社でございます、この何とかInstitute。今、400株ですが、1万株までできるというのが書いてある。増資ができるということなんですよ。そうすると、町民の方に、これは上場企業ではないですが、縁故で引き受けをお願いするようになる可能性が出て、またこれもしかして破たんした場合は、株式の分だけもうチャラになる可能性がある、そういうおそれも私は抱いているわけでございまして、老婆心ながらこの件についてご質問をさせていただいたわけでございます。コメントは、されるんでしたらして、そのTMOに関連して、もし町長、あるんでしたらお願いしたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） TMOというのは、また駅前の活性化の土地開発でございましたから、それに伴う事業化をしていくということで立ち上げたTMOでございます。まちづくり会社なんですけど、これはもう全くそういった出資の関係とか、それから一般公募をするとか、そういったことについて我々行政が関与すべき部分は一切ございませんので、これはいわゆる会社法人法でやっていくといういわゆる株の関係でございます。行政はかかわりがないということでございますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

4番 山本君。

○4番（山本泰正君） ちょっとお尋ねしたいと思っております。

先ほど契約をしていないという発言が某課長からあったと思っておりますが、これ会社の設立が29年8月15日、専決が8月31日、ここらあたりはどういうふうになっとんかちょっとお尋ねします。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 賃貸借契約はまだ締結はしてございません。実際に事務所設置等の要望を聞いたのが8月に入ってからということもありまして、今回専決補正で改修費を出させていただいたんですが、町長並びに説明がコンサルの方からございまして、そこであの場所を利用して事務所にしたということでございまして。それに対しまして、町としても何らかの支援ができないかということで応援をしていくということでございまして。

（5番 尾崎忠信君「工事が済んでから幾らたつの」の声あり）

（4番 山本泰正君「ちょっと黙っててくれ、関係ねえ者は言わんようにして

てください」の声あり)

○議長(当瀬万享君) 4番 山本君。

○4番(山本泰正君) これ公用地なんですよ、益原681番地-1、これ町有地でございます。それが我々は何も知らない間に会社登記が済んだ、何も契約もしていない。こういうのがあるんなら、30日の全員協議会でも当然報告をしてもらわなきゃいけんし、8月31日に専決して初めて効力を発することだと私は認識するんですが、以前にもうととととと本社を益原の681の1へ設置しとるといような状況、一般町民としては法的に許されるんかどうか私もそこまで調べてもおりませんし、ちょっと今気になったから聞きよんですが、これ一般常識として考えられないことですし、先ほど全員協議会を開いていろいろお聞きもしましたが、こういうめごとが起こるといのは、やっぱり執行部がもうちょっときっちりしてもらわんと、迎え撃つ会社に対しても失礼じゃないですか。絶対こんなのが表に出たら問題になります。と私は認識しております。内容的にはかなり地方創生の和気町にとって夢のある部分、効果のある部分を私は認めてますので、30日の全員協議会のとき、また町長が専決処分ですることに対して丁寧なお話もありました。私も賛成したいという気持ちでおりましたが、こんなのが次々出てくると、議会議員の信念、理念を通すためには、こんな無条件で了解するわけにいきません。ここらはどうなっとんですか。ちょっと執行部の考え方、教えてください。

○議長(当瀬万享君) 答弁をお願いします。

(4番 山本泰正君「誰が許可したんですか」の声あり)

副町長 稲山君。

○副町長(稲山 茂君) 会社の設立が益原で登記簿の登記の方が早いと、それからお貸しすることになったといこと経緯でございますけれど、会社側といたしましても益原のあの地が一番いいんだといことで、我々と協議をしながら、そこにほんなら会社を設置しますよと。そういう中で、登記簿のとおりの日にはちの8月15日といことでございます。

それから、それならどういふうに使うかなとい話の中で、これじゃあ事務所として使えないだろうといことで、10月2日開講といお話もある中で、議会を開くいとまがないといことで、ぜひお貸しするんなら事務所として適切な改修工事をしてお貸ししようといことの中で、そういう専決とい手法を使わせていただいたといことでございます。

(4番 山本泰正君「回答になっとらんのじゃけどな」の声あり)

○議長(当瀬万享君) 4番 山本君。

○4番(山本泰正君) 専決は8月31日、できとるのは8月15日。それ以前に協議ができてあ場所といのが決まっとたら、専決までには当然そのことは報告もしてくれにゃいけんし、8月15日以前といことであれば、8月になってすぐやとんなら、専決でやらなくても、議会が2週間以上あるわけですから、議会を開催するいとまがないとい条件には該当いたしません。だから、執行部がもうちょっときっちりした対応をしていただかなくては困りますし、それからこの包括連携の協定書なんです、経費等の第5条です。ここで共同事業の実施に関する経費の負担は、甲と乙が協議の上決定するといふうになっとんですけど、今後まだ経費の負担等が出てくるおそれがあるといことでしょうか。

○議長(当瀬万享君) 地方創生課長 野津君。

○地方創生課長(野津浩之君) お答えいたします。

和気町における地域共同事業で実施に要する経費の負担、今後ドローンを活用した防災、農業、様々な共同事業が発生するとは思いますが、ここでは包括連携協定といことで経費の負担について大まかなくくりになっておりますが、各事業の実施を実際にする場合におきましては、株式会社Future Dimension Drone Instituteとそれから和気町の方の担当課等で協議の上決定をしていくこともあり得るので

はないかと考えるところでございます。

○議長（当瀬万享君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 幾ら言ってもなかなか改善されない行政の考え方もあるんですが、ぜひいい事業として迎え撃つということであれば、慎重にきちっとした形で、町民みんなが理解できる、それから議会も全員が了解してくれるような事業にさせていただきたいというのは強く思っております。なかなか言っても合った返事はもらえません。事前に、もう8月15日に会社を公有地の中へ、公共施設の中へやってしまったというのは、これは私は大変なことだと思います。

例えば和気町尺所555の和気町役場内といういい企業が勝手に名前を出して事務所、本社というようなことには当然なっちゃいけないわけですし、公共施設というのはそういうもんだし、会社の設立はいつされようがそれは勝手なんです、公用地を使ってというのは当然了承も必要でしょうし、そのあたりはいい形で迎え撃つ形を今後とっていただきたいと思います。

それから、ドームでドローンを飛ばすというのは、ソフトボールや野球をあの中ではさせてもらえない。ノックだけしかできないよ、打つことはだめですよというようなことがあったんですが、そこらあたり、もし間違っで飛んで穴が開いたような場合はどうするのか。この契約書の中へはそのこともやっぱり入れとく必要があるんじゃないのかなというふうに思います。というんが、訓練をするときに、例えば私はやったことありません。素人がぼっとやって、下降を上昇と間違っでやった場合は上へ上がるわけですから、破れる可能性も当然あります。そのあたりも慎重に後でトラブルが起きないようにやっていただきたいと思います。

私はもう、そこらの8月15日あたりのがもう少し鮮明なる回答がいただけると思っておりましたが、今勝手に誰がされたのかももうわからない、業者の方の要望だということですが、やはり対等な立場で契約はさせていただきたいというふうに思っております。

いろいろ附則のことを申し上げましたが、すんなり賛成できないという意思表示をしておきます。もう回答は結構です。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

承認第7号及び承認第8号の2件を会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって承認第7号及び承認第8号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

承認第7号を討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

承認第7号専決処分（和気町運動場条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって承認第7号は、承認することに決定しました。

次に、お諮りします。

承認第8号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議がありましたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 失礼します。

私は、この承認第8号に反対でありますので、反対討論をさせていただきます。

る質問をいたしましたけれども、ドローンを運営する会社にドームを貸す、それも家賃はほかと同じでございますが、時間使用料については5分の1に減額をし、非常に優遇するというので、産業振興のためにというふうな大義名分は言われておりますが、やはりこの会社の代表取締役の関係者のお父さんが議員をされているというふうなことがあるということで、非常に請負のニュアンスが濃い、議員の兼業禁止に当たるのではないかと、思うわけでございます。その点がやはり一番気になるところ。

それから、もしそれがそうでないとしても、次に事務所を特別に貸してもらって使用料を優遇していると。そういうことに対して、町民の間から、町民に対して公平に町政を行う、そういうことに対していろいろと異議が出てくる可能性がある。この点が2点目でございます。

それから、学校統合それから創志学園との町営グラウンド、そして旧石生小学校、旧和気小学校の貸借契約、そういうことを進めていく過程でも、政治手法が大変強引であるというふうなご意見がありました。それと、継続してまた同じことを、町民への周知とか理解を十分に行わずして町政を執行する。一体和気町はどうなっているんだというふうに本当に言われる可能性が十分であります。

かつてあったTMOという会社の株式、これを町民にお願いして購入していただく、そういうことがあって、それが破たんしたときには、町民の皆様にご迷惑をおかけする、そういうこともあった。そういうことで、この会社も1万株まで増資できるわけでございますから——今たしかこれは1株5万円ですか——そういういろいろなことでまた町民に対してご迷惑かけるというふうなことが十分予想されるということがある。

そういうことで、そういういろいろな3つの点で、やはりこの貸借契約といいましょうか、専決処分してあれを直して貸すということはちょっとおかしいというふうに思いますので、この専決処分に反対でございます。よく町民の立場をお考えになって、同僚議員の諸君、産業振興という美名に隠れたその問題点をきちっとお考えになって賛否を表明していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） ないようなので、これで討論を終わります。

これから承認第8号専決処分（平成29年度和気町一般会計補正予算第3号）の承認を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

承認第8号は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（当瀬万享君） ありがとうございます。起立多数です。

したがって承認第8号は、原案のとおり承認されました。

（日程第5）

○議長（当瀬万享君） 日程第5、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、諮問第2号について説明を行います。

諮問第2号人権擁護委員の推薦であります。本年12月31日をもって任期満了となる人権擁護委員林 泰子氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、議案書12ページを朗読いたします。

〔議案朗読〕

なお、参考資料といたしまして、林 泰子氏の経歴を裏面に載せておりますので、参考にしていただき、ご審議、ご承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） これから諮問第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって諮問第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

お諮りいたします。

諮問第2号は、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから諮問第2号人権擁護委員の推薦について採決します。

この採決は、起立によって行います。

諮問第2号は、適任とすることに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（当瀬万享君） ありがとうございます。起立全員です。

したがって諮問第2号は、適任と答申することに決定しました。

（日程第6）

○議長（当瀬万享君） 日程第6、報告第6号から報告第8号までの3件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、報告第6号から報告第8号について提案理由の説明を申し上げます。

初めに、報告第6号の平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付して報告するものであります。

内容についてであります。平成28年度の和気町における実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字額はなく、実質公債費比率は12.9%、将来負担比率は67.8%になっており、いずれも早期健全化基準

及び財政再生基準を下回っております。また、資金不足比率については、各特別会計のいずれも資金不足を生じておりませんので、報告数値はございません。

次に、報告第7号の平成28年度和気町一般会計継続費精算報告書についてであります。地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成28年度をもって終了しました学校・園改修整備事業の精算について別紙継続費精算報告書のとおり報告するものであります。

次に、報告第8号の平成28年度和気町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書についてであります。地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成28年度をもって終了しました初瀬排水機場増設事業について別紙継続費精算報告書のとおり報告するものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 次に、報告第6号から報告第8号までの3件、順次細部説明を求めます。

まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 報告第6号・報告第7号説明した。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 豊福君。

○上下水道課長（豊福真治君） 報告第8号説明した。

○議長（当瀬万享君） 以上で報告第6号から報告第8号までの3件の報告を終わります。

ここで休憩をし、代表監査委員に入場してもらいます。席に着いたままお待ちください。

午前11時26分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第7）

○議長（当瀬万享君） 日程第7、議案第60号から議案第76号までの各会計の決算認定17件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、議案第60号から議案第76号までの平成28年度決算の認定17議案についてであります。別紙のとおり決算書の調製ができましたので、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものであります。

平成28年度の決算を受けての財政状況は、諸般の報告で述べさせていただきましたので、ここでは省略させていただきます。

なお、決算の認定に関する詳細につきましては、お手元に配付しております説明書にかえさせていただきます。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、会計管理者、各担当部長、課長に説明させますので、ご審議、ご認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、平成28年度和気町各会計の決算審査報告を求めます。

代表監査委員 宇高君。

○代表監査委員（宇高 進君） 皆さんこんにちは。第7回の議会定例会、大変ご苦労さまでございます。

それでは、早速でございますが、平成28年度の決算の審査状況について報告させていただきます。

審査意見書の1ページをごらんください。

まず、第1、審査の対象でございますが、一般会計及び特別会計14件の決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書。

2といたしまして、公営企業会計2件の決算。

3、基金として、2件の基金運用状況が対象になります。

第2といたしまして、審査の実施場所及び日程でございますが、和気町役場において、平成29年7月25日から8月10日までの間審査を行いました。

第3といたしまして、審査の方法でございますが、決算の審査は、町長から提出された平成28年度一般会計及び特別会計の決算書及び附属書類は、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法律に準拠して処理されているかなどの点について審査いたしました。また、基金については、その設置目的に沿って適正に運用されているかなどを審査いたしました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査も参考にして実施いたしました。

続きまして、2ページの第4、審査の結果及び意見でございますが、1、審査の結果でございますが、審査に付された各会計の決算、証書類、決算書事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、いずれも関係法令に基づき作成されており、適正に表示しているものと認めました。また、予算の執行は、おおむね適正に執行されているものと認めました。基金の運用状況を示す書類は、証書類と符合し、適正に表示しているものと認めました。また、基金の運用はおおむね適正に執行されているものと認めました。

なお、事務審査の過程において、一部の書類に不備なものがございましたので、早急な改善を別途指示いたしました。

続きまして、2として、決算審査の概要及び意見でございますが、(1)で決算の総括、①の決算の規模でございますが、会計別決算額は表に記載してありますとおりです。

3ページにあります一般会計及び特別会計ですが、純計として歳入歳出差し引き7億1,768万3,398円の黒字でございます。

②決算収支の状況でございますが、繰り越すべき財源が2,427万7,000円あるので、6億9,340万6,398円の黒字となっております。

次に、4ページでございますが、一般会計の概況です。収支差し引きで2億178万3,469円となっております。実質収支は繰り越すべき財源3,411万7,000円がございますので、1億6,766万6,469円の黒字となっております。

次に、歳入でございますが、各款別の収入済額において歳入総額に占める構成比率の高い順に、地方交付税43.6%、町税17.1%、町債16.1%等となっております。

また、歳入決算額を財源別に見ると、次の表のとおりであり、自主財源比率が23.8%、依存財源比率が76.2%となっております、自主財源比率が前年度より1.3ポイント減少しています。

次に、5ページでございます。

歳出の状況でございますが、各款別の支出済額において、支出総額に占める構成比の高い順に、民生費22.2%、教育費21.8%、土木費16.3%等となっております。

次に、(3)の特別会計といたしまして、①国民健康保険特別会計でございますが、決算については記載のとおりでございます。

歳出総額の64.5%が保険給付費で占められ、被保険者1人当たりの医療費保険者負担額は前年度より7,728円減の42万2,840円となっております。運営については、現在保健指導や健康教室、ジェネリック薬品の推進を含む啓もう活動による医療費抑制への取り組みを行っているが、更に計画的運営に努められたい。保険料の未収については、縮減が見られるが、税負担の公平性、国民健康保険会計の健全性の観点から、一層の収納率向上と収入未済額の回収に努力していただきたい。

②国民健康保険診療所特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

地域医療の重要性を鑑み、保健福祉医療の包括的な拠点施設として、町民に安心と信頼を享受できるよう一層の努力を期待しています。

次に、6ページの③後期高齢者医療特別会計ですが、決算については記載のとおりです。

国民健康保険特別会計同様に、医療費支出の抑制が最重要課題でございます。保険料の未収については、早期徴収、戸別訪問など実効性のある方策により、引き続き他会計とも連携を密にしてその解消に一層努力していただきたい。なお、不納欠損処分については、関係法令にのっとり適正に処理されているものと認めました。

④介護保険特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

介護予防などの取り組みにより保険給付費の増加抑制を行い、計画的な運営に努められたい。保険料の未収については、被保険者負担の公平性、介護保険会計の健全性の観点から、早期に接触を図り、粘り強い納付指導を行うなど、他会計とも連携を密にして一層の収納率の向上と収入未済額の解消に向け努力していただきたい。なお、不納欠損処分については、関係法令にのっとり適正に処理されているものと認めました。

⑤合併処理浄化槽設置整備事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

本年度の管理浄化槽は昨年と同様の22基で、うち1基は休止しております。

次に、7ページの⑥墓園事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

平成28年度末をもって特別会計を廃止したため、実質収支は0円であり、繰り越すべき財源はございません。平成28年度末現在の管理区画数は452区画、うち39区画が残となっております。

⑦住宅新築資金等貸付事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

収納率は極めて低く、返済計画の見直しを含めた回収業務に積極的に取り組んでいただきたい。

⑧農業集落排水事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

本年度の管理は、昨年同様の5処理区と5処理場でございます。

⑨駐車場事業特別会計でございますが、歳入歳出の決算については記載のとおりです。

次に、8ページの⑩公共下水道事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

下水道事業全般に言えることですが、老朽化した排水管や施設の改良更新を計画的かつ着実に進めていただきたい。使用料についても、収入未済額の縮減が見られるが、使用者負担の公平性を確保、長期滞納にならないよう、引き続き他会計とも連携を密にして、その解消に一層努力していただきたい。また、使用者が死亡、行方不明の場合は、不納欠損処分の手続を関係法令にのっとり適正に処理されたい。

⑪特定環境保全公共下水道事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

公共下水道事業特別会計と同様に、今後の事業執行に努めていただきたい。

⑫和気鶴飼谷温泉事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

温泉全体の取り組みとして、宿泊客及び温泉利用客は増加している。地域密着型の施設であることから、経営の安定化に向けて更なる宿泊利用客の増加のために地元企業の研修利用やイベントの活用などを積極的に行うとともに、休憩客数の増加に向けては、地元食材の活用や地元の諸団体への利用促進などを積極的に行い、収益の増加を図っていただきたい。

次に、9ページの⑬ごみ焼却施設解体事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

⑭地域開発事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

(4)として公営企業会計でございますが、上水道事業会計、簡易水道事業会計ともに収入、支出については記載のとおりでございます。

事業運営については、企業誘致に伴い給水収益の増額が見受けられるが、人口の減少や少子・高齢化などの人口構成の変化、節水型社会及び節水機器の向上等により水需要の伸びが一般家庭において期待できないため、維持管理等が最重要です。支出においては、減価償却費や老朽化施設の更新など、経費の増加が見込まれている。

また、使用者が死亡、行方不明の場合は、債権放棄に関する手続を関係法令にのっとり適正に処理していただきたい。なお、今後の事業運営に当たっては、有収率の向上や水道料金の収納確保、経費の節減など、より一層合理的・効率的な経営に努められ、安全・安心の水の供給を行い、健全なる経営努力をしていただきたい。

簡易水道事業については、上水道事業同様に、施設・設備が老朽化しており、今後も維持管理費等の増加が予想されるため、健全なる経営努力をしていただきたい。また、使用者が死亡、行方不明の場合は、債権放棄に関する手続を関係法令にのっとり適正に処理していただきたい。なお、維持管理等鋭意努力はされているものの、給水原価が供給単価を大幅に上回っているため、今後の使用料金等を検討し、健全な経営努力をしていただきたい。

(5) といたしまして、基金でございますが、①土地開発基金と、②奨学資金及び入学一時金貸付基金の運用状況については、11ページのとおりとなっております。

12ページの第5で、財政分析として(1)から(3)の各表にまとめております。

財政分析としては、財政力指数が0.316で、昨年度より0.004ポイント改善しております。その他の財政指標を見てみると、経常収支比率が94.7%で若干の改善が見られますが、依然として財政の弾力性の基準である70%ないし80%を超えております。また、公債費比率は1.2%改善されており、一般的に財政の硬直化を招かない範囲であるとされる15%を若干であるが下回っております。

次に、13ページの第6、監査委員の意見でございますが、まず収入未済額について、一般会計・特別会計及び公営企業会計並びに基金を合わせた収入未済額は、前年度末と比較すると14%、額にして4,252万7,222円増加し3億4,703万2,966円となっております。不納欠損処分については199万8,163円となっております。使用料、負担金等の収入未済額については、様々な対策が講じられ努力をされているが、自主財源の確保、町民負担の公平性からも極めて重要であります。また、徴収体制を強化されているところですが、今後更なる未納額の増加が予想されることから、他課と協力し、徴収体制の更なる強化に努めていただきたい。今後とも、自主財源を確保し、負担の公平性を維持するため、収入未済額及び不納欠損額の縮減に努められるよう望みます。

未済額一覧につきましては記載のとおりでございます。

2として、公共施設及び公有財産についてですが、不使用財産の利用活用についても、今後十分検討されたいと思います。

公共施設等の管理については、一層の適正管理が求められており、公共施設等のあり方、町民のニーズ、限られた予算の中でどのように効率化を図るか模索を続けることが重要となっております。

学校・園の統廃合に伴い、廃校となった施設は、地域のニーズに鑑み、和気町の発展につながるよう有効に活用していただくよう要望します。

町財政を取り巻く環境が厳しさを増す中、公共施設等総合管理計画にのっとり適正な施設管理を行うよう努力していただきたい。

最後に、14ページの第7で、まとめといたしまして、審査としてはいずれも正確で適正に処理されているものと認めました。

今回の決算を見ると、一般会計において厳しい財政状況が続いてきた中で、健全財政への立て直しに向けた様々な努力がなされたものと評価するものです。

本町の歳入は、景気の変動に大きく影響される個人町民税を中心とした町税が大きな割合を占めており、経済動向の不透明感とともに、今後の増大する財政需要を考慮すると決して楽観は許されない状況にあり、更に普通交付税が合併算定替により平成28年度から10%減額されており、今後も引き続き減額されるため、できるだけ確実な中期財政計画を基に、事業の選択と集中を徹底するとともに、効率的かつ効果的な財政運営を実施して

いただきたい。

また、平成27年10月に策定された「和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の効果をより高め、更に人口増に向けての施策を推進していただきたいと思います。

以上、非常に簡単でございますが、決算審査報告とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） これから監査委員の決算審査報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

宇高代表監査委員、ご苦労さまでした。退席いただいて結構です。ありがとうございました。

次に、平成28年度決算に係る財政状況について説明を求めます。

まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 財政状況説明した。

○議長（当瀬万享君） ここで13時まで暫時休憩といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（日程第8）

○議長（当瀬万享君） 日程第8、次に議案第60号平成28年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について細部説明を求めます。

会計管理者 鈴木君。

○会計管理者（鈴木健治君） 議案第60号説明した。

○議長（当瀬万享君） ここで2時15分まで暫時休憩とします。

午後2時00分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会計管理者 鈴木君。

○会計管理者（鈴木健治君） 議案第60号説明した。

○議長（当瀬万享君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日は、午前9時から本会議を再開しますので、ご出席方よろしく申し上げます。

本日は、これで散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後2時43分 散会

平成29年第7回和気町議会会議録（第2日目）

1. 招集日時 平成29年9月6日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 平成29年9月6日 午前9時00分開議 午後1時59分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 山本 稔 2番 居 樹 豊 3番 万代 哲 央
4番 山本 泰 正 5番 尾 崎 忠 信 6番 西 中 純 一
7番 広 瀬 正 男 8番 草 加 信 義 9番 安 東 哲 矢
10番 柴 田 淑 子 11番 当 瀬 万 享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
な し
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 大 森 直 徳 副 町 長 稻 山 茂
教 育 長 朝 倉 健 作 会 計 管 理 者 鈴 木 健 治
総 務 部 長 竹 中 洋 一 危 機 管 理 室 長 新 田 憲 一
ま ち 経 営 課 長 立 石 浩 一 地 方 創 生 課 長 野 津 浩 之
税 務 課 長 桑 野 昌 紀 民 生 福 祉 部 長 青 山 孝 明
生 活 環 境 課 長 岡 本 芳 克 健 康 福 祉 課 長 則 枝 日 出 樹
介 護 保 険 課 長 永 宗 宣 之 産 業 建 設 部 長 南 博 史
産 業 振 興 課 長 万 代 明 上 下 水 道 課 長 豊 福 真 治
地 域 審 議 監 大 石 浩 一 事 業 課 長 岡 本 康 彦
教 育 次 長 今 田 好 泰 学 校 教 育 課 長 藤 原 文 明
社 会 教 育 課 長 山 崎 信 行
8. 職務のため出席した者の職氏名
議 会 事 務 局 長 田 村 正 晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 6 1 号 平成 2 8 年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 2 号 平成 2 8 年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 3 号 平成 2 8 年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 4 号 平成 2 8 年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 5 号 平成 2 8 年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 6 号 平成 2 8 年度和気町墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 7 号 平成 2 8 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 8 号 平成 2 8 年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 9 号 平成 2 8 年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 0 号 平成 2 8 年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 1 号 平成 2 8 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 2 号 平成 2 8 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 3 号 平成 2 8 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 4 号 平成 2 8 年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 5 号 平成 2 8 年度和気町上水道事業会計決算認定について	説明
	議案第 7 6 号 平成 2 8 年度和気町簡易水道事業会計決算認定について	説明
日程第 2	議案第 7 7 号 和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更について	説明

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 3	議案第 78 号 和気町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	説明
	議案第 79 号 和気町立保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の一部を改正する条例について	説明
	議案第 80 号 和気町営住宅条例の一部を改正する条例について	説明
日程第 4	議案第 81 号 平成 29 年度和気町一般会計補正予算（第 4 号）について	説明
	議案第 82 号 平成 29 年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	説明
	議案第 83 号 平成 29 年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）について	説明
	議案第 84 号 平成 29 年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	説明
	議案第 85 号 平成 29 年度和気町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	説明
	議案第 86 号 平成 29 年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について	説明
	議案第 87 号 平成 29 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について	説明
	議案第 88 号 平成 29 年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について	説明
	議案第 89 号 平成 29 年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）について	説明
	議案第 90 号 平成 29 年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	説明
	議案第 91 号 平成 29 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	説明
	議案第 92 号 平成 29 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）について	説明
	議案第 93 号 平成 29 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第 1 号）について	説明
	議案第 94 号 平成 29 年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）について	説明

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第5	議案第95号 工事請負変更契約の締結について	説明
	議案第96号 物品購入契約の締結について	説明

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承を願います。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、議案第61号から議案第76号までの16件について順次細部説明を求めます。

会計管理者 鈴木君。

○会計管理者(鈴木健治君) 議案第61号・議案第62号・議案第63号・議案第64号・議案第65号・議案第66号・議案第67号・議案第68号説明した。

○議長(当瀬万享君) ここで10時15分まで暫時休憩とします。

午前 9時58分 休憩

午前10時15分 再開

○議長(当瀬万享君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会計管理者 鈴木君。

○会計管理者(鈴木健治君) 議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号・議案第73号・議案第74号説明した。

○議長(当瀬万享君) 上下水道課長 豊福君。

○上下水道課長(豊福真治君) 議案第75号・議案第76号説明した。

○議長(当瀬万享君) ここで11時20分まで暫時休憩といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時20分 再開

○議長(当瀬万享君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(日程第2)

○議長(当瀬万享君) 日程第2、議案第77号和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長(大森直徳君) それでは、議案第77号についての提案理由の説明を行います。

議案第77号の和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更についてでございますが、和気町立学校・園統廃合整備基本計画の一部を変更することについて、和気町議会の議決すべき事件を定める条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

佐伯小学校駐車場用地の宅地部分について、木造一部2階建て住居の解体撤去を本体工事で行うため、経費を追加するものであります。

また、本荘小学校プールの建設に伴い町下水道の加入接続が生じるため、負担金及び手数料を追加するものです。

また、本計画対象外の地方債を含めて計上していたため、当該地方債を減額するものです。

また、幼児施設増設整備事業について、JA助成金を国県支出金に計上していたため、その他へ修正するもの

です。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第77号の細部説明を求めます。

教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 議案第77号説明した。

（日程第3）

○議長（当瀬万享君） 日程第3、議案第78号から議案第80号までの3件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、議案第78号から議案第80号について提案理由の説明を行います。

まず、議案第78号の和気町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてであります。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律が平成29年6月2日に公布され、平成29年7月31日に施行されたことに伴い、関係条例の整備を行うものであります。

次に、議案第79号の和気町立保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。低所得世帯、多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、利用者負担の上限額に係る特例措置を拡充する子ども・子育て支援法の施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されたことから、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第80号の和気町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。第7次一括法による公営住宅法改正に係る公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の一部改正による和気町営住宅条例の条ずれを改正するものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細については、担当部長並びに担当課長に説明させますので、ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第78号から議案第80号までの3件について順次細部説明を求めます。

税務課長 桑野君。

○税務課長（桑野昌紀君） 議案第78号説明した。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 議案第79号説明した。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 議案第80号説明した。

（日程第4）

○議長（当瀬万享君） 日程第4、議案第81号から議案第94号までの14件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、議案第81号から議案第94号までの14議案につきまして提案理由の説明をします。

初めに、議案第81号の平成29年度和気町一般会計補正予算（第4号）についてであります。この補正は既定の予算に1億532万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ93億5,013万7,000円とするものであります。主な内容は、歳入では交付金の確定による交付税の増額、農業用施設災害復旧補助金

の県補助金の増額、財政調整基金繰入金の減額、前年度繰越金の増額等であります。歳出では、情報システム費におけるコンビニ収納及びマイナンバー制度整備経費の増額、情報通信施設管理費における支障移転工事費の増額、学童保育事業費における旧初瀬保育園の改修及び保育事業補助金の増額、農地費における耕地事業維持工事費の増額、観光費における温泉会計への繰出金の増額、道路維持費における道路維持工事費の増額、公共下水道事業費における公共下水道事業会計への繰出金の増額、住宅管理費における住み替え対策の修繕料の増額、学校・園統廃合整備事業における佐伯小学校の樹木伐採処分、駐車場整備に係る建物取り壊し補償費、本荘小学校プールの水道加入金等の増額、農業用施設災害復旧費における事業費の増額となっております。

次に、議案第82号の平成29年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ7,954万2,000円を追加し、予算総額を22億9,754万2,000円とするもので、内容としましては国庫支出金、前年度繰越金の増額、歳出では総務費、前期高齢者納付金等予備費の増額によるものです。

次に、議案第83号の平成29年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は日笠診療所勘定で、既定の予算に歳入歳出それぞれ53万6,000円を追加し、予算総額を2,528万6,000円とするもので、内容としましては前年度繰越金の増額、歳出では予備費の増額によるものです。

次に、議案第84号の平成29年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ113万9,000円を追加し、予算総額を2億3,730万9,000円とするもので、内容としましては前年度繰越金の増額、歳出では予備費の増額によるものです。

次に、議案第85号の平成29年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。内容は、歳入では前年度介護給付費負担金及び繰越金の追加、歳出では備品購入費と国、県等への精算償還金を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第86号の平成29年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算から1万2,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ446万9,000円とするものであります。内容は、歳入で前年度繰越金を減額し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第87号の平成29年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に96万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ259万3,000円とするものであります。内容は、歳入で前年度繰越金を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第88号の平成29年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に347万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9,234万2,000円とするものであります。内容は、歳入で前年度繰越金を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第89号の平成29年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に109万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,032万5,000円とするものであります。内容は、歳入で前年度繰越金を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第90号の平成29年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は既定の予算に588万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ12億7,978万8,000円とするものであります。内容は、歳入では他会計繰入金の追加及び前年度繰越金の減額、歳出では総務費を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第91号の平成29年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

であります。この補正は既定の予算に402万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億6,011万5,000円とするものであります。内容は、歳入で前年度繰越金を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第92号の平成29年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に526万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億1,475万6,000円とするものであります。内容は、一般会計繰入金及び前年度繰越金を追加し、歳出では管理運営費を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第93号の平成29年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に59万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億3,868万6,000円とするものであります。内容は、歳入で前年度繰越金を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第94号の平成29年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に15万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億8,920万1,000円とするものであります。内容は、歳入で前年度繰越金を追加し、予備費で調整するものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長及び担当課長に説明させていただきますので、ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） ここで13時まで暫時休憩とします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第81号から議案第94号までの14件について、順次細部説明を求めます。

まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 議案第81号説明した。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） 議案第82号・議案第83号・議案第84号説明した。

○議長（当瀬万享君） 介護保険課長 永宗君。

○介護保険課長（永宗宣之君） 議案第85号説明した。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 豊福君。

○上下水道課長（豊福真治君） 議案第86号説明した。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 竹中君。

○総務部長（竹中洋一君） 議案第87号説明した。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 豊福君。

○上下水道課長（豊福真治君） 議案第88号説明した。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 議案第89号説明した。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 豊福君。

○上下水道課長（豊福真治君） 議案第90号・議案第91号説明した。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 議案第92号説明した。

○議長（当瀬万享君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本芳克君） 議案第93号説明した。

○議長（当瀬万享君） 事業課長 岡本君。

○事業課長（岡本康彦君） 議案第94号説明した。

（日程第5）

○議長（当瀬万享君） 日程第5、議案第95号及び議案第96号の2件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、議案第95号及び議案第96号の2件につきまして一括して説明申し上げます。

初めに、議案第95号の工事請負変更契約の締結についてであります。平成28年度和気町クリーンセンター解体更新工事の工事請負変更契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び和気町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第96号の物品購入契約の締結についてであります。平成29年度和気町クリーンセンターじんかい車購入に係る物品購入契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第8号及び和気町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長及び担当課長に説明させていただきますので、ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第95号及び議案第96号の2件、順次細部説明を求めます。

生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本芳克君） 議案第95号説明した。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 竹中君。

○総務部長（竹中洋一君） 議案第96号説明した。

○議長（当瀬万享君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日は休会とし、9月8日午前9時から本会議を再開しますので、ご出席方よろしくお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時59分 散会

平成29年第7回和気町議会会議録（第4日目）

1. 招集日時 平成29年9月8日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 平成29年9月8日 午前9時00分開議 午後3時58分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 山本 稔 2番 居 樹 豊 3番 万代 哲 央
4番 山本 泰 正 5番 尾 崎 忠 信 6番 西 中 純 一
7番 広 瀬 正 男 8番 草 加 信 義 9番 安 東 哲 矢
10番 柴 田 淑 子 11番 当 瀬 万 享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
な し
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 大 森 直 徳 副 町 長 稻 山 茂
教 育 長 朝 倉 健 作 会 計 管 理 者 鈴 木 健 治
総 務 部 長 竹 中 洋 一 危 機 管 理 室 長 新 田 憲 一
ま ち 経 営 課 長 立 石 浩 一 地 方 創 生 課 長 野 津 浩 之
税 務 課 長 桑 野 昌 紀 民 生 福 祉 部 長 青 山 孝 明
生 活 環 境 課 長 岡 本 芳 克 健 康 福 祉 課 長 則 枝 日 出 樹
介 護 保 険 課 長 永 宗 宣 之 産 業 建 設 部 長 南 博 史
産 業 振 興 課 長 万 代 明 上 下 水 道 課 長 豊 福 真 治
地 域 審 議 監 大 石 浩 一 事 業 課 長 岡 本 康 彦
教 育 次 長 今 田 好 泰 学 校 教 育 課 長 藤 原 文 明
社 会 教 育 課 長 山 崎 信 行
8. 職務のため出席した者の職氏名
議 会 事 務 局 長 田 村 正 晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 6 0 号 平成 2 8 年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 1 号 平成 2 8 年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 2 号 平成 2 8 年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 3 号 平成 2 8 年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 4 号 平成 2 8 年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 5 号 平成 2 8 年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 6 号 平成 2 8 年度和気町墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 7 号 平成 2 8 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 8 号 平成 2 8 年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 9 号 平成 2 8 年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 7 0 号 平成 2 8 年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 7 1 号 平成 2 8 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 7 2 号 平成 2 8 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 7 3 号 平成 2 8 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 7 4 号 平成 2 8 年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 7 5 号 平成 2 8 年度和気町上水道事業会計決算認定について	委員会付託
	議案第 7 6 号 平成 2 8 年度和気町簡易水道事業会計決算認定について	委員会付託
	日程第 2	議案第 7 7 号 和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更について

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第3	議案第78号 和気町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第79号 和気町立保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第80号 和気町営住宅条例の一部を改正する条例について	委員会付託
日程第4	議案第81号 平成29年度和気町一般会計補正予算（第4号）について	委員会付託
	議案第82号 平成29年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第83号 平成29年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第84号 平成29年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第85号 平成29年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第86号 平成29年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第87号 平成29年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第88号 平成29年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第89号 平成29年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第90号 平成29年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第91号 平成29年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第92号 平成29年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第93号 平成29年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第94号 平成29年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 5	議案第 9 5 号 工事請負変更契約の締結について	委員会付託
	議案第 9 6 号 物品購入契約の締結について	委員会付託
日程第 6	請願第 2 号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願	委員会付託
	陳情第 3 号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情	委員会付託
日程第 7	請願第 3 号 佐伯小学校駐車場整備計画地内の倒壊家屋の用地を速やかに取得し早期完成を求める請願	委員会付託

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、ご苦労さまです。

会議の前にお知らせします。

現在、和気町役場本庁舎におきまして、職場体験活動として和気中学校2年生3名を受け入れており、本日は議会の傍聴をします。ちょっと後ろを向いてあげてください。

岡崎祥吾君、西山樹杏君、出崎音々君、緊張しないで傍聴してください。以上の3名ですので、皆様にお知らせをしておきます。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承を願います。

ここで、9月6日、議会運営委員会を開き協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本泰正君) おはようございます。

それでは、議会運営委員会委員長報告を行います。

去る9月6日午後2時15分から3階第2会議室におきまして、議会運営委員会を開催いたしました。委員会には、議会運営委員全員、執行部から町長、副町長、関係部長出席のもと、慎重に審議いたしました。その結果を報告いたします。

今回は、一般質問の調整でございまして、通告者が6名ということでございます。したがって、9月15日金曜日の1日とし、9月19日火曜日は休会といたします。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長(当瀬万享君) 委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。

先ほど議会運営委員長の報告のとおり、9月19日を休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 異議なしと認めます。

したがって9月19日は、休会とすることに決定しました。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、これから議案第60号から議案第76号までの17件の質疑を行います。

質疑をされる方は、ページ数と項目を明確にされ、質疑を願います。

また、執行部の方は、質問の趣旨を十分に把握され、的確かつ明解な答弁をお願いいたします。

まず、議案第60号平成28年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 安東君。

○9番(安東哲矢君) それでは、3点ほどお聞きしたいと思います。

初めに、歳入、10ページの款の7、ゴルフ場利用税交付金1,473万8,354円ですか。ゴルフ税、今後クリスタルリンクスももう撤退したし、それから備前ゴルフがこの12月にも撤退すると。それから、あと佐伯の和気ゴルフクラブももう既に撤退しているということで、今年はまだ幾らか税があるんでしょうけど、来年以降はこのゴルフ税が入らなくなってくると。その跡地に太陽光発電を一応すると、大きさはいろいろあるんで

しょうけど。そういう状況の中で、この1, 400万円ぐらいが今後なくなってくるわけですが、太陽光発電に変わった場合にどの程度入ってくるのかということをお聞きしたいと思えます。

それから次に、歳出です。

33ページの自主防災組織の活動支援事業補助金42万8,500円で、この自主防災組織の活動支援事業補助金、これは具体的にどういう補助をしていったのかということをお聞きしたいと思えます。

それとあわせて、その下、次の次ですか、消費生活問題研究協議会の和気支部の補助金9万円、この消費生活問題研究協議会、これは具体的にどういう活動をされているのかということについてお聞きしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 税務課長 桑野君。

○税務課長（桑野昌紀君） 失礼いたします。

ゴルフ場利用税交付金についての質問でございますが、ゴルフ場が閉鎖されまして、次に太陽光発電を今計画されている事業者がありますが、これにつきましては固定資産税の償却資産の対象になってくると思えます。償却資産につきましては、取得価格が課税標準額となりまして、その1.4%が固定資産税として課税されるようになりますが、まだ現在のところ申告等が出てきておりませんので、幾らの金額になるかということについては把握はしていませんが、最短で12月31日までに施設が整備されますと平成30年度から課税されることとなりますが、その申告が出てくるのが平成30年1月31日ということなので、まだこの数値については把握していないのが現状でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

安東議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の自主防災組織活動支援事業補助金42万8,500円でございますが、これは各地域に自主防災組織というのを構成していただいております、その組織がハード事業、ソフト事業の2つの事業に取り組んでいただいております。ハード事業の方は、主には防災資機材の購入費でございます、3分の2の補助、上限10万円でございます。平成28年度は4件の申請がございました。

それから、ソフト事業の方ですが、これは主に防災訓練というか、各地区で訓練を実施していただいております。上限2万円の補助でございます、昨年度は7地区から申請がございまして、7地区で自主訓練といえますか、そういったことを行っているものでございます。

それからもう一点、消費生活問題研究協議会和気支部の補助金ということで、これは消費生活問題研究協議会というのが和気町内にございます。これは14名の方で構成をされております。主な活動といたしましては、特殊詐欺の防止の啓発活動、そういったことを主にやっております。

○議長（当瀬万享君） 9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） 太陽光発電の方は固定資産税の額がまだはっきりわからない、ということです。

それから、自主防災組織の件なんです、これは今和気町内100%じゃないですよ、自主防災組織ができていないところは、もしあれば、なぜできていないのかという辺をお聞きしたいと思えます。

それから、消費生活問題研究協議会は14名で活動しているということなんです、詐欺等の啓発活動ということなんです、赤磐市なんかはこれ役場の方にこういう協議会を既に立ち上げて窓口を設けてるというのを聞きましたが、和気町ではこの窓口を設けるということは今後予定ないかどうかということをお聞きしたいと思えます。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

自主防災組織がどれぐらいできているのかということですが、100%ではございません。あと5地区ほどまだできてないところがありまして、引き続き組織の構成についてお願いしてまいりたいというふうに思っております。

それから、消費生活の役場窓口といいますか、これは町の方は、佐伯と和気には既に、危機管理室なんですけど、一応あります。ですので、この協議会の方と常に情報交換をとっております、大丈夫だと思います。

○議長（当瀬万享君） 9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） ありがとうございます。

自主防災組織については、まだ5地区ほどができてないということなんです。

私も、あした、あさつと防災士の講習がありまして、一応行く予定にしてるんです。今後、自助また共助ということについて非常に大事なことになるのかなというように思います。ということで、100%に和気町はなるようにしっかりまたできてないところについてはフォローしていただきたいというように思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

4番 山本君。

○4番（山本泰正君） まず、参考資料の方で、決算認定資料の15ページ、平成27年、28年と地方創生推進交付金の状況ですが、金額が大きくてなかなかこれではわからないので、ぜひとも明細というんですか、小分けにして事業効果というようなものを委員会までにできれば出してほしいなと思います。議長の方からもよろしく願いをしていただきたいと思います。

中国語版のパンフレット、この事業でやとられたのかどうかわかりませんが、これ住所が間違っておりました。たまたま私が行ったお店に置いておられて、修正を指示しましたが、もう半年以上になるかと思いますが、修正版も何もできておりません。どのくらい経費を投入して、あともう廃棄処分せられたんか、このあたりをお聞きしたいと思います。たまたま今回勉強しとる中で見えましたこのパンフレットです。このパンフレットがあること自体を職員でも知らない人、議員でも知らない人もおられるかと思いますが。中国語版のいいパンフレットなんです、住所が違つとると。これちょっと問題じゃないかと思います。

あと、同じところへ行っても、ばさつとあったのが、全く今はありませんというような状況でございます。

それから、同じく認定資料からなんです、22ページの特産物振興費、決算書で言えば60から61ページの農業振興費なんです、この財源内訳を見るとこれでいいのかなという感じがいたします。ここで見てもらうのが一番わかりやすいと思いますので。例えばすもも、500万円ほど使っている中で、売り上げが100万円、ざっくりした数字で言っておりますが、一般財源が400万円、それからさくらんぼにおいては150万円ほどのもので130万円が一般財源、15万円程度が売上金と。りんご園についても同様な形で、1,000万円近い事業費があっても320万円の売り上げ。今後の和気町の発展のために、振興策としてやられていくかどうか、そのあたりの検討をどのようにしているのか。すももにつきましては、土地の借り上げの時期が来るからそのときに廃止に向けて検討するというようなお話もあったと思いますが、その後どうなっているのか。

それから、たしかぶどう園をすももと言つて経費もかなり投入したと思いますが、ぶどうとかブルーベリーが全くこの中に入らない。どうなっているのかをお尋ねしたいと思います。

それから、前々回からですか、無理を言つて負担金補助及び交付金の一覧表を出してもらっております。中を見せてもらったんですが、非常に委託料等が多々ございます。その中で、これも私の担当委員会だと思いますので、委員会の方で説明できるようなものを出してもらえればなと思いますので、これも議長の方からもお願いしたいと思うんですが、例えば3ページ、54番ですか、統一的な財務書類作成支援事業委託料400万円近い

ものでございます。

それから、58、59、60、こちらの公営塾のホームページ、移住促進サイト等につきましては、これは職員で十分できる能力を持った人がおるやに私は思っておりますが、こちらあたり委託、委託じゃなしにやっていただけたらというふうに思います。

それから、65番ですか、学术论文の作成。これちょっとどんなことをしたのかわかりませんので、説明していただけたらと思います。

それから、74番、移住促進のPR、東京メトロ、こちら辺までどんな宣伝をせられたのか、そのあたりの細部説明をお願いします。

それから、80、81、82ページ、こちらもどういうことをしたのか全くわかりませんので、説明が以前にあったのかもわかりませんが、細部説明を願いたいと思います。

それから、同様に84番、移住促進のPR広告、これもどのようなものをしたのか。ここで回答できなかったら、ひょっとすると全てが総務文教常任委員会の方じゃないんかもわかりませんが、わかる範囲の資料提出を議長の方からお願いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 地方創生課長 野津君。

○地方創生課長（野津浩之君） 失礼いたします。

山本議員のご質問にお答えいたします。

まず、中国語パンフレットでございますが、こちら平成27年度、一昨年の地方創生の先行型交付金を活用してつくった事業で作成いたしましたものでございまして、中国語のパンフレットは部数を何部つくったか今ちょっと詳細の方が手持ちがございまして、申しわけございません。また住所等の修正等についてちょっとまだ対応はできておりませんが、また内容の方もちゃんと精査して修正と必要な措置をしたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、学术论文の内容でございますが、学术论文は和気町におけます公営塾の取り組みにつきまして、有識者会議の委員にその公営塾の内容等、教育の取り組みについての内容を岡大の先生に論文作成をお願いして、論文を作成し、岡山大学の方で発表をしていただいたものでございます。

また、東京メトロのPRにつきましては、東京の地下鉄等に移住に関連するポスター等を作成いたしまして、掲示を行ったものでございます。

また、pepper観光アプリケーションの開発業務、80から82でございまして、今和気町におきまして鶴飼谷温泉に配置しております観光案内の人工知能を搭載いたしましたロボットのソフトバンクのpepperでございますが、こちらのpepperに観光に関する内容また英会話で話ができるようなアプリケーション、いわゆるソフトでございますが、そうしたものを機能拡張するためのアプリケーションを開発する業務でございます。

また、82のWatsonにつきましても、相手の会話の内容を理解して、またより詳細な内容を答えることができるための人工知能を開発するための業務でございまして、そちらのための経費でございます。

それから、84のPR等につきましては、こちら和気町の移住促進のPR広告、これは先ほどはメトロでございましたが、今度は東京を走る電車また近畿圏でも走っておりますJR等に移住促進のPR広告のポスターを作成して、広く首都圏、関西圏の方に公開するといえますか、和気町をPRするための経費として委託を行ったものでございます。

また、認定資料の15ページにつきましての交付金の事業状況につきましては、金額が大きいということで、委員会の方に詳細なものを提出させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、58、59、60、公営塾のホームページの作成業務委託、定住サイトウェブ広告業務、定住サイトW

AKESUMの拡充業務でございます。こちらにつきましては、現在のところは、これもホームページの立ち上げのときに要した業務でございます、60につきましては移住業務についても内容の拡充ということでやっておりまして、現在は詳細なホームページの内容につきましては職員の方で更新作業を行っておるところでございます、まず初めのホームページの立ち上げ、それから内容の拡充等につきまして委託をさせていただいたものでございます。今後は、こうした内容につきまして、職員の方できちんと更新作業を行ってまいりたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 失礼します。

認定資料の22ページの特産物振興費の一般財源が多いと、赤字ではないかと言われることなんですが、実際に議員のおっしゃるとおり、すもも、さくらんぼ、りんご、それからブルーベリー等に一般財源が入ると言うことは赤字という状況でございます。これらにつきましては、なり物でありまして、時期、年に応じて売り上げ等が変わってくるというものでございます。

それからあと、室原すもも園でぶどうの栽培を行っているがその後どうなったのかという質問でございますが、試験的にぶどうを今現在植えております。岡山県が推奨しておりますオーロラブラック、ベリーA、ピオーネ等のぶどうの栽培をしておりますが、今年度ある程度実がついておりますので、鶴飼谷温泉等で販売を今年度から実施している状況でございます。

また、そういった特産物の更新についてどう考えているかという質問でございますが、土地の借りに伴って今度更新するときに検討するという以前お話があったということですが、残念ながらちょっと今手元にいつか更新かという資料は持ち合わせておりません。ただ、なり物でございますから、そういった木自体の更新は必要になってくると思います。その木の更新時期に合わせてそれも検討していきたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 負担金等については、非常に大きい数字が出ております。委託、委託でやられる仕方のない部分もあろうかと思いますが、職員で対応できる部分は職員でぜひ対応していただきたいというふうに思います。

それから、提出をお願いした部分でございますが、これは中国語版の、悪いもんじゃないんですが、やっぱり町費、税金を使ってやってるわけですから、修正して、ちょっと張り直せばできることですから、早急にやっていただきたいと思います。置いていったところから不信感を抱かれています。もう半年以上になるかと思っておりますので、いつまでもそういうものをほっとかないようお願いしたいと思っております。

それから、特産物の関係なんですが、年によって収入が違うというのはちょっと認識不足ではないかと思うんですが、ほぼ毎年これに近いような状況というのはやっぱり担当課として押さえておいてほしいし、一般財源を投入しても、りんごは旧佐伯町からひっかけた和気町のシンボルだということでやられるのはやられるでいいと思うんですよ。それから、さくらんぼにしても、和気町特産ということでやってこられたんだからそれでいいと思うんですが、これもうずっと同様の状況で、金額の大きい少ないはありますが、続いている。以前に、賃貸借の関係が来年で切れるからそのときに検討してやりますという議会でのお話だったんですが、そのあたり町の方針的なところがあるかと思っておりますので、町長の方からもしこういう考えだというのがあれば、報告していただけたらと思います。

○議長（当瀬万享君） 前の参考資料の54の答弁漏れがあるんで、答弁をお願いします。

まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 申しわけございません。

先ほどの委託料の質問の方で答弁の方が漏れていました。申しわけございません。

先ほどの山本議員からのお尋ねで、統一的な基準対応、財務書類作成支援業務委託料の内容についてのご質問でございますが、こちらにつきましては統一的基準ということで、国の方から平成28年度決算、総務大臣の方から28年度決算を29年度中までに公表するようにと。このことについては、なかなか今の現金主義会計では把握が困難な資産、負債等の取得状況をわかりやすくするというので、いわゆる公会計にしていくという内容の予算を計上しております。

なお、予算についての歳入といたしまして2分の1が特別交付税で算入されております。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 特産品でも、さくらんぼ、りんご等で1,200万円、その年度年度で赤字額というのは異なるわけなんです、和気町として本当に特産というものが今は白ネギとか夏秋ナスとか、そういったものもできてまいりましたけれども、すもも、さくらんぼ、りんごというのは和気町の一つの特産物でございます。赤字というのは本当に残念なことなんです、これから経営努力はしていきますが、今後も和気町の特産品として合理化できる部分はぜひ合理化しなきゃいけないのは当然なんで、いわゆるそういった民間のサイドのノウハウも入れながらぜひ合理化もしていく。りんごについては、地方創生の協力隊がいろいろな努力もしてまいりました。そして、ある程度のりんごができてくるというようなこともあって、袋も無袋にしてきたという経緯もございます。1,200万円が本当に財政的にも非常に厳しい状況でございますが、ぜひこれも特産品として今後、改革もしながら継続をさせていただきたいというように考えております。

和気町の特産というのは、本当に他の市町村に比べて少ない。ほかに新しくつくっていくという考え方がありますが、なかなか新しいものをつくってそれを生かしていくというのもまた非常に努力が要ります。これからもその努力はしてまいりますけれども、現在の特産品としてぜひ赤字額が財政的にも本当に厳しいときでございますので、合理化は今後も努めてまいりますので、継続で進めてまいりたいというように考えております。

○議長（当瀬万享君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 町長からも方針的なことを聞きました。特産品につきましては、指定管理者制度を取り入れてもだめだったし、いろいろ難しいのは十分私も理解しております。

例えばさくらんぼあたりは、これはもう気候的にといいますか、地域的に判断すべき時期じゃないかなというふうに思いますので、そこらも含めて十分な検討をしていただきたいと思います。

それから、負担金等につきましては、また委員会の方でもちょっと聞くかもわかりませんので、ぜひわかりやすい資料がもし提出できればしていただければありがたいなと思います。議長の方からもよろしくお願ひしたいなと思います。

以上で結構です。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑ありませんか。

2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） それでは、せっかくの決算議会ですので、まず、個々の問題もさることながら、決算全体のことについて、これ決算の監査委員の報告等々もございます。いろんな資料にまたがりますけど、まずは私ここで問題といたしますか、全般的に個々の問題は言いませんが、収入未済、それから繰り越し、これはもう各皆さん読まれてあれなんですけども、余りにも数字が。特徴的なを言いますれば、意見書の13ページの中に、いわゆる一般・特別会計、公営企業会計並びに基金の収入未済額、前年度末より14%、額にして4,252万7,222円、端数がありますけども、4,000万円以上の当該年度の繰り越しとそれから今までの累積がトータルしますと3億4,700万円ほど。これはごっつい数字なんだけども、どうも去年のもずっと見てみますと、この回答は、いわゆる収納体制を、きちっとさらっとした形で収納体制をしていくということでしたけども、やはり従来のやり方ではなかなか、特に繰越関係の収納というのは20%とか相当低い。やっぱりこれ商売

でも物を売って、売っただけじゃもうけにならるので、売上金を回収して初めて売り上げなんで、それと同じことで、これ歳入がこういうことであつたら、もう厳しいと言いながら、でも片方でその辺のことが大きな落とし穴といえますか、これはやっぱりいろんな納税者から見れば問題が、いろんな事情はあると思います、個々には、だから、個々の問題よりも、町としてそういう収納体制、徴税体制といえますか、そういうことをやっぱりありきたりじゃなしに、私は具体的な提案はありませんけども、それ税務課だけの担当じゃございません、これは全庁を挙げてその辺のことを、私も毎年決算にはその辺のことを聞くんですけども、これはやっぱりいい答えをいただかなくてもよろしい。きちっとやることを、具体的にまずそのことを全体的にはしていただかないと、せっかくの和気町の限りある歳入が、相当欠陥が起こっておりますんで、その辺をあわせてお願い、まずそれが1点でございます。

それから次に、決算資料の方ですけども、3ページから4ページの人件費の関係がございまして、この前の説明では、現在200人ということで、対前年5名増ということがございました。これ人件費総額が約13億6,000万円ほどの和気町の人件費でございます。これと和気町の自主財源は15億円ほどですから、言ってみればチャラパーぐらいの感じで厳しい。人件費というのは、もう当然のことながら、皆さんもう十分お分かりですけども、その辺のことも含めて。ここで言いたいのは、金額じゃなしに、200人体制をこれからずっと維持していくのか。将来的にこれから3年、5年と中・長期的な職員のあり方、そういうふうなことを私以前にも言いましたけども、やっぱり役場の体質といえますか、これは民間でもそうですけども、合理化等をしてながら人材育成をして少数精鋭の集団を本当にどのようにつくっていくのかと。そのための人材育成、研修等を含めてどうというの、これも過去に質問したことがありますけども、同じきれいな言葉じゃなしに、具体的に実行あらしめるといってやらないと。これ200人というのは、私も以前総合計画でいろんな事情がありましたから当時は150人体制というのがございましたけども、それはその後いろいろ一部組合の町営化とかありましたから、しかし今現在200名ということで、去年よりも5名というようなこと。それも含めてこれから、大きな固定費の一番大きなものですから、その辺の、金額どうかじゃなしに、将来的な考え方、定員のあり方、まずそれも教えていただきたいと思っております。

それから、認定資料の22ページ、これは今山本議員の方で、特産物で、これは将来的にどうするかという考え方が今ございましたんで、これは一応聞きましたんで、省略いたします。

それから、その次の認定資料で24ページですか。観光費ということで、これあの表を見ますと、その他歳出、これ数が多いから4,000万円ほど、これ金額的にはただ項目の分よりもその他の方が丸め込んで大きいんですけども、その辺はちょっと。私がここで言いたいのは、数字もさることながら、この観光費とか商業振興、特産物、この辺を一回見直しというんですか、全般的に総括をして検証する必要があるかなど。特に検証の仕方も、ただやりましたじゃなしに、検証をどのようにしたんかということをお聞きしたいと思います、ただ検証じゃなしに。ということがこの項目では僕は特に大事だと思います。先ほどちょっと町長からありましたけども、個人的には、固有名詞を言うたら変ですけども、佐伯の三保高原、これなんかはすばらしい財産じゃし、観光地でございます。これをますます、もっともっと、私に言わせれば観光関係は、転がしじゃなしに、当面は町長、維持されます。この維持もいいことだけでも、少しもう観光施設、イベント、この辺も選択と集中といえますか、ある程度大きいものに人、物、お金を投入すると、そういうことをやらないと、毎年同じようなことを回答をもらったんではいかなので、その辺を現実的にやられたらどうですかということをお願いしたいと思います。

それから次に、1つ、決算書の方ですけども、25ページ。

これ本当の質問で、ちょっと自分も勉強不足かも知れませんが、JAの地域貢献活動支援助成金ということで550万円ほどいただいとんですけど、これはJAからというのはわかるんですが、これはこちらの町の方か

ら申請しとるといふか、その辺の仕組みと申しますか、それとも基準で和気町は幾らですよって向こうからもうぼんとおいてくるもんか、その辺私理解不足ですので、それはもう説明だけで結構ですので、中身がどうこうという話じゃございません。

それからあとは、細かい問題ですので、委員会の方で質問させていただければと思っております。

それから1つ、決算書の70ページの街路事業調査委託の1,080万円、これの成果物、かいつまんでよろしい、ちょっと成果は何がどういう形で出てるかの成果を教えてくださいと思っております。

それから最後ですけども、これ73と76ページに、今回資料を読むと、借上げスクールバス、この金額が寄せ集めると相当の金額で、これは私今回一般質問で公共交通網の再編整備ということで出させていただきますけども、これ私も決算書を見て、小学校、中学校、一般ということで相当の金額が要つとんで、この辺もなかなか縮減で難しいかもわかりませんが、やはり僕らが決算を見る場合、金額が大きいところでどうしても着目しますので、その辺を含めて、詳しくは一般質問のところで答えてもらっても結構ですけども、ちょっとこの決算書から見るとバスの借上げといふか、かなりの金額ですけども、個々の1回当たりがどういう契約かまでは聞きませんが、その辺は担当でやられとんでしょうから。ただ、それにしても、かなりの大きな金額だといふのを決算書を見ながら認識しました。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 監査委員の意見書の13ページを見られてのことでしょうけど、この中の数字というのが4,200万円ぐらい増えとるといふことなんでしょうけど、この中には簡易水道の岡山県からいただく補償金が3月31日までに入っていないからここに上がっているといふことなんで、税等の増え方につきましては、それを差し引きますと約600万円ぐらいなんで、増えたといふことには変わりませんが、議員おっしゃるように、4,200万円増えているといふことにはつながらんと申します。

それから、税の収納対策。和気町の中では税もありますし水道もありますし、あるいは住宅使用料、いろんな様々な使用料的なものも集めているわけですけど、年のこういう決算時期あるいは年度中途に和気町の職員でつくっている収納対策本部会議という会議がありまして、そこでそれぞれの使用料あるいはお金の収入をやる課が寄りまして収納対策を検討協議していると。

それから、これは岡山県と和気町との話なんですけど、岡山県の税の整理機構へ1名派遣しております。そういう中で、悪質な滞納者に対して差し押さえとか税法上の措置をしてやっていると申します。

従前と変わったことを今後考えるのかというお話の中で、従前どおり、そのことを強化するといふことで進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 竹中君。

○総務部長（竹中洋一君） 失礼します。

議員の2番目の質問でございます。

人件費の関係でございますが、議員のご指摘のとおり、定員のあり方でございます。200名という数字が出てまいりましたが、今後人口も減少してまいっておるわけでございますが、そのための対策の努力は鋭意やっていると申しますが、人口減少に伴って職員だけそのままといふわけにはいかないと申しますので、これについてはしっかりと対策を図ってまいりたいと思ひます。

実は、18年4月1日の職員数は特別職を除き200名でございますが、本年4月1日は202名でございます。職員増と申しますか、減員ができていない状況といふのは、やはり1つ目に介護保険、地域包括支援センターの設置運営と、それから一部事務組合の解散がございました。これが大変多くて、19名の職員が入っております。それから、幼稚園、保育園数による職員数でございますとか、県からの事務移譲による事務量の増加、また年金受給延長に伴う再任用制度による職員数の増、そういったことがございます。

実際、他の類似団体との比較でございますが、一般行政部門におきましては、類似団体と比較して10名から30名程度少ない状況、それから教育部門については、類似団体と比較して10名から30名程度多い状況というような状況になっておりまして、具体的な見直し方法といたしましては事務事業の見直し、事務事業の必要性、緊急性、妥当性、効果、受益と負担の公平なあり方などに基づき事務事業の見直しを行いまして、定員の削減を図ってまいりたいと思っております。

それから、サンセット方式と言われる期限のある事業については、事業終了とともに定員の削減を原則とし、その結果得られる余剰人員の計画的な配置により徐々に削減をしていくということ。

それから、民間委託等の推進、行政運営の効率化を図るため、また住民サービスの向上にも配慮するために、積極的に民間委託を推進することを検討し、定員の削減を図ってまいりたいというふうに考えております。少数精鋭を図れということでございますので、もちろんそういった研修も積みながらコンパクト化を図ってまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 失礼いたします。

認定資料24ページ、商工費、観光費の中のその他観光費の方を掲載しておりますが、藤公園管理費、ロマンツェ管理費等と比較いたしまして、その他観光費の方が多いのではないかと。それについて、同じことばかりするのではなく、検証が必要ではないかということでございます。

その他観光費の内訳を見ますと、4,072万9,363円の支出をしておりますが、一番大きな繰出金で、これは温泉会計の方へポンプの修繕の関係の繰出金2,581万2,000円が入っております。それが一番の原因ということでございます。

その次に、負担金補助及び交付金1,012万6,000円と。これが次にその他観光費で多いんですが、その内訳としましては、イベント補助金、和文字焼き祭り、ふるさとまつり、もみじ祭り、りんご祭り、佐伯の花火大会、そういったイベント補助金580万円等がその次に多いという支出になってございます。これらについてもですが、全て同じことばかりするのではなく、検証してはということでございます。今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼します。

それでは、居樹議員の決算書の25ページ、JA地域貢献活動支援助成金についてのご質問でございますが、こちらの助成金につきましては、28年度にJAの方からお話があったものでございまして、こちらにつきましてはJA岡山東管内へそれぞれの自治体からJAの方へ要望を出しまして、枠配分の中で決定をされたものでございます。内容につきましては、結婚活動推進事業21万8,160円、それから子育て支援事業といたしまして遊具、本荘にこにこ園369万3,376円、それから和氣にこにこ園57万2,807円、それから佐伯にこにこ園81万7,568円、それからスポーツ用品の購入事業、スポ少等のそういった事業への用品購入ということで19万8,720円の助成があったものです。なお、29年度以降については、29年、30年と2カ年で50万円程度の助成で配分の内示を受けておるところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

決算書70ページの街路事業費、調査委託料1,080万円の内訳、内容、成果でございますが、この中で2件の委託をいたしております。1件目は、和氣駅周辺地区市街地総合再生基本計画策定業務648万円、もう一件は27年度繰り越しで和氣駅バリアフリー化基本計画作成業務、この2件を行っております。

まず、和氣駅周辺地区市街地総合再生基本計画策定業務でございますが、これは平成27年度において国の再

開発事業を用いまして、和気駅前地区でのマンションの可能性調査を実施いたしております。それで可能性があるという調査結果が出ておりましたので、平成28年度においてマンション開発業者へのヒアリング、概算経費の算出、住宅床の需要調査、計画の見直しなどの業務を行っております。実際にはマンション需要の実績というのが山陽本線沿いでは瀬戸駅までとなっている状況もありまして、事業者の選定に難航しております。また、多額の町負担が生じることから、本年中には駅前マンション再開発事業を実施するかどうかの判断をする必要がございます。

次に、和気駅バリアフリー化基本計画作成業務でございますが、これにつきましては将来和気駅にエレベーターを設置するために、和気駅バリアフリー化基本計画作成業務を行いました。エレベーターの設置は、高齢の方や障害の方、妊婦の方、小さな子供連れの方の活動を妨げる障害を取り除き、誰もが自由に行動し、安全で快適に生活するためのものがございます。ただし、設置については、いわゆるバリアフリー法において、1日当たりの乗降客が3,000人を超えることが条件となっており、和気駅では現在約2,800人程度となっていることから、今後も各種施策を継続し、乗降客の増加を目指し、達成後は速やかにエレベーターを設置できるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 73ページのスクールバスの運行委託料です。

遠距離通学の児童・生徒に対する委託料でありまして、スクールバスの運行委託料が、28年度ですので旧佐伯地域で3台、1,020万円の委託をいたしております。和気観光です。

それから、和気地域につきましては、スクール便、ワゴン車によりまして日笠小学校、本荘小学校、和気中学校へのワゴン委託で214万1,840円となっております。ふじタクシーへの委託となっております。

○議長（当瀬万享君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） まず、副町長からございましたけれども、繰り越しの考え方というのは、個々の数字は特に言いません、いろんな算出がありましようから。ただ、いずれにしても、これ大きな金額というのは意外と一般の人も知られんけども、累積で言えば約3億円というのは間違いないんで、全体的には、そういう繰り越し繰り越しで毎年毎年少しずつ積み上げてきとるということで、貯金ならいいんじゃないけども、マイナスの方分ですから、毎年積み上がってきたらこれはもうどんどん大きくなるんで、収納体制をやられるということですけども、これ本当に抜本的に何かやらないと、私も今までこの一、二年聞かしまして、県の方に収納の勉強に行って、体制を強化ということは十分町の方からお聞きしておりますけども、それでもなおかつなかなかこれ一朝一夕に解消できんと思います。ただ、町民の納税者の公平感といいますか、そういうこともやっぱりしないと、余りこれを本当に皆さん一般の町民の方が詳しくわかったら、納税の意欲が低下するかもわかりません。その辺が一番僕は恐ろしいと思います。これは監査委員からもございましたけれども、その辺のことは重々、当然町の執行部の方は分かってますけども、要らん世話ですけども、言いました。

それからあとは、観光の方は中身はわかりました。金額はポンプの例の2,500万円が入るとということで、ちょっとこれ理解不足でした。

それから、さっきJAの交付金の29、30年度の内示は50万円と言うけど、結構そらある程度どんどん出したらええんだろうけど、これは作戦として、町の自治体からの要望ということで、できりゃあいろいろ精査して、多い目に出せとは言いませんけども、きちっと要望を出されたら。ちょっと今までの550万円というのを聞いとるから、今度50万円とかという内示を言いましたから、ちょっと金額的にきちっとした形で、そういう外部からいただけるものというたらおかしいけども、地域貢献のあれですから、きちっとした形で精査して要望を出されたらということをお思います。

それから、最後の方になりますけども、例の駅前マンションの関係、ちらほらちまたのうわさでは、地権者と

の第1回の会合を持ったというようなことを聞いておりますけれども、なかなか和気駅という地理的なものでいろいろ問題はありましようけれども、まだ個人的な意見といえますか、今やっぱりいろんな地方創生の中の人口増ということで、確かにあの地区は駅からゼロ分とは言いませんけれども、1分ぐらいのところですので、何とか物事が運ぶのであればということで、担当部課の方は大変でしょうけれども、これはやっぱり力を入れていただいて、町の執行部の方でもいろんな知恵を出しながら、和気に1棟だけでも駅前マンションというのが、私も知っておりますけれども、瀬戸に大きいのがございますけれども、何とか物事ができればということで、行政としてはリスクもありますから、その辺も総合的に考えながら、前向きに前へ進んでいくような形になればなということでございます。

それから、バスの方は、スクールバス、スクールワゴン、それから今は過渡期で小学校なんかのプールの往復ですかね、それがかなりの金額があるんで、これはなかなか一気にできんでしょうけど、一つの公共交通に該当するかは別にして、町全体の車両を持つとんですので、それを有機的に活用できるのであれば、あとは交通会議の中身を期待しておりますんで。

○議長（当瀬万享君） ここで10時15分まで暫時休憩といたします。

午前10時00分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） 25ページと54ページにがん検診が出ておりますので、その件についてと、それから70ページのところに宮田団地の中に道路を新設するという件についてと、もう一つ、45ページ友愛訪問についてお尋ねいたします。

まず最初に、胃がんの検診についてお願いしたいと思います。

胃がんの検診については、25ページにも出ておるんですが、特に54ページに胃がんABC検診費というのが扶助費で書いてあるんですが、私は町のがん検診のときに、まず最初に泡の出るのを飲んで、それから何か牛乳みたいなのをごくごく飲む検診を受けたことがあるんですが、みんな嫌だというのをおいしいおいしいって飲むんです。ところが、その泡の出るのを飲んでから、すぐこれを飲んでくれっていうふうに言われる。そうすると、すぐ飲むと慌てて飲んで、せきが出たり何か非常にえらい目をしたことがあるんで、もうあれは受けんぞというふうに思うて受けんことにしたんですが、この胃がんABC検診というのはそんなものを飲まずに検診できるんか、どんな検診なんか教えていただきたいと思うんです。実際にみんなと一緒に受けに行くときに、これを飲んだらすぐ唾を飲み込まんようにして何やらしてくれっていうて、それからこの牛乳みたいなのをすぐ飲んでくれって言われると、真面目にやるとえらいんです。そんなことはどうでもええわと、飲みさえすりゃあええんじやというようなつもりで飲みゃあ大したことないんですが、言われたとおりにしようと思うて物すごうせいたことがあるんで、もう行かんということでもう行かんのんですが、このABC検診を受けるとそんなえらい目をせんで受けることができるんでしょうか。この点についてまず最初にお尋ねしたいと思います。

その次に、45ページでしたか、友愛訪問については高齢者福祉のところに出ておるんですが、そこで訪問をするんでしょうが、報償費というところに友愛訪問事業というのが出るんです。その下のあたりに、給食サービスをしたり、電話システムのサービスがあったり、美容のサービスがあったりするというわけなんです。その友愛訪問というのは、高齢者の方で、例えば家族と一緒に住んでいない人とか、年齢も様々で元気な人とそうでない人とおるわけですが、どういう人を対象に友愛訪問をするのかお尋ねしたいと思います。

次に、70ページの一番上のところに舗装新設改良工事費というのが出ておるまして、そのちょっと前のペー

ジを見ますと、住宅管理費というところで、説明では宮田団地の町営住宅関連だというふうに言われたんですが、宮田住宅の中に道路を新設して、そして何か改良工事をするというのはどこをどのようにするんかお尋ねしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 則枝君。

○健康福祉課長（則枝日出樹君） 柴田議員の質問でございますが、胃がんリスクABC検診につきましては、採血検査で行っております、先ほど議員が言われたのは胃のレントゲンのことで、今回お尋ねの件は胃がんリスクABC検診、採血検査で胃がんになりやすいタイプかどうかを診断するものでございまして、ピロリ菌の陽性者は除菌により胃がんリスクを減らすことができ、陰性の方は胃がん検診受診を進めるような指針となるための検査でございまして、内容はピロリ菌抗体検査とペプシノーゲン検査、胃の粘膜の萎縮や炎症の有無についてを検査するもので、以前は40代の方が対象でございましたが、平成28年度から30歳から65歳の方ということで、全額助成3,200円を町として助成しております、町内の6医療機関で受診が可能となっておりますので、特に胃がんになりやすい方についてを早期に見きわめるために行う検査としてこのABC検査を行っているものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、異常が見られる方、そういう気がある方につきましては、結果によりまして内視鏡の検査を受診していただくように勧めております。

友愛訪問につきましては、和気町のボランティア組織でありますひまわり奉仕会のご協力をいただき、独居世帯、高齢者世帯につきましては、友愛の訪問とあわせてちらし等配布しながら、日ごろひとり暮らしで接する機会の少ない方に対して、声かけをしながらコミュニケーションをとって介護予防に努めているような内容でございます。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

71ページの工事請負費でございますが、宮田団地ではございません。日笠団地の空き区画を分譲するために、側溝等の区画工事、あと舗装を行ったものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（当瀬万享君） 10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） わかりました、そのところは。

それから、胃がんの検診についてですけれども、今の説明で、必ずしも胃がん検診というんでなくて、胃がんになりやすいものが胃の中におるかどうかという検診であるということなんですか。普通の胃がんの検診のときに、これを飲んで、あれを飲んでっていうて、みんな嫌だ、嫌だってこう言うんですが、あれをすぐ下剤で出しとかなんだら、腸壁が腐食されて腐ったりして今度は腸の病気になったりするから、早く飲んだ液を排出せにゃあいけないのだというので薬を2つほどもらって、これを飲んでくださいとかというて言われるんですが、あの検診っていうのは結構つらい検診じゃないかと思うんですが、このABCでそういうのはできないんですか。ああいうものを皆飲みたくないとか、おいしゅうないとか、全部飲まにゃいけないから大変だとかとって、かなりぶつぶつ言いながらみんな受けるんです。私も真面目に受けてたんですが、これを飲んだらすぐこれを飲めとかとて言われると、真面目にそれをやると大変な目に遭うなと思うてもう行かんことにしたんですけども、何とか胃がんの検診も受けにゃいけないとは思いますが、飲みやすうなるとか、何かこれを飲んだら次はこれだて言わずに、ABCがどんな検診かわかりませんが、簡単にできるような、そういうものはないんですか。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 則枝君。

○健康福祉課長（則枝日出樹君） ABC検査は血液検査でございます。それによって、おそれがある方については、先ほど議員が言われたように、バリウムを飲む方法もあるんですけど、それがふなれな方につきましては内視鏡検査で行っていただければということで勧めております。

○議長（当瀬万享君） 10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） 友愛訪問についてなんですが、高齢者の方といっても様々な方がいらっしゃいますし、年齢も差が随分あります。後期高齢者の75歳以上の方でも健康な方もいらっしゃいますし、それからひとり暮らしで心配な方もいらっしゃる。ところが、家族と一緒に住んだる人もおりますし、いろんな方がおられるわけです。この友愛訪問で訪問する高齢者福祉で対象になる高齢者というのは、どういう方が対象になっているんですか。その欄の下に、給食サービス事業だとか理容サービスだとか、電話システム、いろいろとサービスがありますが、それは友愛訪問のときについて給食の話もできますし、どうしとるんですかっていう話もできるわけですが、特に友愛訪問として20万円ほどの予算をとってあるんですが、どんなことをするんか教えていただきたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 則枝君。

○健康福祉課長（則枝日出樹君） こちらの報償費で上がってます友愛訪問事業につきましては、先ほど申し上げましたように、ボランティアグループでありますひまわり奉仕会によりまして、主に80歳以上の独居高齢者の方、それから90歳以上の高齢の方々等を中心に年2回訪問活動を行っており、28年度の実績で申しますと、延べ450名でございます。

ただ、対象地域につきましては、旧和気町エリアのみの友愛訪問活動になっておりまして、その他健康福祉の事業で言いますと、65歳以上のひとり暮らしを対象としたメニューもございます。そういった方々で、こちらの友愛訪問については、包括支援センターが行っている介護にかかっている方も含めて行っているもので、ボランティアの方々のお手づくりのお弁当を持ってなかなか日ごろコミュニケーションを図ることが少ない方々に対して、真心ともてなしで訪問している内容でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） それでは、その友愛訪問のした成果といいますか、その結果皆さんにどの程度評価していただいているんか。ありがたかったというのか、一人静かにしているところにいきなりやってきて何だろうかと思って困ったとか、いろいろあるんじゃないかと思うんですが、あらかじめ友愛訪問をしますというふうに予告しておいて、そしてこういうことについてはどうでしょうかというような調査項目なんかがありまして、それがまた報告があるというような形でやっておるんですか。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 則枝君。

○健康福祉課長（則枝日出樹君） 世帯状況につきましては、それぞれの民生委員から毎年ひとり暮らし等の状況は把握させていただいております。そういった情報提供をしながら、ひまわり奉仕会の方々も結構高齢になってきておりますが、お互いにこれから高齢者同士ともに自立してやっていけるとか、介護に頼らない生活をやっていこうというようなことでお話をさせていただくということで楽しみにされている方もおられますし、日ごろやっぱり自分だけで食事をとっている方も多いで、たまには手づくりのそういったちらしずしとかをいただくということで大変好評な声も聞いておりますので、こちらのメニューではこういった形でやっておりますが、社会福祉協議会の方では友愛訪問としてヤクルト配布をしながら安否の確認を行っているようなメニューもございますし、その他で言いますと、ひとり暮らしの方への配食サービスであるとかデイサービスとかということで、ひきこもり、コミュニケーション不足にならないような対策を多々やっておりますので、できるだけ介護予防に努めるようなメニューをやっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありますか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 全般の財政状況、これからのついてを質問してもいいんですかね。

該当するようでしたらお答えを、全般的な会計というか。

単年度収支で一般会計で1億2,508万円、この短い資料、決算説明資料となっておりますよね、1億2,508万円。それから、経常収支比率は94.7で0.1%、それから実質公債費比率も12.9%ということで1.2%改善したんだけど、前の財政的な指標のもう一つの将来負担比率というのは33.7から67.8ということで増えてますよね。だから、これは学校統合等で将来負担が非常に上がったんじゃないかなと思うんですが、今基金が減債基金とそれから一般の基金で27億円ぐらいですね、年度末が。それで、今年度からかな、交付税が段階的に減額になって4億6,000万円と言いましたかね、最終的には下がるというふうなことだと思うんです。その点を含めて、財政見通しといいたいまいしょうか、その点本当にどういうふうなことなのか。その点をもう一遍まち経営課長に教えていただきたいというふうに思います。細かく言うと、人件費のこととか、町外から通っている方が48%職員はいらっしゃるとか、いろいろあるんですけど、とりあえず財政見通しがどういうふうなかなというのだけ最初に全般的なことを教えていただければと思います。

それから、具体的なものに入りまして、この大きい資料の14ページのデマンドタクシー、先ほども同僚議員が言われたんですが、これを見てみますと、その和気町利用状況の合計額が平成26年度が大体2万1,941人、それから27年度が1万7,609人、それから28年度が1万3,391人ということで、大体27、28は4,000人程度減っているということですよ。これは、要するに、前はたしか5台あったのが4台になったんですかね、そういう面が大きいのかなと思うんですけど、その辺の減因究明というか、その辺がどうなのか。ルートが変わったとかいろいろあったと思うんですけど、その点がどうなのかもしわかれば教えていただきたいのと、その関連で、この本譜の38ページの委託料、その一番下、地域交通網形成計画策定業務委託料53万5,200円というのが出ていますのでございますが、だからいろいろ地域交通のことについて総合的に検討して、社会実験もするというふうに聞いていたんですけど、その点はどうなったのか。ここに全然社会実験を書いてないからやってないんだらうと思うんですけど、最終的にその案というものが程度見えてきた段階でそういうものをやるっていうんだらうと思うんですけど、その辺がどうなっているのか。その関連で教えていただきたいと思います。

それから、単純なことで、32ページの委託料で、ストレスチェック検査委託料30万4,560円。これは、職員の精神的な病気というか、そういうものの前期症状か何かするのか、どういうことをやっているのか教えてください。

それから、36ページの下の方に373万7,600円、通勤通学費助成金。これは和気駅から岡山市へ通勤通学する18歳以上の方に半額通勤通学費を助成しようというものだったと思うんですけど、これは結果としては28年度はどれぐらいの数字だったのかを教えてくださいというのと、それからこれは29年度ではいったん切るんですかね。たしか2年やって、今後どういうふうにするか検討するとおっしゃっていたんですけど、その検討方向はどうなるのか。吉永から乗られる方とか熊山から乗られる方、その方は利用できないということで、いろいろちょっと問題も公平性から見てあるというふうに思っているんですけど、その点を教えてください。

それから、45ページの配食サービス事業委託料243万900円、委託料です、下の方の。これは、社協でしたか、あるいはほかの老人ホーム等、そういうところもやっているんですか。その内訳がもしわかれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、39ページの多目的公園の管理費のところですが、工事請負費の公園施設工事費、実質額が451万4,400円ですか。それから、施設備品購入費が51万1,000円、これは何でしたかね。ちょっとよくわからないので。

ついでに、もしわかれば、リフトの講習なんかきょうなんかもやってるようなんですが、ああいう分は駐車場でやっている分、その料金ももらっているんですかね、それもついでに教えてもらえればありがたいんですが。

それから、64ページの負担金補助及び交付金のところ、農作物鳥獣害防止対策事業補助金67万3,501円、これは何でしょうかね。これをもう一遍、何であったか教えて。鹿がどうの、イノシシがどうのと何かお聞きしたんですけど。

それから、特に私が父井原とかで聞くのが、佐伯地区やほかでも聞きますけど、猿の害っていうのがあるんですね。猿の害については今のところ、昔は県の保護課の許可をとってたしか捕獲したこともあったんですけど、その点の対策というのは今何もないんですかね。かなり赤磐市なんかはいろいろそういう研究をされているというふうなことも聞いてるんですけど、その点もしわかれば教えてください。

それから、69ページ、都市計画費の委託料で、立地適正化計画策定の必要性検討業務216万円。コンパクトシティの検討だというふうにおっしゃったんですけど、何かあれば駅前にマンションを導入するとか、そういうふうな話だったんですかね。この検討業務というのは結論がどうなったのか、それを教えていただきたいと思います。

それから、73ページの教育、委託料のところ、総合学力調査業務委託料651万400円。結構これはお金を使っているんですけど、学力テストだと思うんですけども、これ全県で10位以内とかといって県知事がいろいろと目標を決められてやられとるが、何かはかばかしくないようなんですけど、それは現状どうなっているのか。まあ和気町のは言わん方がええんかなと思いますけれど。結果が見えないし、本当にどういうふうになるのか。本来的には学力はテストだけでははかれないもので、余りこれはどちらかというをやめてほしいものなんですけれど、これはどうなっているのか、現状は今。

それから最後、81ページ、人権啓発推進費で、昨々年でしたか、指摘したんですけど、今回210万4,000円ですか、予算は。それが155万4,920円ですね、使っているのが。人権研修旅費で145万1,680円。54万9,080円か、不用額が、ということで、これはもう本当は皆減にしてほしいんですけど、これだけ余ってるということなんですけれど、これは今後どういうふうにやられるのか。これは旅費ということになると飲食も伴う場合があると思うんで、これは本当に早く0円にしてほしいんですけど、その辺がどうなのか、教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、西中議員お尋ねの和気町の財政状況についてでございます。

決算説明資料の1ページでございますが、まず単年度収支でございますが、28年度中段のところですが、実質収支につきまして、実質収支といいますのがその年の歳入歳出差し引きから翌年度へ繰り越す財源を控除したものが実質収支になるわけでございます。28年度については、1億6,766万6,469円で、前年につきましては2億9,275万1,554円となっております。単年度収支がマイナスの1億2,508万5,085円。このことにつきましては、単年度収支が1億2,000万円の赤字になっております要因は、28年度に普通交付税が1億7,000万円ほど減額しております。そのことが一番の大きな要因となっておりますのでございます。

それと、今後の経常収支比率、それから実質の公債費比率、それから将来負担比率のことでございますが、経常収支比率につきましてはその年度によりまして経常的な支出等によりまして数字は微妙に変わってきますが、昨年と大きく変更はございません。実質公債費比率につきましては1.2%改善されておるわけですが、このことにつきましては公債費の方の減額、一部事務組合等の負担金を含めたそういったものが減額になっておるといふことでの減額となっております。それと、将来負担比率につきましては、今年度大きな起債の学校統廃合の関係の起債の借り入れ、それからクリーンセンターの長期包括の債務負担行為、それから学校・園の統廃合に伴いますスクールバスの大型の債務負担行為によりまして、起債プラス債務負担行為も含めて将来負担比率というわ

けですが、そういったことで大きく34.1ポイントの悪化となっておるところです。

今後の見通しにつきましてですが、実質公債費比率等につきましては、28年度大きな事業がございましたので、そういったことにつきまして実質収支につきまして12.9から年々悪化が予想されます。将来負担比率につきましては、並行で年々減少傾向ではいかかと思っておりますが、西中議員もおっしゃいましたが、今後交付税の合併算定替えによります交付税の減額も予想されておりますので、今後更なる歳出の抑制、義務的経費の抑制等に努めていく必要があるかなど、このように思っております。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

私の方からは、デマンドタクシーの利用状況とそれから地域公共交通網形成計画の進捗状況についてご説明をさせていただきます。

認定資料の14ページに、デマンド交通の実施状況を載せさせていただいております。西中議員おっしゃられるように、平成21年度の2万9,248人、この利用者をピークに年々減少しております、平成28年度では1万3,391人という結果でございました。ただ、デマンドタクシーを利用されるのが多い65歳以上の人口は増えているということで、何か町民の方にとってデマンドタクシーが使いにくい、不便さを感じてらっしゃるんじゃないかということを感じているところでございます。

平成28年度から2カ年をかけまして、地域公共交通網の形成計画というのをつくるように計画実施しております。決算にも載っているんですが、平成28年度では委託料で533万5,200円を支出しております。この28年度の業務の内容でございますが、デマンドタクシーの利用者が減ってきている、少しなじんでないんじゃないかということで、アンケート調査、実態調査を行いました。昨年12月21日から1月10日までの期間で、全世帯の方に調査票の方をお送りいたしまして実態調査を行っております。結果、町民の方々の外出の頻度でありますとか、どういった要件で外出されるのか、それから目的地、買い物、それから病院、そういったこともわかってまいりました。それから、デマンドタクシー、公共交通に対して不便に感じてらっしゃることというのもわかってまいりまして、課題が28年度で明確になりました。

今年度、それを踏まえて新しい今の体系でいいのか、新しい方法がいいのかというのを検討するようにしております。ただ、便利になるだけがいいというわけではございませんで、この地域公共交通網の形成計画というのはまちづくりでありますとか、地域づくり、それから中心地の活性化、こういったものもキーワードに入っております、それを網羅するような計画にしたいというふうに思っております。

社会実験につきましては、現在どういう方法が町民の方に喜んでいただけて、町としての経費的な負担が少なくて効率がいいのかというのを検討中でございまして、社会実験の方は現在のところまだ行っていない状況でございます。

ご質問のデマンドタクシーの利用状況それから地域公共交通網の形成計画の進捗状況については以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 竹中君。

○総務部長（竹中洋一君） 失礼します。

それでは、お尋ねの決算書32ページでございます。

委託料のストレスチェック検査委託料でございますが、これについては、職員を対象に社団法人全国労働衛生団体連合会のストレスチェックシートという1枚のシートがございまして、これ全部で57問設問があります。それを用いて行うものでございます。これは法にも定められておりまして、労働安全衛生法に定められているところでありまして、職員、28年度は351人受診しまして行っております。これがこのシートに記載した内容によって、高ストレスと判断されれば医師による面接指導の案内をするというようなものでございます。

続きまして、36ページの負担金です。通勤通学費助成金373万7,600円でございますが、これは28年度から行っておるものでございまして、目的というのは若者が就職により町を出ていくことを防止することと、和気駅の乗降客増と駅前のにぎわい創出、こういったものを目的としまして、18歳から40歳未満、高校生は除きますが、これらを対象として助成をいたしております。通勤手当を控除した2分の1で、上限は7,500円。これは、岡山通勤で約1万5,000円経費がかかりますが、これの2分の1というふうな想定でございます。利用者は、28年度、通勤が10件、それから通学77件、合計87件の利用がありました。という内容でございまして、いったん交付要綱は平成30年3月31日をもって失効することとなっております。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 則枝君。

○健康福祉課長（則枝日出樹君） 私の方からは、決算書45ページの配食サービス事業委託料について説明させていただきます。

この事業につきましては、和気町の介護予防地域支え合い事業のメニューの食の自立支援事業で行っております。町内の65歳以上のひとり暮らしそれから65歳以上の高齢者の方のみの世帯を対象といたしまして、調理が困難な在宅高齢者の方に定期的に訪問し、栄養バランスのとれた食事の提供とそれに伴います安否の確認も行うものでございまして、介護予防のメニューでやっております見守り支援の関係あるいは民生委員からの聞き取り等によりまして対象者を把握いたしております。28年度の実績で言いますと、町内で約1万2,000食を配付いたしております。延べ利用者が674名でございまして、町の持ち出しが200円、本人負担が400円ということで行っておる事業でございまして、センターミールという業者の方へ委託している内容でございます。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 失礼します。

私の方からは、39ページに戻っていただきまして、多目的公園管理費の工事請負費と備品購入費、こちらにつきまして、まず工事請負費ですが、公園施設工事費としまして451万4,400円支出しております。内訳としましては、いきがい工芸館パン工房の空調設備工事101万5,200円、それから公園遊具の新設工事349万9,200円でございます。公園遊具の新設工事の内訳としまして、向かい合わせブランコの撤去、スプリング遊具の移転、複合遊具施設の新設という状況でございます。

続きまして、備品購入費51万1,000円ですが、これは今既存の券売機を1台買い替えたということでございます。

それから、駐車場を利用してリフトの講習をしているが、それについて料金を取っているかということですが、こちらについてもその他施設利用ということで料金はいただいております。

続きまして、64ページの農作物鳥獣害防止対策事業補助金、こちらは何かというご質問でございますが、こちらは防護柵設置についての補助金でございまして、鹿、イノシシなどから農作物を守るために田畑の周りにワイヤーメッシュとかトタン、電柵等、そういったものを設置するものに対する補助でございます。補助単価としましては、ワイヤーメッシュ1,000円、トタン500円、電柵400円、網200円として、原則として受益戸数が3戸以上及び200メートル以上の施工に対して、原材料2分の1の補助でございます。28年度の支出といたしましては、防護柵設置事業9件で3,367メートルの申請がございまして、67万3,501円の支出をしております。

それから、猿の被害はあるのかという質問でございます。赤磐市の方ではよく聞いておりますが、和気町の方では聞いてございません。赤磐市の方では、追い込み等での対策で捕獲をしているというのは聞いてございます。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

それでは、69ページ、立地適正化計画の策定の必要性検討業務216万円でございますが、これは国の地方創生交付金2分の1の補助で業務をいたしております。立地適正化計画制度と申しますのは、今後の人口の急激な減少と高齢化が進む社会においても、快適で持続可能なまちづくりを推進するために、平成26年度に制度が創設されたものでございます。立地適正化計画は、コンパクトシティの理念で住居と居住にかかわる医療、福祉、商業等の生活利便施設がまとまって立地するよう、時間をかけながら穏やかな誘導を図り、公共交通と連携したまちづくりを推進するものでございます。

検討した内容につきましては、都市づくりの課題、計画が和気町のまちづくりに与える影響、具体的な誘導イメージ、具体的な支援メニューの整理や活用可能性等の検討、策定スケジュールや県内の他の自治体の動向などを検討してまいりました。結果でございますが、立地適正化計画を作成した場合の住民生活の向上、国庫補助等の割増し等の明確なメリットはございませんでした。したがって、他事業の状況や居住誘導区域外の住民感情を十分考慮し、策定につきましては今後慎重に検討したいと考えております。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 藤原君。

○学校教育課長（藤原文明君） 失礼します。

73ページです。

13番の委託料のところですけども、総合学力調査業務委託料というところですよ。これどこかと比べて何位とかというテストではございません。放課後に放課後学習を入れて力をつけて定着をさせようというのが始まって3年になるんですけども、地域おこし企業人それからベネッセコーポレーションと連携をして力を入れておる事業です。これの中には和気町プリントといいまして、特に算数、数学に特化をして勉強しておるんですけども、その紙代がすごく入っております。

この学力調査というのは、実際に算数、数学、和気町の子供たちがどこが弱点かということ調べるための調査です。それから、学習状況調査もそれにあわせてやっておりますので、家庭学習時間がどうか、授業の内容がわかっているとか、そういう調査も行っております。それに関しての調査とそれからプリント、それから中学校の方にはタブレットを入れて、70台ですけども、勉強をしております。その金額が入って、まず600万円、それからあと51万400円に関しましては、これ以前にちょっと説明しましたが、GTECという英語力、特に4技能をバランスよく身につけるといことが2020年から言われているわけですけども、特に聞いたりとか話したりする力も調べていただけるということで、昨年度、佐伯中学校と和気中学校の2年生のみに行っている検査、それが51万400円ということで、合わせて651万400円ということになっております。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 竹中君。

○総務部長（竹中洋一君） 失礼します。

81ページでございます。

人権啓発推進費の旅費155万4,920円でございますが、これにつきましては職員の研修旅費、これは県外、高知、大阪、奈良へ3回行ったもの、それから人権研修旅費、これは部落解放同盟和気町協議会が研修、啓発活動に行ったものでございまして、昨年の12月9日に部落差別の解消の推進に関する法律が成立し、同12月16日に施行されました。こういったことがありまして、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について、国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会が実現することを目指してございまして、同協議会も精力的に昨年度活動されまして、その成果としてこういった旅費が必要となったわけでございます。県外活動にも7回、県内活動についても7回、町内においても様々な勉強会、研修会等を実施してございまして、そういったものに要した旅費でございます。

54万9,080円、不用額が多いというようなことでございますが、この活動回数も非常に多く、当初予定

した予算を最終的に減額補正していないということについては、私どもの責任といたしますか、おわびすべきことかと思えます。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） そしたら、大体わかったんですけど、若干3問ぐらいちょっともう一遍聞かせていただければと思います。

まず、デマンドでございます。

今、担当室長が言われましたように、不便に感じているという方がおられるということでございます。特に佐伯地域は、電話をかけても予約ができないと、その日じゃあ。もう二、三日前から電話しなければ無理だとかというふうな極端な例もあるということでございますので、うまく高齢者の町民のニーズに合った計画をぜひお願いしたいというふうに思います。

先ほど言われたまちづくりとか地域づくりにも関係があるということで、グラウンドのことで先日は話を私しましたけれど、やはり佐伯地域と和気地域との一体性を強める面でも、その間の交通網では赤磐市とのバスというものはあるんですけど、そういうものも検討を含めて交通の便利がよくなるようにぜひ検討をお願いしたいなというふうに思います。その上で検証実験ですか、社会実験をやられるということ、その辺で今後のそういう取りまとめとか検証実験のめど、その辺はどういうふうに思われているのか教えていただきたいと思えます。

それから、通勤通学費補助です。

いったんやめるということなんですけれども、いいものであれば続けていただければいいと思うんですけど、やはり公平性の面から、やるのであれば吉永駅とか熊山駅から乗る場合でもそういう適用があるようにぜひお願いしたいというふうに思います。要するに、和気駅の乗降客を増やすというのは、総合的に和気町に人が来ると、ドローンが来たらそういうふうになるのかもしれませんが、大学の野球部が来るというふうなこともあるわけですが、それから和気小学校跡地を教育実習に使うとか、というようなこともあるわけなんで、そういう面はプラス面で働いてくるのかもしれませんが、そういう和気駅の乗降客、それから同僚議員も言われたように、観光的なもののインフラといいましょうか、本当に残されているものとか、使われていないもの、確かに佐伯地域の三保高原でも、例えばロマンツェには天体望遠鏡もあるんですけど、それから池には前はスワンが浮かんでいたとか、いろいろ細かい話を言うといっぱいそういう向上する点、改善する点はあると思うんですよね。そういう点も含めて、和気町全体に流入人口が増えるというふうになれば、和気駅の乗降客は増えるというふうに思います。そういう点で、もう近視眼的にこれはならない方が私は賢明だと思います。その辺のことも含めて、もう一遍ご答弁をいただければ。もしあれでしたら、町長の方からいただければありがたいと思えます。

もう一つ、教育の分は、これはベネッセのプリント作成、これも含めての600万円ですかね。これだけ確認をさせていただきます。

それから、人権旅費の件は、これは私ずっと見てますけど、大体200万円をずっと使ってるんですよね。それが今回に限って45万円ですか、50万円ですか、何か余ってるということなので、やはりこれはぜひきちっと検討していただいて、来年度に向けて、もう全額不要じゃないかと私は思いますけれど、その減額についてもぜひ今後検討をお願いしたいというふうに思います。この点もしあれでしたら、町長の方からあるいは副町長から答弁をいただいたらありがたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

デマンドにつきましては、28年度にアンケート調査を、先ほども申し上げましたが、実施をいたしまして、課題でありますとかなすべきことというのが明らかになってまいりました。ただ、様々な方のいいところ、悪い

ところというのが関係しております、できるだけ町民の方に喜んでいただいて、それから町としてもメリットがあって、関連の事業者にもメリットがある、そういった方法が何かないかなということを今本当に皆さんで考えているところでございます。

社会実験のスケジュールにつきましては、そういったことが整い次第実施したいというふうに思っております。時期については今のところまだ未定なんです、例えばデマンドタクシーをメインで今やっているところは大きく変えた方がいいんじゃないかというようなご意見が出た場合は、社会実験の実施までに、時間もかかりますし、それから町民の方にそういったことを知っていただく期間もかかりますので、時期については未定なんです、今様々な方法で取り組んでいるところでございます。よろしいですか。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 竹中君。

○総務部長（竹中洋一君） 失礼します。

通勤通学費の支援制度の方ですが、実は平成27年度と28年度と乗降客数の実績というのは54名の減になっております。たくさんの87名に利用していただいているわけなんです、この制度、施策をやってみて、これをしっかり活用している町民の現状等を把握する必要があると思われまので、今後アンケート等を使って、存続希望か否か、もちろん利用している方は存続してほしいということがあるでしょうが、効果について検証を行いながら、今後については検討したいと思っております。

今議員がおっしゃいましたが、和気駅の乗降客を増やすというプラスのことももちろん考えております、説明したとおりなんです。むしろ和気駅まで来る便数がこれ以上減らないようにという危機感を非常に持ってございまして、そうやってまいりますと、和気高校へ通学する生徒も、また通学先といいますか、志望先を見合わせるというようなことも出てくることを懸念しております。ですから、防戦一方ではないんですが、そういったことも考えながら、こういった施策を行ったわけでございます。

それから、次の同和対策の研修の旅費なんです、28年度はたまたま研修先が西日本に偏ったといいますが、奈良とかそれから鳥取とか、遠くても名古屋まででしたか、そういったところに精力的に活動はしておるわけなんですけども、そういったことで旅費の方は若干予定よりも少なくなったということでございます。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 藤原君。

○学校教育課長（藤原文明君） 失礼します。

先ほどの総合学力調査の業務委託料のことです。

議員おっしゃったとおり、プリントのお金、紙代というのが多くを占めております。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） デマンドについては、今年度中にじゃあ新たなシステムというか、やり方を変えるというふうなことが出るようであれば実験をされるというふうなことなので、ぜひとも前向きになるべく多くの方の要望に合うような、そういう考え方というか、特に佐伯地域では赤坂方面へ出るとか周匝へ出るとか、いろいろ方向性があると思います。それから、こっちは吉永方面へ出かけるとかというふうなことがあるわけなんで、そういう点も多方向の交流というものも考えて、この地域交通についてはぜひ改善についてよろしくお願ひしたいというふうに思います。それは答弁は結構でございます。

それから、通勤通学の件です。

これは、今ちょっと言われそうになったのに言われなかったと思うんだけど、要するに姫路方面へ行く電車が減ってるというのにも確かにあるというふうに思います。和気止めというか、和気から出る電車がある。つまり前はもっと姫路から来るような電車が多かったように思います。そうすると、沿線自治体との運動というんですか、そういう面も含めて在来線の利便性をよくすると。そういう点も含めて、あるいは今さっき言うように、高等学校の再編問題、そういう点も含めて、それは政治活動というか、和気高をきちっと守っていくとか、あ

るいは今全国から募集するとかということもやられているようでございます。それが成功するように、どちらかという定員を増やすぐらいになるようにすれば、恐らく通勤とかあれも増えると思います。

あるいは、地域事務所もほとんど2分の1とか3分の1とか職員が非常に少なくなっていると。総合的に考えて、和気駅の乗降客というのは考える必要があると思います。そういう点で、この通勤通学費の補助といいますか、そういう面についても、考え方といいたしめようか、そういう面をまとめていただければというふうに思います。そういうこととございます。もし町長に何かコメントがあれば、お願いします。

それから、人権旅費については、やはり私もそれはちょっと理解できません。中四国がどうのこうので安かったからって言われたんですけど、大体ほとんど200万円で、百九十ウン万円とかの旅費を使われているんです、今までは。だから、余ったということはそれなりに必要性がないというふうに私は思うんですよ。その点、だから皆減してほしいですけど、今後の考え方というのはどうされるのか、町長か副町長からもしもらえるようでしたら、コメントをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 地域交通につきましては、今検討しておりますが、かなり厳しい状況です。いわゆる人口が減ってくる中で、タクシー業界が本当に自分らの生き残りをどうにか行政がしてくれるのかという非常に厳しい声でございます。今のデマンドのあり方、そしてこれからタクシーとの関係でこれからの地域交通を本当に考え直さなきゃいけないという、今デマンドでいいのかどうかというところの岐路に立っているところでございます。今、検討して、これから本当に具体的にしていかなきゃいけないということなんで、どういう形が本当に共存共栄できるのか。行政もいい形の交通体系、そしてタクシーも自分らの生き残りができるということを非常に厳しく指摘されておりますので、その辺が本当にいい形でこの事業ができるような形というのが考えられるかどうか、今検討の最中とございますので、これから十分検討させていただきたいというふうに考えております。

それから、山陽線、また通勤通学の助成、そしてJRの利用の件ですが、JRの考え方は岡山姫路線についてはこれからなるべく減少していくと。そして、今三石、吉永が無人駅になってまいりました。次は和気駅というのは、無人駅じゃないんですが、和気駅停車を熊山停車にするよとJRは言ってます。なぜかという、今ちょうど和気駅と熊山が同数の2,800弱というところなんで、もし和気駅が減ってくるならば、熊山止めにするよということを書いてきてますので。それから、JRの考え方は、この山陽線は通勤通学で使ってるんですから、そんなことをJRが言うのもおかしいんですが、山陽線のこの東へ行く分についてはもう新幹線を使ってもらえばいいんだと。我々はこのローカルの岡山姫路線について、これから改革したりいろいろなことをやっていくということを考えてないと言われてるんで、我々はそれじゃあもう地域の活性化は図れないので、今回の岡山市との連携協定の中でJRと備前市、そして赤磐市、和気町、そういったこと連携しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、和気駅停車が本当に熊山に変わるということは和気駅に非常な打撃でございます。今もう2,800弱ぐらいなんですが、3,000人にぜひ向上していかなきゃいけない。今、白陵高校が家庭学習ということから通学に変えましたので、その辺で熊山が増えてきたという状況でございます。ぜひ和気駅の乗降を増やしていく施策を、これからの石生、和気の学校跡地がどのように動いていくかということで、人の動きも少しは変わるんじゃないかなという我々も期待感を持っております。

それからあと、デマンドタクシーにつきましては、先ほども申し上げましたように、タクシー業界が本当にこの地域交通の検討の中で非常に厳しく言われますので、このタクシーをいかに生かしていくかということになると非常になかなか交通体系が厳しい状況なんで、これからも十分いろいろな声を聞きながら進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、和気駅のところで、駅前のマンション化につきましては、本当にこれも厳しい。今、設計を東京のコンサル等でやってきましたけれども、いわゆる3LDKで2,000万円というような金額が出てきております。

2,000万円では和気では売れないということなんで、1,700万円まで下げなければ和気での販売はできないというて、そういう参加できる業者がもう参加をしてこないというところでございます。そうすると、1,700万円まで下げようと思えば、約1億円から2億円の町費投入をしなければ下がらないという状況でございます。これをどう処理するかというのが我々も今苦慮しているところでございます。議会の方の理解が得られれば、そこまででも町費を投入してでも、8階建ての約30戸のマンションをやっていくかどうかというのは今判断を迫られているところでございます。議会のご理解をいただければ、ぜひそういうことで経費投入もしながらやれば、一番これからの活性化につながるというように考えております。もうこれは、本当に言ったらいけない金額なんですけど、ぜひ議会の皆さんも、こういった今岐路に立っていると。行き先は、業者が参入しないということは、建築できないということなので、もう議会の皆さんにご理解いただいて、どうしても和気の活性化を図ろうというところまで議員の皆さんにもご協力いただけるならば、そこら辺の判断もしていきたいという時期があると思うんで、産業建設部長も言いましたように、本当にもう今は最終段階に入ってますので、ぜひ議員の皆さんのご協力をいただきたいというように思っております。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 人権啓発の件につきましては、これは旅費は実費でございますので、その年その年で行き先も変わって来ますが、精査をして、不用額のことにつきましてもきちっとやるようにいたしますので、ご理解いただくようによろしくお願ひいたします。

○議長（当瀬万享君） ここで11時40分まで暫時休憩とします。

午前11時26分 休憩

午前11時38分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

7番 広瀬君。

○7番（広瀬正男君） 二、三、お聞きしたいと思ひます。

決算書の64ページ、負担金補助及び交付金、ここで有害鳥獣の捕獲事業補助金ですけど1,800万円。これは、イノシシとか鹿をとっていただいた分につけておる補助金だと思うんですが、処理場の方への持ち込みをさせていただいておるのか、これをここではお聞きしたいと思ひます。

それから、70ページのこれも負担金補助及び交付金ですけど、住宅リフォーム補助金297万3,000円。これが住宅リフォームが何件あって、私が聞きたいのは、何件の大工がかかわっておられるのかなという部分を知りたいと思ひます。

それから続きまして、71ページ、非常備消防費の備品購入費の分、これが400万円ですか。この中に、各地区の消火栓のところにボックスがあって、その中にホースとかいろいろ入れておるんですが、そのホースの先っぽを盗まれているという話を非常に多く聞いています。そういう部分も入っているのかどうか、まずそこらからお聞きしたいと思ひます。この3件、よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 64ページの有害鳥獣捕獲事業補助金1,880万1,900円ですが、こちらはイノシシ、鹿等を合わせて1,947頭に対する捕獲の補助金でございます。処理場への持ち込みにつきましては、昨年度処理場にイノシシが23頭、鹿214頭、その他カワウ等ですけど4頭で241頭の有害鳥獣が持ち込みをされました。イノシシ、鹿につきましてはの捕獲の状況ですが、イノシシが373頭、鹿1,179頭という内訳でございます。イノシシ、鹿の持ち込み率につきましては、イノシシ、鹿を合わせて1,552頭のうち237頭が持ち込まれたということで、持ち込み率は15.3%でございます。

処理場の稼働日ですが、昨年4月18日から本稼働いたしまして、241日稼働しております。1日の平均持ち込み数は1.04頭という状況でございます。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

70ページの住宅リフォーム補助金297万3,000円でございますが、これにつきまして大工仕事がどれぐらいあるかということなんですけれど、ちょっと今手元に詳しい資料はございませんが、ほぼ台所の改修とか、違いますかね。

（7番 広瀬正男君「大工が何人になるかというような」の声あり）

いや、いろんな方が携わっておられまして、35件ほどやっておりますけれど、半数以上は大工仕事ということで、同じ方もおられますが、十数件の方が携わっておられると思います。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

非常備消防費の備品購入費の内訳でございますが、これはホース等を購入した費用でございます、操法用のホースほかで275万9,471円でございます。それと、そのほかにも消火栓の近くにありますが消火栓ボックスですとか、そういう備品の購入費に130万1,940円でございます。

盗難事件が最近たくさんございますが、そういった管そうでありますとか筒先でありますとか、そういったものの盗難によって補充した備品もこの備品の中にも含まれております。

○議長（当瀬万享君） 7番 広瀬君。

○7番（広瀬正男君） ありがとうございます。

有害鳥獣ですけど、土曜日を始めると言われる前も15%ぐらいだったと思うんですが、今土曜日を受け付けを始めてくれと思うんですけど、これがもうちょっと増えるのかなと思っておりますけど、あとのそれこそ鹿とかイノシシの部分で、本当に全部食べられとんじゃろうかな思うたり、どういう処理をされよんかなと思う分がちょっと気になるんです。

それと、受け付け時間が一応何時から何時までとか、土曜日が増えた分土曜日の何時から何時までとか、補助が出るわけですから、捕獲すると役場に持ち込みをされていると思うんですが、それからすぐ焼却用の方に持っていくような、そういう部分はないんでしょうかね。そこらあたりをもうちょっと詳しくわかれば教えていただきたいと思えます。

それから、住宅リフォームは35件ぐらいあったと。これも、非常にいい事業と思うんで進めていただいたら結構なんですけど、和気町内の大工をもちろん使ってだと思っておりますけど、その中でもやっぱり経験のない人とかある人があると思うんで、この手続をする人が上手な人はそういうあれをアピールしつつ、何件もとっておられるのかなというふうに思った部分と、それから今和気町内の大工によりますと、もう個人的な仕事がないんで、大きな会社に入って仕事をしておられると言われるような方もお聞きしています。そういうことから、この住宅リフォーム、いろんな大工にいろいろ使っていただけるような方法を見直していただいたら結構かなと思えます。

それから、消防の備品ですけど、本当に我々もこの前の防災訓練のときにも話が出たんですが、どのような対応をしたらええかなと。どういう人が盗みに来てという感じがあるんですけど、地域の人もなかなか今外に出ないんでわからない。これは、こういうことは言わない方がいいのかなと思うんですけど、廃品回収の車がずっと流ってきて、そういうあれで調べてというような話がちょろっと出たんですが、こういうことを個人的に言うと失礼に当たるのかもわからんけど、そういうあれもあるのかなというような話もしたんですけど、これをとられるというか、持って帰られる部分で鍵をかけるわけにもいかないし、また消防士いわく、防火栓の部分は知らない

い人ではなかなかできないというようなことになると、もしそこへ備えつけをしておいたって、火事になった場合、果たして東備消防が到着するより先に水かけができるのかなという部分、そういうあれが今できないのであれば、私は、盗まれて、また備えつけをしてというようなことがないように、消防機庫に一括して置いとくとか、そういうふうな方法がいいのかなというような気もしたんで、ここらあたりは課長はどのようにお考えか、またこの3点、少しお願いします。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 失礼します。

鳥獣処理施設の持ち込みですが、平成29年度から月曜日から土曜日での受け付けを開始いたしました。それで、持ち込み可能時間ですが、午前は9時から11時30分、午後は13時から16時30分となっております。また、捕獲の確認につきましても、直接処理場でもできるように、平成29年度からは実施しております。

28年度と29年度との比較なんですけど、4月から6月の3カ月分のデータしかないんですけど、平成28年度の4月から6月の持ち込みは36頭でした。今年度4月から6月の持ち込みが93頭と約2.5倍に増えとるという状況でございます。この時期はもともと捕獲頭数も少ない状況ですから、今後また増えていくものと見込んでございます。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

住宅リフォーム補助金につきましては、町内の事業者の方が対象ということで、業者の方に聞きますと、営業活動に非常に有効であると。できたら続けてほしいというお話もよく聞いております。当初は3年間で打ち切りということで始めたんですけど、評判もいいということで要望もあるということから、来年度についても予算ができるよう検討してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

消防用の備品の盗難に遭わない方法でございますが、基本的には誰でも使えるようにということで、鍵をかけずに近くへ置いておくというのが原則だと思います。和気町の消防団員は、非常に小まめに点検を常に行っていたりしております。盗難に気がついたらすぐ連絡があって、幸いにも備品がないことが大事故というか、大災害につながったということは現在のところありません。ただ、とられなくなるように工夫をしないといけないと思うんですけど、一つは防犯意識とございますか、周りの方でそういったことによく気をつけていただいたり、それから警察の方へも小まめに回って検挙していただいたりするようなことも考えていかなければいけないと思っておりますし、そこら辺の相談もさせていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 7番 広瀬君。

○7番（広瀬正男君） ありがとうございます。

有害鳥獣も、頭数は本当にたくさん増えとるみたいなんですけど、まだまだパーセンテージからいうと15%ですから、これもわなをかける人とか猟友会の人にしっかりお話をさせていただいて、極力町民からいろんな苦情が来ないように、処理場をせつかくしていただいたんですから、そちらに持ち込みをしていただくように言ってやってください。

それから、リフォームですけど、これは本当に助かっているというか、大工もそうですけど、やられる家庭の方の分も助かっていると思うんで、極力続けるように頑張ってやってください。

それから、消防備品ですけど、本当に盗難に遭わないようにいろいろ皆さん考えておられるんでしょうけど、今は、ご存じのように、高齢者の方が結構家の中でテレビを見るだけで一々外を見ないもんで、もう私なんかも家に1人母親がいるんですけど、何か変わった音とかしたらのぞいてみてよとかというのは言んですけど、そ

ういう部分でしっかりしていかないといけないのかなというふうに思います。

また、消防団の人にこの前も話を聞いたんですけど、消火栓は、もう経験のない人は開けるのも開けられないし、ホースもよう取りつけないし、また取りつけて水を出した場合は圧でけがをするような部分もあるので、そういうことがないように、経験がある人若しくは消防団が行くまで待つてくださというふうなことをおっしゃってました。ですから、そういうことを考えると、もうボックス自体がどうなのかなというふうに感じている部分があります。そこらあたりもまた考えて、消防団とよく相談をし対処するようにやってください。ありがとうございました。答弁はよろしいです。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第60号を総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、ごみ処理施設整備事業特別委員会及び和気町学校・園再編成整備事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第60号は、総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、ごみ処理施設整備事業特別委員会及び和気町学校・園再編成整備事業特別委員会に付託することに決定しました。

ここで13時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第61号平成28年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 特定健康診査委託料というんが109ページの13委託料のところ、1,013万8,640円ですか。これは、今8月ぐらいから開始している、和気町の場合は個別健診でやってる特定健診ですね。この28年度までは、町内の医療機関だけということでございます。どういう傾向というか、北川病院だとか平病院だとかどこでもできるんではなかったか。そういうふうなことだったと思うんですけど、その受診状況というのは、だんだん受ける方が増えて、たしか負担料がなしになったんじゃないかなと思って、前は1,000円ぐらいあったと思うんですけど、その点も含めて今どういう状況にあるのか教えていただきたいと思います。

それから、上の特定健診の保健指導システム手数料というのがこれ13万700円、これは何ですか。これは特にわからないので、そこも含めて教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） 失礼いたします。

この特定健診につきましては、毎年7月から11月までに個別受診ということで実施しております。28年度で言いますと、特定健診につきましては自己負担が個人は無料でございます。対象者数が2,934人で、実際に受診された方が945人でございます。受診率といたしましては32.2%と、平成27年度に比べて5.6ポイント受診率の方が向上しております。

個人負担につきましては、27年度から無料化ということで実施しております。

それから、医療機関でございますが、平成28年度は町内の医療機関ということで実施しておりましたが、2

9年度からは備前市の医療機関ともタイアップいたしまして、受診ができるような体制を整えております。

それから、システム手数料ですが、これは特定健診の請求に伴います連合会への負担の手数料でございます。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） 大体わかったんですけど、32.2%ですから、これは27年度よりもかなり増えたということでございますか。

それから、国保の保健指導システム手数料、だから連合会というのは国保連合会へ手数料を払うということなんですかね。その辺もう一遍お願いします。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） 受診率につきましては、先ほど言いましたように、32.2%ということで、平成27年度が26.6%の受診率でしたので、28年度は5.6%の受診率向上でございます。

それから、システム手数料につきましては、連合会でございます。

（6番 西中純一君「以上。いいです」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はございませんか。

10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） 高額医療費というのがありますが、普通の保険の範囲内でおさまる病気ならば保険でできるんですが、それよりもっとお金がかかった医療の場合は、余分に決まった上限を超えた高額医療費というのが後で出てくるというふうになっていると思うんですが、それでよろしいのでしょうか。

このページの109ページに超高額医療費というのが出ておるんですが、その超というのは一体高額医療費を超えたその上に更に超えているという意味じゃないかと思うんですが、これは高額医療費の中に入らんぐらいの難しい手術だったとか、難しい治療だったということになるんですか。お尋ねします。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） 高額医療費につきましては、病院等で受診した場合、個人負担をある一定以上オーバーする場合には高額医療ということで公費の方から負担するようになっております。階層別の金額はちょっと今覚えてませんが、所得状況等によりまして段階がございます。それを超える場合が高額医療費ということになりますので、それは公費負担という形になります。

それから、高額な場合につきましては、限度額適用・標準負担額減額認定証というのがございまして、それを医療機関の窓口へ提出していただきますと、高額医療に対しての分は請求がないようになっております。

それから、109ページのこととはどの項目のことか、もう一度お願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） 高額医療っていうのはよく聞くんですが、初めて超高額医療っていうのを聞くんです。高額医療に含まれないぐらいの医療費がかかったら超がつくんですか。

（「それ何ページ」の声あり）

超がつくのは、103ページの一番最後のところを見てください。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） この超高額医療費共同事業特別会計決算剰余金精算金につきましては、各県の国保連が国保中央会に拠出している拠出金でありまして、1件200万円を超えるレセプトの審査に係る拠出金で、平成27年度の精算分を被保険者数等の案分で返還されたものでございます。ですから、超というのは、高額な金額200万円を超えるレセプトの分に対しての医療費でございます。

○議長（当瀬万享君） 10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） 高額医療っていうのは、別個に払うんですね。普通の医療費を超えた高額は、こっち

の役場の方に医療機関から相談があつて、役場の方がそれを認めたら高額医療が役場の方から出てくるというので、その出てくる先は病人の方に出てくるん。そうすると、病院が高額医療費を受け取るんで、それでそれは本当は病院に払うお金なんで、それを患者が自分のものにしたらいけんというので、高額医療については病院の方で非常に気を使つとると思うんですが、高額が出たら今度役場の方に何か問い合わせがあると思うんですよ。そういうふうな非常にたくさんお金がかかったときには高額医療費っていうことで特別な手続が要ると思うんですが、初めて超がつくのを見たんですが、そういうようなまた別個の手続で、超がつく分だけは手続を役場の方と病院が打ち合わせをしながら支払うようになってますか。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） 病院での個人負担の支払い方法が2つあると思います。一定以上を払われて高額医療という、その分も一緒に払った場合には、後から町の方から償還払いということで高額部分についての支払いを申請していただくようになります。

それと、先ほど言いましたように、所得等に依りまして、限度額適用認定証というのを保険証とは別途に交付しますので、それを医療機関の方へ提示していただきますと、個人負担は一定以上の分はもらわないというような制度になっておりますので、2通りのやり方があると思います。

（10番 柴田淑子君「大体のところはわかるんですが、そういう病気の内容によって……」の声あり）

○議長（当瀬万享君） 発言されるんですか。

（10番 柴田淑子君「発言します。済いません」の声あり）

10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） 普通の高額医療については、手続について役場と打ち合わせせにゃならんのですが、患者の人は打ち合わせがええようにできん場合なんかがあつて、非常に病院の方ではそこら辺を苦労していると思うんですが、役場の承諾がなかったら高額医療費は出してもらえませぬ。そういう手続が1つあつて、患者の方で超高額だと言われたときは、大きな病院には社会保険労務士か何かそういう人がおられるので、いろいろ手続してくれると思うんですが、こういう超がつくような場合は一体どなたと交渉されてこれについて出すか出さんか、それからいろんな支払い方法なんかがあると思うんですが、あとは役場に返さにゃいけんと思うんですが、いったん出たやつを、そこら辺のところがよくわからんのですが。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） 医療機関によるとも思うんですが、先ほど言いました200万円以上の医療費がかかるというときには、各大きな病院等については、正式な名称はちょっと覚えておりませんが、患者に対してそういうふうな制度の説明をしていただく方がいらっしゃいまして、その方によりまして、役場に行かれてそういうふうな限度額証というのが交付してもらえるので、そのような手続をとられたらどうですかというような指導の方はしていただけるようになっております。ですから、窓口でいきなり高額な個人負担を支払うようなことにはならないと思います。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第62号平成28年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第63号平成28年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳

出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第64号平成28年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第65号平成28年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第66号平成28年度和気町墓園事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第61号から議案第66号までの6件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第61号から議案第66号までの6件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第61号から議案第66号までの6件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第67号平成28年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 山本君。

○1番（山本 稔君） ちょっと1件だけ。

貸し付けをしておると思いますが、これの収入未済額が大変多いということなのですが、こういうところの対策の方はどのようになっているのか。今年度だけの収入未済ではないと思います、金額がたくさんありますので何年かたまっていると思われそうですが、そういうところに対しての対策等をしっかりとっているのかちょっとお聞かせください。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 竹中君。

○総務部長（竹中洋一君） 住宅新築資金の関係の収納対策でございますが、この債権は種類で申しますと税等とはちょっと違いまして、公債権と言われるものではなくて、私債権というふうなことで、税のように滞納処分ができないんです。債権の回収には、裁判所による回収手続が必要でございます。税のような不納欠損、これも時効期間の経過のみでは債権は消滅しないというような民法の規定がございます。時効の援用というものが必要なために、債権放棄しかこれを解消するということになると手だてがないわけなんです。収納対策としては毎年町税等を中心に滞納整理対策会議というものを開いております。これは町税のほか、介護保険、住宅の関係、それから下水道、水道、墓園の関係とか、保育料、給食費等、いろいろありますけれども、こういったものと

あわせて収納に関する対策を協議しております。ほとんど手だてがないというようなことなんです、地域の方と情報交換を行ったりする中で、昨年28年度の場合は1件、平成元年の貸付分について完済されたようなところがあるんですが、ほかについても、例えば弁護士に依頼してやりましても3年ぐらいかかるとか、あるいは相当の経費がかかってくるというようなことがありまして、費用対効果の面から踏み切れていないというような実態もございます。

ということで、一件一件回っていくべきなんです、そういったような臨戸による訪問等は現実行われていないような状況でございます。

○議長（当瀬万享君） 1番 山本君。

○1番（山本 稔君） これ貸し付けをするときに、銀行やこうじゃったら担保とかがあって貸し付けをするんですが、これは担保とかはとってないということでしょうかね。ちょっとそこら辺のことは私もよくわからないんですが、なかなか方策がないということであれば、もう回収が見込めないということでしょうか。そこら辺をちょっとお聞かせください。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 竹中君。

○総務部長（竹中洋一君） 非常に回収というのは困難性を伴うんですけども、今後同和対策の関係団体とも協議をしたり連携をしながら、協力をいただきながら臨戸を行ったり督促をして、税等と同じように、やっぱり公平性というものが求められますので、努力してまいりたいというふうに思っております。

（1番 山本 稔君「よろしいです」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） これは私しか言わんかなと思うんですけど、同僚議員言われたんですけど、要するにほんならこれが84万8,990円というのが平成元年の2件、これは滞納分だったんですけど処理できたということなんです。ただ、現年分は0円というのは、これ現年分というのはつまり平成29年にするというのは、もう該当がないから0円ということなんですかね。ここをちょっと教えていただきたい。

それから、これは債権ということなのでチャラにはできないと。さっき言うた民法上の契約上の貸し借りなんということで、いろいろと歴代の総務部長に聞いたりしとったんですけど、なかなか法的処分もお金がかかり過ぎて難しいというふうなことでこういうふうになっているということなんですけど、何か国の方でこの資金を出してどうのこうのっていうこともあったと思うんですけど、その点もう全然そういう話ってというのは、地方自治体から要望か何か出たように思うんですけど、それも全然見通しがいいんですかね。その点を含めてお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 竹中君。

○総務部長（竹中洋一君） 失礼します。

答弁の順番がちょっと違うかもわかりませんが、現年分については1件ございまして、認定資料の40ページにこの会計の参考資料をつけております。貸付事業自体は平成6年度で終了しておるんですが、その平成6年度の1件分、表の中ほどの一番下に41万4,516円というのがありますが、これが現年度分ございまして、これにつきましては回収ができていないというものでございます。回収ができたものについては、表の右から2つ目の本年度償還済額というところに84万8,990円というのが平成28年度の償還分でございます。

それから、国、県の助成というか、補助ということでございまして、決算書の175ページの歳入の方に県補助金というのがありまして、住宅新築資金等貸付助成事業費補助金というのが、これは償還金の回収に伴う事務費の補助金でございます。和気町については現年分と滞納繰越分のそれぞれ件数がございまして、これについて決められた単価があって、補助対象額、和気町の場合32万円の4分の3、これを補助としていただいております。

わけでございます。回収等の実績を上げていくと補助金等がいただけるというふうに理解しております。

(6番 西中純一君「国の動向」の声あり)

国の動向ですか。

(6番 西中純一君「市町村から要望してると思うんですけど、それは」の声あり)

○議長(当瀬万享君) 町長 大森君。

○町長(大森直徳君) これは、全国的にも町村の残高になっておりまして、全国町村長大会等、町村の国土交通省への要望といたしまして、市町村が申し出をし、いろいろと保証人とかそういったもの、それからいろいろ経過措置をしながら保証人が亡くなってとかという、保証人2人をもって貸し付けをするのが本来なんですけど、最初の場合は保証人がなかったり、それから保証人が1人であったりというようなケースもあるわけなんですけど、そこら辺もあって、今後の措置については、県を窓口にしなごら国土交通省との交渉をしながら、未回収のものについて協議の窓口は開くよごらという全国町村長大会ではそういう文言を入れた要項になっておりますが、なかなか岡山県の窓口等とも相談しながら、そして国土交通省へ持っていくという資料づくり、それには相当な時間というんな法的な拘束力があるんですけど、その辺もやらなければいつまでたっても前へ進まないことなんですけど、県また国についてはそういう窓口は開いてるということになっておりますので、今後県なり国なりとも交渉をしながら、どういう形で削減をしながら処理ができていけるかということについてもやはり協議をしていきたいというよごら考えておりますが、なかなかその資料づくりが非常に厳しい状況でございます。現在のところ、前の総務部長の段階のときに資料づくりをするよごらということでもかなり手をかけたんですけど、なかなかそれは進んでいってないという状況でございます。

今後、逐次資料をつくりながら、県の窓口と協議をし、国土交通省へ持っていく、不納欠損という処理が国土交通省の方で処理ができる案件等について、どこまで精査できるかというのがこれからの課題になっております。ぜひ手をかけなきゃ、いつまでたってもこのことは前に進まないわけなんですけど、仮に弁護士を入れてやるならば、弁護士を2人入れて2年から3年かかりますよごらということの弁護士の方からの試算が出てきております。そういった形で処理をするか、二、三年かけて2人入れてするか、それと岡山県の窓口で国土交通省との交渉をこれからして、少しでも削減ができていけるかという努力、これは行政としてやらなきゃいけない課題でございます。今後、どちらかの方法を取りながらこれからの進めをしていきたいというよごら考えております。

○議長(当瀬万享君) 6番 西中君。

○6番(西中純一君) 今残っているのが8,587万9,053円、額はかなり小さくはなってるんですけども、やはりいつまでも未処理というか、こういうままにいくというのはちょっと好ましくないと思うんで、ぜひとも前向きに対応についてよろしくお願ひしたいと思ひます。答弁はもう結構です。

○議長(当瀬万享君) ほかに質疑はありますか。

10番 柴田君。

○10番(柴田淑子君) この件は、議会でもずっと問題になり続けておったと思うんですけど、答弁で執行部の方たちは、もうその家には誰もいなくなった、それから保証人も非常に貧しいので取ろうにも取れないというよごらなことで今まで来ておるんじゃないかと思ひます。弁護士をつけてっていうふうに言ひましたが、弁護士費用を払ったところで、やっぱり取れんもんは取れないんだというよごらなことで、この会計をどういうふうに始末していくかという問題になつとるんじゃないかなというふうに思ひたわけです。

この委託契約、工事請負契約、補助金等支出状況一覧という分を見てもみますと、1ページに、顧問はやっぱり奥津先生で、上から4行目か7行目ぐらひの6というところですよ。No.6、顧問弁護士委託というのでずっと和気町の弁護士は奥津先生と決まっておるよごらですが、奥津先生の次のところを見ても、請求訴訟事件着手金という

のがあるんですが、この請求訴訟事件までは行ってないんじゃないかと思います。そうですね。そういうことになりますと、これはもうずっと前から議会では問題になっておりまして、ないものからは取れんというような話で、回収についてはいささか絶望的な話が出ておったと思うんです。しかしながら、この40ページを見ると、今年度分として全然支払いはないんです。認定資料の40ページを見ますと、平成6年に41万4,000円ほど払ったんがあって、それ以後のことを書いてないんで、やっぱり回収ができないというふうに担当の方では考えていらっしゃるんじゃないかと。弁護士にも相談しておるような様子もないし、弁護士に頼んだところでもないものからは取れないという大原則がありますんで、このことについてはもうぼちぼちこの会計を閉めて、そしてどういうふうにするかという方針を決めてからこの会計を閉鎖した方がいいんじゃないかなと。取れん、もう家を新築した人はおらんようになった、それから連帯保証人も貧乏で取れないんだという話が今までに出たことがあります。その件は、今回もこの会計については本会議で質問があったわけですから、これをどうするかというところで話をなされた方がいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 竹中君。

○総務部長（竹中洋一君） 議員にご指摘をいただいておりますように、どうしていくかということをもう本格的に考えていく時期ではないかというふうには思いますが、前に説明いたしましたように、税のように、時効期間の経過のみで不納欠損ができないというものでありますので、もう個別に1件ずつかけ合って、時効の援用、それをアドバイスするのもどうかと思いますが、そういったような手続をしていけば、この債権自体は不納欠損の措置ができていくわけなんですけども、それをいきなり全国の都道府県で同様の問題が起きておりまして、国の方も対策としてそういう支援措置なりを図っていただいているわけなんです、和気町だけ白旗を上げてしまうというのもどうかというふうに思います。先ほども申しましたように、負担の公平性ということもございまして、これだけそうやって始末をしてしまうというのはいかがかなというふうに思っております。

それで、先ほど認定資料の方で議員がおっしゃいましたが、償還計画の平成6年の41万4,516円というのは、平成6年度貸付分について平成28年度に償還を行うべき額が計上されておるわけですし、28年度に償還した額というのは右隣の84万8,990円という平成元年度貸付分についてでございます。

○議長（当瀬万享君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第67号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第67号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第67号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第68号平成28年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 決算説明資料の20ページにも農業集落の5処理区の資料が出ておりますが、室原処理区の動向についてちょっとお尋ねしたいと思います。全体で1億260万円程度の決算額ですが、室原処理区へ幾ら使っているのか。

それからまた、忘れたころに質問するような状況ですが、廃止の協議、これがどの程度まで進んでいるのか。

特環に接続してからもう十数年になろうかと思うんですが、このあたりはどのような状況かをお尋ねしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 豊福君。

○上下水道課長（豊福真治君） それでは、山本議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、室原処理区の動向ですが、細かい数字は手元にはございませんが、300万円強の処理費用がかかっています。

廃止の協議につきましてですが、昨年におきまして農林水産省との協議を無事完了いたしました。現在、公共下水道の区域に取り込むということをやっております、今年度公共下水道の変更認可の処理を行っております。早ければ今年度中に許可があり、来年度から接続が可能になると思っておりますが、今その協議に要する時間がちょっと不明でございますので、いましばらくかかるということで、来年度若しくは再来年度に接続するという方向で進めております。

○議長（当瀬万享君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 長年の懸案といえますか、法的な手続がいろいろあるかと思っておりますが、年間300万円程度という話ですが、これ二重に不要な経費を使つてのわけですから、元気を出していい形で手続を完了して公下の方へぜひつないでいただきたいと思っております。返答は結構です。お願いします。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第69号平成28年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） 駐車場会計の方は、この資料から見ると約300万円弱、収支が1,000万円ほどだという感じで来ております。会計上は、もうこれ不動産の安定した財源かもわかりませんが。

ここでこれに付随した形で、この4月からたしか駅前の方の駐車場の拡張というものと、それから以前言いましたけども、この4月からたしか5台ほど、産業建設部長の話では固定から一般にということでそういうものもあると思っておりますけども、これは直接決算ではございませんが、駐車場という事業について、それから駅前の拡張の問題、これ若干決算に絡んで見通しといえますか、お話をいただければと思っております。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

駐車場会計につきましては、過去に改修しました起債の償還が終わっておりますので、通常ですと何もないければ黒字で推移してまいります。

それで、駅前、駅南の駐車場不足ということもありまして、定期駐車、駅前は86台のうち46台が定期にしておりましたが、一般駐車で1日100円ですので大分そちらの方へ移っていかれる方もございまして、実際に定期の枠があいてるのに満車の状態ということが続いておりました。今現在は、手元に資料はないんですけれど、46を35か36ぐらいまでに減らしております。それでもまだ満車になることがありますので、前々から説明いたしておるように、駅前の駐車場の拡張の事業もあわせて進めております。

今の拡張工事の現状でございますが、今年度用地測量それから電気設備等の物件移転補償額の鑑定、それから工事の実施設計の予算がございまして、今その発注準備を進めてまいりまして、早ければ今後半か10月には発注したいと考えております。順調にJRとの協議が進むようであれば、平成30年度の方に用地購入費の計上も検討してまいりたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） 駐車場の会計の方は、今説明があったように、安定した形でということ。

この中で、193ページの土地の借り上げは、例の駅の南側ということで理解をしております。それから、機材の方の借り上げは、これは例の自動の分の2台ということで180万円ずつぐらいがそれぞれあるということだと思います。この土地の方の借り上げ、これはもう町の方としてはもうこの状態でいこうと、将来的にもという考えだと思っただけですけど、その辺は何か特にあれを取得しようとかというようなことはございますか。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

駅南駐車場の用地は、DOWAホールディングスの方から10年の契約で借りておまして、平成31年3月31日までお借りしております。もう2年を切っておりますので、町といたしましても引き続きこの形態で運用したいと考えておりますので、先方と契約更新の協議を本年また来年ぐらいからやっていきたいと考えております。

○議長（当瀬万享君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） 駐車場とは若干ずれるかもわかりませんが、駐車場の拡張の関係は前に進んでおると、なかなか相手がおるといことですね。それはそれで結構で、約40台の駐車枠が拡大というように、このように聞いておりますけども、これは私から見れば、きょうも町長が言われましたけども、熊山駅から往復とかということとはとんでもねえことになるんで、いずれにしても駐車場を十分拡張して、私の個人的な案としては、もう吉永、三石、これがもう無人駅なんで、できれば、和気駅の利用促進ということを来期ぐらいはお願いしようと思うんですけども、和気駅の利用促進協議会、これ皆さんの前でお願いしたいと思っておりますけど、なかなかいろんな諸般の事情で着手してないんですけども、そのためには受け皿、駐車場を確保しないと、和気駅を利用しようにも、吉永の皆さんどうですかとかというようにこのアプローチもできないんで、そういうことの受け皿をきちっとということで、駐車場の拡張はそういうスタンスで今何とか泳いどると。将来を見越した場合は、やっぱり和気駅をもっと大きな基幹駅ということにするためには、そういうことの土壌をこしらえてないといけませんので、その辺もあわせて例の和気駅の利用促進で、以前上郡とかの資料を私もらって町の方にお渡ししと思っておりますけども、ぜひ大変なお仕事ですけども、これなかなか一朝一夕には、相当力が要るけども、なかなか上郡に聞きますと、兵庫県知事なんかJR岡山支社に動いてもなかなか今言う岡山姫路間は難しい状況ですけども、その辺も含めて、この駐車場というのはそういう観点からもよろしくお願ひしたいと思います。返答は要りません。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はございませんか。

10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） この191ページのところを見ますと、定期駐車料金というところが3カ所、一般駐車料金というのが2カ所、全部で5カ所のうちで定期駐車料金のみのところが、やっぱり長いことみんながとめるところじゃないかと思うんですが、駅前のあたりは100円ですね。定期駐車料金は全部同じじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

それから、よその市町村にも、やっぱり駅前とかいろいろ駐車場がありますが、その値段を比較してみたことがおありでしょうか。しよっちゅう瀬戸でおりようったことがあるんですが、300円と書いてあって、そして時間が過ぎたらぼんと上がるようなところもありましたし、それから100円だけでも、午後5時過ぎたら300円になるとかっていうのがあって、そこんとところに料金を入れるような機械があって、そこへお金を入れて駐車するというようなやり方をしているところもあるんですが、この100円というのは和気町はどこも共通して100円だと思うんですが、駐車料金も和気町内であればみんな一緒だと思います。熊山のところまで乗って

くと、ただでみんなが置いておるところを見ると、あそこはただですから駅のところに置くんじゃないかなというふうに思います。そこら辺の値段については、各駅によって差があるんでしょうか。和気町の場合は100円というのは非常にいいことじゃないかと思うんですが、置きっ放しにしてある自動車、次の日にどっかに行って1泊して帰ってきてそれを受け取るというときはやっぱり200円払うんですね、日にちを超えると。この駐車場の料金というのは、各駅によって違うんでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

ご質問にお答えしたいと思います。他の駅の周辺の駐車料金の調査をしてはおりませんので、詳しくは把握していませんが、1日100円というのは非常に安いと。上道駅あたりだと1日500円とか、そういうのは聞いたことがあります。和気町では100円ということで非常に安いのかなと思っております。

定期駐車料金についても、今駅前の普通車、軽四も一緒ですけど、1枠3,000円、1カ月ということで、比較的安価であるのかなと思っております。

○議長（当瀬万享君） よろしいですか。

10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） 熊山まで乗っていきますと、あそこにただで置けるということで、少々距離があってもガソリン代との兼ね合いがあると思うんですが、熊山まで乗っていかれる人がおると思うんですよ。そうすると、和気駅の乗降客が何人を超えるとエレベーターがつくとかというのがございますんで、熊山まで乗っていかれるとその人らは熊山で乗ったりおたりするわけですから、そこら辺の兼ね合いを考えてみたときに、和気町が100円取るということについては、エレベーターがつくまでただにするというわけにはいかんと思いますけども、その兼ね合いもある程度あるんじゃないかと思いますが。熊山は土手に置きさすりゃあ、あれはただじゃないかと思うんですが、そこから考えると、やっぱりここら辺のところはどういうふうに考えるかという問題になるとは思いますが、やっぱり100円の方がありがたいんじゃないかなと思いますが、値上げをすることは考えていらっしやらん。

それから、定期料金については、3カ所あるところはみんな一緒の料金であるということなんですね。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） まず、定期駐車料金でございますが、駅前が3,000円、それから曾根と農協前が2,000円と若干違いがございます。

それから、駅の利用関係もありまして、100円を値上げするということは考えておりません。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第70号平成28年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第71号平成28年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第68号から議案第71号までの4件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第68号から議案第71号までの4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第68号から議案第71号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

ここで2時15分まで暫時休憩とします。

午後1時56分 休憩

午後2時13分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第72号平成28年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第72号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第72号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第73号平成28年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第73号をごみ処理施設整備事業特別委員会に付託したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第73号は、ごみ処理施設整備事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第74号平成28年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 1点だけお願いします。

237ページの工業団地造成事業費のうち、調査測量設計委託料32万4,000円というのがございます。これは、事業をしようとするために全体面積等をぱっと測量すると、それだけの分の測量設計費ですかね。後で一般質問で聞くので詳しいのはいいんですけど、そこだけちょっとお願いします。

○議長（当瀬万享君） 事業課長 岡本君。

○事業課長（岡本康彦君） 237ページの調査測量設計委託料につきましては、矢田地内の家屋取り壊しの設計委託業務でございます。3軒分の取り壊しの設計です。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） わかりました。つまりナショナルクジャクそのの交番跡、それですかね。それ以外に何かありましたかね、ほかに。よろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 事業課長 岡本君。

○事業課長（岡本康彦君） 主なものは、ナショナルクジャクの跡地の建物です。あと、北の方に農業倉庫が1棟ございます。

（6番 西中純一君「わかりました」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第75号平成28年度和気町上水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第76号平成28年度和気町簡易水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） たしか決算の260ページの辺で、給水原価がどうこうで簡水がもうマイナスになってるんですね。供給単価よりも高いというんですか、給水原価が。ということだから、マイナスになってることですよね。それで、将来的には上水との統合を目指したいというふうに言われたと思うんです。値上げというのはそれなりの理由が要ると思うんですけれど、それを過疎債がうまく使えるときにどうのこうの、その辺ちょっともう一遍説明をお願いしたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 豊福君。

○上下水道課長（豊福真治君） 失礼いたします。

議員ご質問の269ページ、供給単価と給水原価のお話であったと思いますが、まず1立方メートルの売り上げを示す供給単価が原価を示す給水原価を下回っているということで、実質水をつくるごとに赤字になるということで説明を申し上げました。現在、上水道と簡易水道を統合することは、簡易水道には交付税算入それから過疎債を使えるというメリットがあります。このメリットがある以上、上簡統合を進めるべきではないと考えております。その上で、将来的において、このメリットがなくなった時点において上簡を統合いたしまして、そこで計算をさせていただきまして、料金単価をもし改定せざるを得なくなるということになった場合に検討させていただくということを説明申し上げたところであります。

（6番 西中純一君「わかりました」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第74号から議案第76号までの3件の質疑を終わります。お諮りします。

議案第74号から議案第76号までの3件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第74号から議案第76号までの3件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

(日程第2)

○議長(当瀬万享君) 日程第2、議案第77号和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 山本君。

○4番(山本泰正君) 次の補正で質問したいと思うんですが、これとの関連がございまして、23ページ、補償補填及び賠償金200万円。請願等とのかかわりも全てあると思うんですが、これ慎重にやっていかなくてはいけない問題ではないかなと思っておりますので、補正の方で言わせていただきたいと思います。ちょっと問題じゃないかなという気持ちでここでも言わせていただきます。回答は結構です。

○議長(当瀬万享君) ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、議案第77号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第77号を和気町学校・園再編成整備事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 異議なしと認めます。

したがって議案第77号は、和気町学校・園再編成整備事業特別委員会に付託することに決定しました。

(日程第3)

○議長(当瀬万享君) 日程第3、議案第78号から議案第80号までの3件の質疑を行います。

まず、議案第78号和気町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番 西中君。

○6番(西中純一君) ちょっとこれがよくわからなかった。この条例を制定する意図と、その簡単な内容をもう一遍教えてください。

○議長(当瀬万享君) 税務課長 桑野君。

○税務課長(桑野昌紀君) 西中議員の質問にお答えします。

議案書の29ページをお開きください。制度の概要が書かれております。

改めて制度の概要を読ませていただきます。

事業者が地域経済牽引事業計画を作成して県知事に申請し、承認されると、その計画に基づいて支援措置を受けることができるものでございます。その支援措置の一つが、固定資産税の課税免除で、新たに課税されることとなった年度以降3年度分の固定資産税を免除するものでございます。改正前の法律では、支援措置の対象が製造業のみでしたが、今回の改正により、製造業のみならず、サービス業等の非製造業を含む幅広い事業を対象としております。これが制度の概要でございます。

○議長(当瀬万享君) 6番 西中君。

○6番(西中純一君) 文章を見たら何となくわかったんですけど、要するに産業立地に有利な産業集積の形成、これ対象になる企業がありそうなんですか、もう和気町に。そこをちょっともしわかるのであれば。せっかくこういう企業がある、だからこれを免除してあげたいとか、そういうふうなんがあるのであれば、それをお願い

いします。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） これまでの企業立地促進法では、ものづくりの産業の集積を生かしながら岡山の優位性が活かせる分野として、超精密生産技術分野とかバイオ関連、医療、福祉、健康分野、環境関連分野と、あと今後成長が期待できる分野として新エネルギー関係とか次世代自動車、航空機関係分野、また多くの雇用が見込まれる食料品製造業などの分野、それら約20の分野が岡山県の計画によって対象となっておりましたが、このたびこの法律の改正によりまして、地域未来投資促進法というふうに略称で呼ぶんですが、これでは地域経済を牽引する事業、そういった事業所等が対象となって、事業計画をつくって県に承認されると各種支援を受けられるということになります。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） これドローンの学校が該当すると思ってるんじゃないですかね、どうも感じとしては、そうでしょう。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 国が例示してます地域経済牽引事業の例といたしましては、医療機器、航空機分野、新素材等の先端ものづくり分野、それから人工知能、ロボット、ビッグデータ、情報ネットワーク関連、第4次産業革命関連、それから農水産の海外市場の獲得等の農林水産や地域商社、それから新たなニーズをターゲットにした観光、スポーツ、文化、まちづくり関連、そういった分野と、幅広く一応国の方は地域経済を牽引できるものということで対象としております。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） わかりましたけど、じゃあまた資料を後日、議長、要望して配付してもらえるようお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第79号和気町立保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第78号及び議案第79号の2件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第78号及び議案第79号の2件を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第78号及び議案第79号の2件は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第80号和気町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第80号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第80号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第80号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第4）

○議長（当瀬万享君） 日程第4、議案第81号から議案第94号までの14件の質疑を行います。

まず、議案第81号平成29年度和気町一般会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 55ページでございます。

学校・園統廃合整備事業の22の補償費でございます。これ私もちらっと耳にはしとんですが、なかなか交渉が難しいと。必要な事業だという認識はあるんですが、補償費で払う物件かどうか、ここらあたりをまずお尋ねしたいんですが。他の事業等との絡みもあろうかと思えます。廃屋に近い状態のものに補償費を払うというのはどうかという問題と、相続権のあるものが補償費をつけることによってまた話が難しくなるような要因はあるのか、ないのか。私も詳しい情報はわかりませんが、ちょっと難しいんだという情報を得てますが。

例えば物件を土地と一緒に買い上げて、町の方の予算で解体するというような形をとらないと、こんな補償費でやるというのは後々町行政として問題が残るんじゃないかなというふうに思っております。請願との関連もありますし、請願の状況を見ると、全区長だと思んですが、同意もなされておるようですし、地元との協議を十分して、説得もして、補償費とかというんじゃないにいい形でできないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 議員のおっしゃることはもう重々承知をしております。各地区の区長さん方のご要望もありますし、こういう方向でとりあえず補償ということで進めてまいるといってございまして、交渉の過程によってはどういう方向がなされるかわかりませんが、この予算では補償ということでやらせていただきたい。今後、地元との交渉、地権者との交渉、様々な考え方が出てくると思いますので、その辺で対応していきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 何とかしたいという気持ちは十分わかるんですが、補償費であの物件をやると後々の事業で町が困るんじゃないんですか。という懸念を私は持っております。その問題と、補償費までつけてということになると、内輪でうまくいってない部分が余計難しくなる。今、予算計上するよりも、話ができてから、それこそ急ぐ話であれば専決を使うてもらうてもええんじゃないかと思んですが、そういう対応の方がええんじゃないかなという気がします。学校の前ということもあるし、ぜひ成就したい事業ではあるという認識はありますんで、反対ではありませんので、そのあたりを十分、ここで議決してしまえばどうしようもないんですが、もし変更ができるのであれば、ここで議決したとしても対応を考えていただきたいなというふうに思います。そこらあたりも十分執行部も考えられて、やむを得ずという判断ならば仕方がないかなという意味合いにはとっておりますので、もう回答は結構です。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑ありませんか。

10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） 47ページの国庫支出金についてなんですが、民生費国庫補助金というのは、子ども・子育て支援交付金と書いてありますが、これは学童保育に充てるお金なんですか。

それから、県の支出金についても同様に、その47ページの下に県支出金、民生費県補助金、子ども・子育て

支援交付金というのは、学童保育のためのお金なんですか。この2つについて。

それからその次に、48ページのところに物品売払収入というのがありまして、庁用車売払収入というのがございます。これは、75万6,000円を補正でプラスして、庁用車売払収入というこのお金は、こういうものはどのような形で売らんでしょうか。丁寧に買ったものか乗ってないもんか。クリーンセンターの車だというわけですから、これをきれいにして売るときに、どういう基準でこの値段をつけたのか。また、これを買いたい人がおった場合には、申し込みなんかはどういうふうにするんでしょうか。下取りに出して、これを新車の足しにするんでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 47ページの民生費国庫支出金、子ども・子育て支援交付金628万5,000円につきましては、佐伯、藤野、本荘、和気の児童クラブの補助金と旧初瀬保育園のトイレ改修の補助金が該当いたしております。

県費につきましても、同じく国庫3分の1、県費3分の1で今回補正をさせていただいております。

○議長（当瀬万享君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本芳克君） 48ページの物品売払収入についてでございますが、これは昨年度クリーンセンターにおきましてミニパワーショベル1台の方を購入いたしております。その際に、今までのミニパワーショベルでございますが、これは平成5年12月に当時組合が取得したものでございますが、それを売り払ったものでございます。売り払いの仕方については、3者に見積もりのご案内をし、2者から見積もり提出があり、最高見積価格のものに売り払ったものでございます。

○議長（当瀬万享君） 10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） 言い落としたことがありましたので、追加です。

46ページのサエスタ自主事業参加料というのがありますが、自主事業というのはどういう事業を言うんですか。

それから、参加料というのは、取ったり取らなかつたり、その自主事業をする人によって相手方が決めてくるんでしょうか。サエスタではいろんな事業をやっておりますが、大分前にソーシャルダンスをしておるのを見てすばらしいなと思って見とれて会議におくれたことがあります。映画祭をしたり、町民大学をしたり、様々な事業をやっておりますが、こういう事業は参加料はどういうふうな基準で料金を取ったり取らなかつたりするんでしょうか。それを教えてください。

それから、50ページの移住相談窓口設置負担金というのがあるんですが、移住相談というのはどこでやっておられるんですか。和気町に38家族来ましたが、この人たちがどこに相談をしたかといいますと、役場に相談をしたわけではなかったような気がします。衣笠にキリスト教会がありまして、そのキリスト教会の牧師が家を用意して、そして移住してくる人にその家を提供しまして、1カ月だけ住んでくれと。その間に自分が行きたい家を探して、それがあつたらこのキリスト教会が用意したところを出て行って、また次の入ってきたいという人にその家を提供するんだというような形で、38家族は全部キリスト教会の方でお世話をなされたと思うんですが、この移住相談窓口設置負担金というのが1万円ほどありますが、これは何課が担当しておるんでしょうか。今までの移住相談というのはやったことはあるんでしょうか。それをお尋ねしたいと思います。

それから、51ページのところで、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金というのがあるんですが、空間整備というのは一体何のことを指して空間整備という名前がついているんでしょうか。お尋ねいたします。

それから、学童保育について、52ページのところで、これは国、県の方の負担金が出ておりましたが、和気町でもこの民生費のところ国、県、町でいろいろ補助金を出しておりますが、その3者が出して学童保育を応援しとると思うんですが、その町の分の学童保育事業補助金がここに出ているんでしょうか。

それから、53ページに土地購入費というのが農地費のところに出ておるんですが、公有財産を購入したというんで、どこの土地を購入して、面積はどのくらいあったんかと。

その下のところに、立木物件等移転補償金というのがありますから、その土地を購入したと同時に、土地と立ち木は別の登記項目になつとるんで、その立ち木は立ち木でまた補償金を払ったというんじゃないかと思うんですが、それはそういうことでいいんでしょうか。

それから、商工費ですが、和気鵜飼谷温泉事業特別会計繰出金というのがあって、490万円を商工費、観光費として出しておりますが、これは夏祭りのときのお金で町が負担した分なんでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長（山崎信行君） それでは、柴田議員のご質問で、サエスタの事業についてご説明いたします。

これは、本荘小学校が年に1回芸術鑑賞会を予定しておりましたが、これが抽せんによる芸術鑑賞会でございます。本荘小学校は今年度は芸術鑑賞会ができないとって事業団の方から来られましたので、サエスタが行います音楽活性化支援事業、アウトリーチ事業というのがございまして、それがサエスタとか佐伯小学校とか、年によって行く小学校は2つであります。そういうところで音楽活性化事業をやりますので、本荘小学校を追加してくださいという校長先生が来られましたので、その追加の公演料が8万1,000円でございます。それは、議案書の56ページのイベント委託料8万1,000円、委託料が要りますので、そのお金を本荘小学校の方がサエスタ自主事業の参加料8万1,000円を支払うということで8万1,000円の額が決まりまして、こちらの歳入歳出どちらへも計上させていただいております。

○議長（当瀬万享君） 地方創生課長 野津君。

○地方創生課長（野津浩之君） 失礼いたします。

柴田議員の移住相談のご質問にお答えいたします。

確かに議員のおっしゃられるように、町内への移住者の方で、そうした教会の方が住居をお世話されて、実際に移住された方もおられるとは思いますが、地方創生課におきましても移住推進員という職員がおる中で、移住相談等を小まめに受けて、住居の相談に乗ったりとか、あと東京や関西圏の方で移住相談会に出向き、実際に移住相談を受けております。また、お試し住宅を活用してそれが移住に結びついた方が、4世帯10名またおられるところでございます。

そうした中で、今回の移住相談窓口といいますのは、東京におきまして岡山の連携中枢都市圏の事業の枠組みの中で構成される13市町が移住定住に関する相談窓口を東京に開設することを、岡山市の方からの働きかけで実現したものでございます。岡山市が実際JR東京駅近くにあるオフィスビルの一室におかやまぐらし移住の窓口という、今までも岡山市が持っておりました施設をそのまま連携中枢都市圏で岡山連携中枢都市圏の構成市町の移住相談をする窓口を設けるものでございます。なお、今年度の負担金は1万円ということで、このたび補正で予算を計上させていただいております。

○議長（当瀬万享君） 介護保険課長 永宗君。

○介護保険課長（永宗宣之君） 失礼いたします。

私の方から、51ページ、高齢者福祉費の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金についてご説明をさせていただきます。

平成27年4月、消防法の改正によりまして、小規模な有料老人ホーム等におきましても、自動の火災警報装置でありますとかスプリンクラー、こういったような設備の取り付けが義務化をされました。そういったところで、町内にあります施設、有料老人ホームがそういった機器を整備するに当たりまして、こういった国の補助制度を利用するというものでございます。90万円を歳出で組んでおりますが、国庫100%でございまして、同額のものを歳入で受ける予定といたしております。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 52ページ、民生費の学童保育事業補助金755万3,000円につきまして、町が出している補助金かということでございますが、今回増額して町が児童クラブにお支払いをする補助金の合計でございます。

なお、参考資料としまして、追加でカラー版のA4のこういったものをお配りしております。これの左側が変更、今現在の事業補助額、それから右側が変更後になっておりますので、これを参考にさせていただければと思います。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

53ページの土地購入費220万4,000円、補償費100万円についてお答えをいたします。

この案件につきましては、広域農道東部2期地区といまして、佐伯から和気町の岸野寺谷地区へ通じる広域農道の関係でございます。寺谷地区内で事業認可が平成12年度に着手されておるんですけど、一部地権者の反対がございまして、本年まで用地交渉が難航しておりました。そういった中で、岡山県としてももう事業休止、廃止の方向の検討に入る段階でございましたが、和気町としてもこの広域農道の完成については要望している立場からも、この地権者に対して何度もお話を進めてまいりました。そうした中で、このたび何とか、岡山県の方へはいろんなことがありまして協力できませんけれど、町の方へは売ってもいいよという話がつきましたので、和気町の方で県にかわって購入させていただくということで、予算計上させていただいております。

補償につきましても、この購入予定の土地に梅とかすもも、クリとかがございまして、そちらの補償に要する費用でございます。購入面積は4筆ありまして、合計が2,988平米となっております。

次に、53ページの商工費、観光費の繰出金490万4,000円でございますが、これは先般温泉会計の補正予算のところでもご説明申し上げましたが、4月から8月2日までのお湯代等に係る経費に充てるものでございまして、温泉のお湯代、運搬の賃金、それから運搬するトラックとタンクのリース料に充てるものでございます。

○議長（当瀬万享君） 10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） 学童保育の関係で、県、国、町というぐあいにお金がついているんですかというふう聞いたんですが、それでいいんですね。

ここのところにこんな補正予算の学童保育、私は色を塗っておるんですけども、非常に初瀬保育園のを見ますと、場所が広い。こんなにたくさんの場所を学童保育だけで管理するのはちょっと広過ぎるような感じがするんですが、これはそのときにもう一つ、学童保育以外に幼児が使いたいというふうに入ってきたんで、2カ所に分かれてここのところの整備をするんじゃないかと思いますが、非常に初瀬保育園では充実した学童保育ができるんじゃないかなというふうに思います。学童保育については、また一般質問でしますんで、このことについてはこれで終わりにしときます。

それから、自動車の売り払いについての件なんですけれども、どういう形でどのようにして売るんかということについては、ご返事はいただいたでしょうか。

それから、移住窓口の相談についての件なんですけど、東京の方に1つ窓口を設けたというふうに書いてありますが、この和気町の方では移住相談の窓口というのはどこがやっっているんですか。一時期、たくさんの人が放射線の関係で関東方面からやってこられました。そして、今キリスト教会が2カ所ありますが、片一方の方が部屋を自分で確保して、そこにとりあえず来てもらったというような中で、たくさんの家族が和気町にやってきました。ほかの市町村と比べてもそんな色のない受け入れを和気町はやったんですが、しかし和気町がやったというより、その団体がやってくださいましたが、和気町としてはとりたてて何かやったという感じはなかった

んですが、ここの移住相談の窓口負担で4世帯が来たということですが、この4世帯は相談をして和気町に定住されましたか。そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本芳克君） 庁用自動車の売却につきましては、見積もり通知を3者に送付いたしまして、2者から見積書の提出がございましたので、最高見積価格の提出者に販売をいたしております。

○議長（当瀬万享君） 地方創生課長 野津君。

○地方創生課長（野津浩之君） 失礼いたします。

移住の相談窓口の件でございますが、和気町におきましては地方創生課に移住相談員を配置するなど、地方創生課におきまして移住の相談を受けておるところでございます。

また、4世帯の方が定住したかというお話でございますが、その4世帯というのは、先ほどちょっと申し上げましたが、和気町で取り組んでおりますお試し住宅を活用した方が実際に和気町の魅力を感じていただいたことによりまして、和気町に実際に定住を決められておるところでございます。

○議長（当瀬万享君） 10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） 和気町に38家族が関東から放射線の関係で来たということでは、ここではないわけですね。それだけです。

○議長（当瀬万享君） 地方創生課長 野津君。

○地方創生課長（野津浩之君） 失礼いたします。

38世帯全て、関東から来られた方全ての内訳というのはちょっと不明ではございますが、和気町に実際に定住された方の何割かは、実際に和気町の移住定住の取り組みに基づきまして定住を決められたということでございます。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 38世帯が宗教法人のところで住まいをしながら家を探されたという件につきましては、東日本大震災で風評被害で和気町へ来られた方たちでございます。そういった形で、和気町は東日本災害で実際に証明を持っておられる方については、取り扱いを和気町が行うという窓口を開いておりましたが、風評被害の東日本の震災区域以外から来られた方について和気町として窓口の開きをしなかったという点については、本当にいろいろと批判の声もあったり、それから学校への就学の件とか、いろいろな問題がございましたけれども、現在はその方たちも和気町へ住んでいただいた方、また帰られた方もいらっしゃるんですが、そういった形で東日本の震災区域でない地域からの和気町への移住という形がありましたので、窓口を開いた形での対象ではなかったということでの取り扱いをいたしたわけでございます。

現在も東日本大震災で移住ということになれば、それなりの対応の措置をしていかなきゃいけないということはおもう当然のことなんですが、そういった実際震災を受けた方ではない移住という形であったので、保育園とか学校への就園、就学についてはいろいろトラブルもあったり、学校給食の問題もあったりしましたが、現在は落ちつかれて、それぞれの生活に入っておられるということでございます。これからは、そういった一つの範囲をどこまで受け入れ拡大をしていくかというのが一つの基本的なものを持たなきゃいけないということがあったので、そういったことになっておるということでございますので、現在のお試し住宅とかそれから移住相談員が受けてくるものについては、今の地方創生の中で和気町の人口増を図るための施策の中で進めてきているわけでございますので、今回はそういった移住定住という大きな目での窓口を開いているわけでございます。その辺のご理解をいただきたいというように思います。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 何件か質問させていただきます。

49ページの雑入の療養給付費負担金精算分1, 985万7, 000円、これは何でしょうか。ちょっと聞き逃したので、もう一度説明をお願いいたします。

それから、50ページの需用費の印刷製本費、移住パンフというふうに言われましたけど、これはいわゆるWAKE SUM（ワケスム）か何とかっていうカラーのパンフレットですかね。内容をもう一遍説明をお願いいたします。

それから、同じく6番、情報システム費の電算事務委託料1, 035万7, 000円、これはマイナンバーが686万円、それからコンビニ収納と言われたんですか、もう一方の387万円。だから、コンビニ収納はマイナンバーとは関係ないんだと思うんだけど、もう一遍そこを説明をお願いします。

それから、52ページで幼児施設整備工事費、これが旧初瀬保育園のトイレの工事の分でしたかね。もう一遍それをお願いします、説明を。

それから、次の755万3, 000円、これは歳入で見ると1, 257万円になるんですかね、国と県を合わせたら。それが755万3, 000円、これ差額がどこへ行ったのか。もう一遍、これわかりにくいんでお願いします。

それから、同じく52ページのごみ処理施設建設費のところ職員普通旅費26万7, 000円、これは特別委員会でもあれだと思うんですけど、何か工場かどこかへ視察へ行かれた言ようったんですが、どこへ行かれたんですか。これまたお願いします。

それから、53ページは、商工振興費のところ普通旅費の30万円、道の駅の視察というふうに言われたんだと思うんですけど、町長がこれは実施されると言われて久しいというか、場所も大体もう特定されて、岩戸地内の河本というところ——田土に入る入り口です——にされるということだったと思うんですが、その後の予定といいますか、中心になる方は積極的にやられるというふうなことも言われてるんですけど、その後これはどういうふうな予定になっているのか教えていただければと思います。

それから、54ページの道路補修用原材料費150万円、これは3カ所ですかね。もしわかれば、場所を教えてください。みんなで出て材料費をもらって地区ですという分だろうと思うんですけど。

それから、最後の住宅費、54ページの後ろの方の修繕料、これが残り5戸分というふうに言われたんですけど、宮田団地の移転のことが5戸分で950万円ということだろうと思うんです。これでそこへ移られたら完了するんですかね、全て話というか、説得が。人権上非常に問題があるというふうなことを思ってたんですけど、その分はどうなったのか、まだ話をしてる方がおられるのか、もう一遍ちょっとそこを説明をお願いします。

○議長（当瀬万享君） ここで3時20分まで暫時休憩といたします。

午後3時05分 休憩

午後3時17分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） 失礼します。

それでは、49ページ、雑入の療養給付費負担金精算分1, 985万7, 000円でございますが、これは平成28年度の後期高齢者医療給付費の負担金でございます。平成28年度の医療給付費の額が決定したことによる精算分でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 地方創生課長 野津君。

○地方創生課長（野津浩之君） 失礼いたします。

印刷製本費でございますが、こちらは移住の情報誌「wakeiku (ワケイク)」の増刷に係る経費でございます。昨年度作成を3,000部いたしました。移住相談会等で配布し、非常に好評でございまして、残り1,200部程度となっております。このたび国の地方創生推進交付金の計画の変更が認められまして、パンフレットの増額が認められましたことから、この9月議会で増補正のお願いをしたところでございます。内容をこの経費によりまして制度が変更になったもの、また内容等も新しいものに改定をするための要求でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(当瀬万享君) まち経営課長 立石君。

○まち経営課長(立石浩一君) それでは、失礼いたします。

私の方からは、情報システム費、委託料の1,035万7,000円、電算事務委託料の内訳でございますが、こちらにつきましてはコンビニ収納387万1,000円、こちらにつきましては平成30年から全国のコンビニで住民税等の支払いができるよう対応するものです。それと、マイナンバー関係が648万6,000円、その2点を予算計上しております。よろしくお願いいたします。

○議長(当瀬万享君) 教育次長 今田君。

○教育次長(今田好泰君) 52ページ、学童保育事業費の幼児施設整備工事費1,092万7,000円でございますけれども、旧初瀬保育園跡のトイレ改修工事。

追加資料としまして、お示ししております図面の内容で検討をいたします。発注予定です。

それから、その下、学童保育事業補助金755万3,000円でございますけれども、この財源内訳につきましては、子ども・子育て支援交付金の国の628万5,000円のうちの学童保育事業費分、それから県の支援交付金の628万5,000円分の中の学童保育の補助金分が財源として入っております。

○議長(当瀬万享君) 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長(岡本芳克君) 52ページのごみ処理施設建設費の旅費でございますが、これにつきましては、当初3カ所の工場検査を予定しておりましたが、4カ所、高知、大阪、新潟、兵庫が追加になりましたので、工場検査の旅費を追加させていただいたものでございます。

○議長(当瀬万享君) 事業課長 岡本君。

○事業課長(岡本康彦君) 63ページの普通旅費でございます。河本地内の道の駅につきましては、昨年度より検討委員会等をつくりまして、今年当初で旅費をつけていただいて研修に行きました。その後、地区全体で推進委員会をつくって皆さんに研究していただくということで、ここで視察に行く旅費を追加で計上させていただいております。

○議長(当瀬万享君) 産業建設部長 南君。

○産業建設部長(南 博史君) 失礼いたします。

54ページの道路維持費の原材料費でございますが、150万円。内訳は入田地区、宮田地区、曾根地区、内容としましては道路及び排水路の補修に伴います生コンクリートの支給、各50万円を予定いたしております。

それから、54ページの住宅管理費、修繕料950万5,000円でございますが、これ議員おっしゃられましたとおり、宮田の町営住宅で現在4棟13世帯の住み替え施策を進めておりますが、住み替え先の修繕に伴う修繕料でございます。

あと、5世帯分で950万5,000円ということで、移転先の住宅が長年空き家であったために、床下とか天井裏とかが相当傷んでおりまして、多額の金額になっておりますが、5戸分950万5,000円の補正をぜひお願いしたいと思っております。

それからなお、13世帯の方につきましては、もう全員の方から移転の了解を得ておりまして、現在はもう引っ越しは5世帯の方がされておりまして、自己都合で出られた方も3世帯おられます。予定では、本年12月末

には全世帯が移転する見込みとなっております、来年3月末までには4棟の解体をやっていききたいと考えております。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） 今さっき後期高齢者の負担金ですか。これは、広域連合からバックしてくるということでございますか、1,985万円

それから、コンビニ収納というのは、マイナンバーカードとかそんな関係なしにやる分ですよ、それだけちょっと確認をさせてください。

それから、もう一度言いますが、学童保育の関係が1,257万円ついてるんで、これだとあと400万円から500万円ほど、ほかにも何か使うと思うんですけど、それはどこなにか、それが知りたかったんですけど、それがもしわかるようでしたら教えていただきたいと思います。

それから、あとは道の駅については、町長、今後どうなるのかわかれば、もしコメントいただけるのであれば教えていただければと思います。もう選挙に出られないということであれば、もう4月で終わりというふうなことになるので、その辺、今後の予定です、道の駅の、教えていただければと思います。

それから、修繕料で、だからこの5戸を直して、それでもう団地から出られる方、それから残る方を含めて、これで全部で完了、3月末には完了というふうになるということですか、それをもう一遍教えてください。

○議長（当瀬万享君） 税務課長 桑野君。

○税務課長（桑野昌紀君） 失礼いたします。

コンビニ収納とそれからマイナンバー制度との関連はございません。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） この療養給付金につきましては、岡山県の後期高齢者医療広域連合から歳入されます。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 差額につきましては、上にあります幼児施設整備工事費、これにつきましても全て3分の1の国、県の補助金がついて、あとは一般財源ということでございます。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

宮田住宅の移転、住み替えの政策の事業は、先ほど申しあげましたように、12月末までに順調に引っ越しが完了すれば、3月末までに解体をしまして、事業が完了する予定でございます。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 道の駅の問題でございますが、佐伯地域が一つの拠点づくりをしながら活性化を図っていけるということが前提でございます、それからいろいろとこれからの取り組みはかなり厳しいもんがあるかと思えます。和気町内で道の駅で販売できるものを確保するというのはもう至難のわざです。いわゆる全国発信をしながら、道の駅では本当にもいいものがあるなど、それで買いに来られるような、そういう仕組みができるということが前提でないと、立ち上げしてももう一時的で終わってしまうということになりますので、町内の人が出されるものについてはそれぞれ受け入れはするが、それ以外に全国発信をしながら品物を確保ということが前提。それから、佐伯地内全体での活性化でございますから、全体の共通意識を持ちながら、佐伯地域の活性化につなげる道の駅にさせていただくということが前提でございます。

行政とすれば、業務の支援はしませんよということにしております。建屋までは行政がいろんな形でやれるとこまでやりますけれども、いわゆる業務支援というのはできませんよということは言ってますので、佐伯地域活性化のためにどうしてもやっていきたいということの強い意志がございますので、やはりそういう一つの組織づ

くりができ、連携ができ、それで立ち上げができていけるということができれば、進めていかなきゃいけないというように考えておりますが、今のところまだまだその辺の組織づくり、いろんな面が未知数でございますので、今後これから佐伯庁舎を窓口にしなが、そういったことを十分コンセンサを得ながら、佐伯地域全体の活性化のための道の駅になるということが前提で事業を進めてほしいというように言ってますので、その辺もご理解いただきたいというように思っております。

(6番 西中純一君「わかりました」の声あり)

○議長(当瀬万享君) ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第81号を総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、ごみ処理施設整備事業特別委員会、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会及び和気町学校・園再編成整備事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 異議なしと認めます。

したがって議案第81号は、総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、ごみ処理施設整備事業特別委員会、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会及び和気町学校・園再編成整備事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第82号平成29年度和気町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、次に議案第83号平成29年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、次に議案第84号平成29年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、次に議案第85号平成29年度和気町介護保険特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、次に議案第86号平成29年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、議案第82号から議案第86号までの5件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第82号から議案第86号までの5件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませ

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第82号から議案第86号までの5件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第87号平成29年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第87号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第87号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第88号平成29年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第89号平成29年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第90号平成29年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第91号平成29年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第88号から議案第91号までの4件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第88号から議案第91号までの4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第88号から議案第91号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第92号平成29年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行

います。

質疑ありませんか。

2番 居樹君。

○2番(居樹 豊君) それじゃあ、1点だけ。

115ページの説明なんですけども、火災保険の12万2,000円のこれの中身をちょっと簡単に教えていただいて、ついでにと言いましたらおかしいですけど、これあそこの温泉の火災保険のことは何とも思わなかったけども、全体的に火災保険をあそこはどういう掛け方をしとんか、それもあわせてお願いしたいと思います。

○議長(当瀬万享君) 産業建設部長 南君。

○産業建設部長(南 博史君) 失礼いたします。

保険料の12万2,000円の追加でございますが、町村会の方へこれが入っております、29年度から分担金の変更がありまして不足分を補正するというところでございます。ちょっと詳しい説明ではないんですが、よろしく願いいたします。

○議長(当瀬万享君) 2番 居樹君。

○2番(居樹 豊君) この12万2,000円はそういうことですね。あと、せっかく温泉での全体の決算ということですので、実際あそこは、あれだけの建物ですから、今まで私も何とも思わなかったけども、火災保険をどのくらい掛けとんか。万が一というのもあり得るんで、これ別に今わからなくても、また委員会がありましようから、そのときで別に急ぐ話じゃございません。

○議長(当瀬万享君) 産業建設部長 南君。

○産業建設部長(南 博史君) 失礼いたします。

先ほどのご質問、内容につきましてはまた後日特別委員会の方で説明させていただきます。よろしく願いします。

○議長(当瀬万享君) ほかに質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第92号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 異議なしと認めます。

したがって議案第92号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第93号平成29年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第93号をごみ処理施設整備事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 異議なしと認めます。

したがって議案第93号は、ごみ処理施設整備事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第94号平成29年度和気町地域開発事業特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行いま

す。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第94号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第94号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第5）

○議長（当瀬万享君） 日程第5、議案第95号及び議案第96号の2件の質疑を行います。

まず、議案第95号工事請負変更契約の締結についての質疑はありますか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 6,087万円ほど増額ということで、変更契約を締結したということです。前、委員長をやったので現場をちょっと見させていただきましたが、主な点だけ、詳しいことは特別委員会でお聞きしますけれど。

ダンピングボックスというのは、ごみを入れるところのやり方というのは、今まではダンピングボックスを使っていなかったんだけど、これをきちっと使ってやろうと。今まではもう車からおろしてぱんと投げたりいろいろあったんですけど、それが危ないということなんですかね。

それから、汚水処理設備を今までは浸出水の処理設備、つまりこれは最終処分場から発生する排水について処理する、そういうものを今まで下水道へ流していた。これが県から指導があって、ダイオキシンを含む排水を入れたらいけんと。そのために、もう新しい排水処理設備にして、排水を再利用するというふうに聞いているんですけども、そういうことでありますかね。

それからもう一つは、この額そのものではないですけども、今後の予定でございます。3者が今手を挙げていると、包括何とかっていう物品の納入にまでそこがやってくれるというふうな契約になるというふうなことは聞いているんですが、それが時期がいつなのか。それはもう執行部だけでおやりになるという、いわゆる傍聴だとかそれもできない、プロポーザルでやるんですかね。そこだけちょっと教えてください。

○議長（当瀬万享君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本芳克君） 西中議員のご質問にお答えします。

ダンピングボックスでございますが、ご指摘のとおり、今まではダンピングボックスを使っておりませんでした。完成後はダンピングボックスに一時ごみをおろしていただき、その後安全にごみピットの方に移すという形をとりたいと思っております。

それから次に、排水処理設備でございますが、ご指摘のとおり、今までの組合当時は浸出水処理設備で処理した後、下水道放流を行っておりましたが、県の指導もございまして、新しい排水処理設備をつかって、それを再利用することによって施設内処理をするといったことにしてくださいということでございましたので、そのような形に変更いたします。

それから最後に、長期包括の関係でございますが、プロポーザルの方を9月下旬に予定しております。これは非公開で実施させていただきたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） 大体ダンピングボックスと汚水処理について、それからプロポーザルについてはわかり

ました。なるべく傍聴とかそういうのをお願いしたかったんですけど。

それから、もう一つだけ、もしわかればですけど。

もう見た感じ、仮のストックヤードというのはもう結局灰の処分の上の方へ置いてるということでございますよね。それで、そこへこの5番のごみピット誘導用の駐車場のところへ町民の方に持ってきてもらって、そこからごみを運ぶパッカー車で上へ運ぶ、そういう状態でやってる。これはいつからやってるんですか。どうもやってるようなんですけれど、それもちょっと教えてください。

○議長（当瀬万享君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本芳克君） 今のご指摘の点につきましては、9月からピットの方をやめまして、仮置き場の方に移設をさせていただいております。

（6番 西中純一君「わかりました。ほんなら、あとは特別委員会で聞きます」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第96号物品購入契約の締結についての質疑はありませんか。

10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） この131ページを見ますと、くじにより決定というふうに書いてあるんですが、4者残って、そしてくじによって決定したのは810万円の畠中自動車工場と藤井モータースの2者がくじ引きをしたと、こういうことなんですわ。

○議長（当瀬万享君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本芳克君） 議員ご指摘のとおり、見積額が同額の業者が2者ございましたので、畠中自動車工場と藤井モータースの2者でくじ引きにより決定させていただきました。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第95号及び議案第96号の2件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第95号及び議案第96号の2件をごみ処理施設整備事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第95号及び議案第96号の2件は、ごみ処理施設整備事業特別委員会に付託することに決定しました。

（日程第6）

○議長（当瀬万享君） 日程第6、請願第2号農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願についてを議題とします。

これから請願第2号の紹介議員であります西中純一君から説明を求めます。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願の紹介議員になりましたので、よろしくお願ひします。

それでは、趣旨を説明いたします。

ここへ書いてありますように、これ米価が生産量を大きく下回る水準に、入札で決めてるということで、下落していると。それで、今までは米の生産数量の目標を達成した場合には農家に1万5,000円でしたか、そういう補助金があったわけでございますが、それが途中から7,500円に25年度から変わってるんですが、これを一举に今年で最終にして、来年度は廃止しようというふうに政府が検討されているということで、これでは農家は経営が成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能そして地域経済をますます困難にしていくと。そういうことで、ぜひともこの農業者の戸別所得補償制度、これを復活させるようにぜひ意見書を上げていただきたいということでございます。

ちなみに、新潟県では、その資料にあります、独自でそういうふうなことをやろうとしているようでございます。そういうことをぜひよろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） これから請願第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

西中君、ご苦労さまでした。

請願第2号及び陳情第3号を会議規則第92条第1項の規定により、初日に配付した請願文書表及び陳情文書表のとおり厚生産業常任委員会に付託しますので、審議をお願いします。

（日程第7）

○議長（当瀬万享君） 日程第7、請願第3号佐伯小学校駐車場整備計画地内の倒壊家屋の用地を速やかに取得し早期完成を求める請願についてを議題とします。

これから請願第3号の紹介議員であります尾崎忠信君から説明を求めます。

5番 尾崎君。

○5番（尾崎忠信君） 請願第3号、請願者は和気町小坂105番地、若林守。賛同者は、佐伯小学校学区内の全ての区長であります。

平成29年度、佐伯小学校の駐車場整備が行われておりますが、駐車場の早期完成により学校周囲の環境を図り、あわせて児童の安全・安心な通学路の確保に努めていただきたいと思いますということでございます。

町当局におかれましては、新佐伯小学校の発足に伴い、校門周辺並びに運動場周辺のカイツカイブキの除去など環境整備に積極的に取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。更に、統合に伴い、今まで運動会など大きな行事では不足していた駐車場整備計画も策定され、行事ごとに駐車場確保に努めなくても済むようになることは、学校にとりましても周辺の住民にとりましても喜ばしいことであります。

ところで、この駐車場予定地は、町道を挟んで校門の南東にあり、児童が押しボタン信号機を利用して登下校する通学路に当たっております。予定地内には倒壊しかかった家屋があり、通学路の危険区域にも該当いたします。学校周囲の環境としてふさわしくありません。駐車場を速やかに完成していただき、これらの除去、環境の向上に努めていただきたいと思います、お願い、請願する次第であります。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） これから請願第3号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） これは、倒壊家屋の用地を速やかに取得してほしいというんですが、それでいいんですか。というのは、倒壊家屋をとりあえず壊して、そしてこれを廃棄処分にして、あとの用地はその後取得すると——どっちが先でもよろしいが——家屋と用地は別の不動産なので、家屋が乗ったままの土地を取得してもちよっとかなわんと思うんですが。倒壊家屋っていうと、屋根が上に乗ってても倒壊家屋なんですか。屋根が

落ちたら倒壊家屋になるのでしょうか。ちょっとそこら辺がようわからんので、教えてください。

○議長（当瀬万享君） 5番 尾崎君。

○5番（尾崎忠信君） 倒壊しかかった家屋と私は表現しております。

それから、当然建物の除去、その後の用地取得、そして駐車場をつくるということも含まれております。

○議長（当瀬万享君） 10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） 以前から非常に目立っていた倒壊しかかった家屋だと思います。これは、その家屋に住んどる人はもういないと思うんですが、所有権のことはどうなっているのか。相続人がいるんだったら、その相続人と話を決めた上で手続に入らにやいけんと思うんですが、そこら辺の手順を踏んでいかにかあ、この請願書だけを採択しても、後の手続については町がしっかりやんなさいという、こういう意味なんでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 5番 尾崎君。

○5番（尾崎忠信君） 請願は請願、それから後の執行手続はこれは町の執行部に委ねることになります。もともと地元として協力できる部分は協力しようというふうに思っております。

○議長（当瀬万享君） 10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） そうしますと、今言いましたが、相続人がいなければ、やっぱり相続人を探してってということになると、こちらは行政ですから調べることができると思うんですが、そこら辺の手続を一切した上でこれをやんなさいと、こういうことなんですね。

○議長（当瀬万享君） 5番 尾崎君。

○5番（尾崎忠信君） そのとおりです。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

尾崎君、ご苦労さまでした。

お諮りします。

請願第3号を会議規則第92条第1項の規定により、和気町学校・園再編成整備事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって請願第3号は、和気町学校・園再編成整備事業特別委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

9月11日は、午前9時からごみ処理施設整備事業特別委員会を、引き続き和気鶴飼谷温泉事業特別委員会、和気町学校・園再編成整備事業特別委員会が予定されていますので、ご出席ください。

本日は、これで散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時58分 散会

平成29年第7回和気町議会会議録（第11日目）

1. 招集日時 平成29年9月15日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 平成29年9月15日 午前9時00分開議 午後1時40分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 山本 稔	2番 居樹 豊	3番 万代 哲央
5番 尾崎 忠信	6番 西中 純一	7番 広瀬 正男
8番 草加 信義	9番 安東 哲矢	10番 柴田 淑子
11番 当瀬 万享		
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名

欠席 4番 山本 泰正
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 大森 直徳	副 町 長 稲山 茂
教 育 長 朝倉 健作	会 計 管 理 者 鈴木 健治
総 務 部 長 竹中 洋一	危 機 管 理 室 長 新田 憲一
まち経営課長 立石 浩一	地 方 創 生 課 長 野津 浩之
税 務 課 長 桑野 昌紀	民 生 福 祉 部 長 青山 孝明
生活環境課長 岡本 芳克	健 康 福 祉 課 長 則枝 日出樹
介護保険課長 永宗 宣之	産 業 建 設 部 長 南 博史
産業振興課長 万代 明	上 下 水 道 課 長 豊福 真治
地域審議監 大石 浩一	事 業 課 長 岡本 康彦
教 育 次 長 今田 好泰	学 校 教 育 課 長 藤原 文明
社会教育課長 山崎 信行	
8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田村 正晃
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 9番 安東哲矢 2. 2番 居樹 豊 3. 10番 柴田淑子 4. 3番 万代哲央 5. 6番 西中純一	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、10名です。欠席1名、身内の不幸との理由でございます。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承ください。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第55条及び第56条の規定に基づき、1人40分以内、同一項目につき質問回数4回以内を原則とし、一問一答方式で行います。なお、時間40分は、質問、答弁を合わせてですので、答弁者は特に簡明、的確なる答弁をお願いします。

また、本日4番 山本泰正君から一般質問の取り下げ申し出があり、議長権限でこれを許可いたしておりますので、ご了承願います。

それでは、通告順位に従いまして9番 安東哲矢君に質問を許可します。

9番 安東君。

○9番(安東哲矢君) 皆さん、おはようございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項は、改正住宅セーフティネット法についての質問でございます。

内容は、高齢者や低額所得者、また障害者が円滑に住居を確保できるためにできた法律であります。この改正法の詳細につきまして答弁をお願いしたいと思います。また、空き家を県に登録しているのは和気町でどれくらいあるのか、また住宅確保要配慮者、この住宅確保要配慮者というのは高齢者、また障害者、子育て世帯、被災者、低額所得者等、住宅の確保に特に配慮を要するという方のことでございます。この方はどれくらい今いるのか。また、居住支援協議会というのとはできているのか等の質問でございます。

高齢者や低額所得者、また障害者が円滑に住居を確保できるよう自治体のきめ細やかな対応が急がれております。民間の空き家、空き室を活用し、住宅の確保が困難な高齢者らの入居を支援する改正住宅セーフティネット法がこの本年4月に成立をいたしました。この法律により、高齢者らの入居を拒まない空き家、空き室を都道府県ごとに登録、空き家の改修費用として家主に最高200万円の補助、低所得者の入居者に月額4万円を限度に家賃補助などの支援制度が創設をされました。この本年10月の実施が予定をされております。

この法改正の背景には、住まいの確保に難渋する高齢者らの現状があります。単身の高齢者は、今後10年間で約100万世帯増えると見込まれております。公営住宅は応募倍率が高く、当選するのも容易ではありません。和気町におきましても、低額所得者向けの町営住宅、また県営住宅は公募を打ち切っており、今後今現在住まわれている方もいずれは撤去という状況も、そう遠い話ではありません。民間住宅を希望しても、孤独死や家賃滞納などを恐れる家主が入居を拒否されるケースも多いわけでございます。それだけに新制度に対する高齢者らの期待は非常に大きいのではないかと思います。とはいっても、高齢者や障害者にとって支援制度の利用に必要な申請をすることでさえ、決して容易ではありません。入居に至るまでには様々なサポートが必要であるということをお忘れはなりません。

この点については、2007年に成立した住宅セーフティネット法に移住支援協議会の設置が盛り込まれております。これは自治体や不動産関係団体、NPO法人などで構成され、円滑な入居をサポートしております。例えば、いち早く移住支援協議会を立ち上げた東京都の調布市では、専門相談室を設置し、民間賃貸住宅の情報提

供から各種助成制度の説明、入居後の見守りに至るまで、きめ細やかに支援に取り組んでいるとお聞きしております。しかし、全国的に見ると、昨年11月時点での設置状況は、47都道府県と17市町村にとどまっております。入居希望者一人一人に寄り沿った支援を行うためには、市町村レベルの設置を加速させる必要がございます。

空き家にこの制度を使って居住すれば、いわゆる通常の公営住宅、それからまた民間住宅、この間というんですか、いわゆる準公営住宅というような形になると思います。私もまだまだこの制度の詳細を全てつかんでるわけではございませんが、低額所得者、また高齢者、また障害者にとって、非常にいい有利な法律であるということが言えると思いますが、先ほどの質問のご答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

私からは安東議員の改正住宅セーフティネット法についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、改正住宅セーフティネット法の詳細についてでございますが、今後高齢者や低額所得者等の住宅確保要配慮者の増加が見込まれることから、安心して暮らせる住宅の確保が重要な課題となっております。一方、一般住宅は空き家等が多く存在し、引き続き増加が見込まれていることから、空き家等の有効活用が課題となっております。このため、空き家等を活用した住宅セーフティネット機能の強化を図る必要があることから、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律が平成29年4月26日に公布され、平成29年10月25日に施行される予定となっております。

住宅セーフティネット法制度につきましては、1点目として住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、2点目として登録住宅に対する改修費の補助や家賃の低廉化のための補助等、入居者への経済的支援、3点目として居住支援法人による入居者相談や家賃の債務保証の実施、行政が生活保護世帯の家賃の代理納付を行うこと等、居住支援の3本柱から成り立っております。

次に、空き家を県に登録しているのは和気町でどれくらいなのかについてでございますが、先ほど申し上げましたように、住宅セーフティネット法が本年10月25日に施行されることから、和気町はもとより岡山県内でも登録されている空き家はございません。なお、今後の登録につきましては、空き家の利活用担当課とも協議しながら、岡山県への登録について検討してまいりたいと考えております。

次に、住宅確保要配慮者はどれくらいいるのかについてでございますが、先ほど申し上げましたように、法が10月25日に施行された後、登録住宅等に関する供給促進計画が策定され、住宅確保要配慮者の定義が規定される見込みであります。したがって、和気町の住宅確保要配慮者の人数は、今の段階では把握できておりません。しかしながら、今後低額所得者世帯及びひとり親世帯が増加している社会情勢でもありますので、相当数該当してくるものと考えております。

次に、居住支援協議会はできているのかについてでございますが、協議会の目的は住宅確保要配慮者の居住支援を行うもので、岡山県内では1つ設立されております。岡山県宅地建物取引業協会が事務局を担当し、岡山市、倉敷市、津山市が加盟しております。そこでは民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、相談業務、物件情報の支援を行っております。したがって、和気町にはそういった支援団体はございません。

まとめといたしまして、住宅セーフティネットにつきましては法が整備され、また登録住宅への改修、家賃及び家賃債務保証料への補助事業が創設され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の確保に向け、これから大きく動き出すところであります。しかしながら、家賃及び家賃債務保証料の補助制度が創設され、大家に対して一定の配慮がなされたとはいえ、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅としての登録は現実問題難しいと感じております。また、家賃補助制度終了後、及び退去時の大家及び入居者への支援が不明確であり、全ての課題が解決されたとは言いがたいと考えております。したがって、和気町においての条例整備、補助事業

の創設につきましては、今後岡山県と協議を行い、課題を十分検討した上で慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（当瀬万享君） 9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） これ以前も一回聞いたかもわかりませんが、和気町内にある空き家がどれくらいあるのか、当然すぐでも住めると、こういう空き家でございます。それから、いやもう誰かに貸してもええよというような空き家がその中でどの程度あるのか、ちょっとその辺だけ答弁お願いします。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） ご質問にお答えします。

和気町の空き家の総数でございますが、直近の資料は平成26年度ということで調査をいたしております。それによりますと、町内には583戸の空き家がございます。和気地域334戸、佐伯地域249戸でございます。そのうち、実際住めるかどうかという構成につきましては、ちょっと調査というか、手元に資料がございませんので、お答えができません。なお、参考といたしまして、和気町の移住者向けの空き家バンクの登録状況でございますが、これ登録数は28戸ございまして、そのうち売買希望者が25戸、賃貸希望者は3戸ということで確認しております。

○議長（当瀬万享君） 9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） やはりなかなか貸したいという方は非常に少ないということでございます。

私も備前の方に1軒空き家を持ってるんですが、売ってほしいという人であれば、そりゃあ売ってもいいんですけど、ほんなら貸してくれといった場合、なかなかちょっとどんなかなというようなことがあります。恐らく和気の今空き家を持つ方も、売るのは構わないが、貸すことについてはちょっとという方が大半じゃないかなと思うんです。それはやはり家主ということで、どっか雨漏りがすれば直さにはいけんしという、いろんなお金がかかるということでございます。その辺が大きな理由かなと思うんですけど。

今回の法改正では、最大改修費に200万円まで出してくれると。それから、入る方からすれば、最大4万円まで補助してくれるというような法律でございます。これ改修するための200万円というのは、これは何か条件があるんですかね。もうとにかく県に登録して、いつでもお貸ししますよということがわかれば、この制度が利用できるかどうか。

それから、この制度はほとんどまだ知らないと思うんですよね、空き家を持ってる家主さんも。ですから、今後この制度をしっかりと広報等で周知していけば、もともと、いや、それやったら、家を直してくれるんやったら貸してもええよという方もだんだんこれ増えてくると思うんですよね。そこらあたり、今後広報等でしっかり宣伝をしていくかどうか、という辺についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） お答えいたします。

改修工事の内容でございますが、一定の工事ということで表現されておまして、といたしますのが台所、トイレ、風呂、洗面所と生活に必ず必要なものということが対象ということで、これに対して国が3分の1の補助を行うということで、1戸当たり、内容にもよりますが、50万円から100万円、国が最大100万円ということで、残りの方は県、町ということで、最大200万円ということになるかと思われまます。

それから、制度の周知につきましては、今後広報、ホームページ等でできるように検討してまいりたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） それでは、最後にちょっと町長の方にお聞きしたいと思います。

今やっぱり最大の問題は、低額所得の方が住む住居がないというのが、これ最大の問題だと思います。いずれ和気町もこれからそういう低額所得者用の町営住宅を建設していく予定があるのかどうか、もしなければ今回のこの制度って非常に有効だと思うんですね。これどんどん進めていかなければいけないと思うんですが、そこからあたり町長にちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 低額所得の方が本当に希望される低家賃で、そしてできる町が持っている住宅というのがどのくらいあるのかということなんですが、なかなかそういった住宅、そういう特定な住宅というのは町としては保有をしていない。町営住宅という形での、非常に建設してから古くなってますから家賃は安いんですが、非常に年数がたって老朽化しているということもあって、なかなか改修をしないと入居が難しいというようなこともございます。

和気町では、宮田、朝日を初め、多くの町営住宅が空き家政策をとっておりますので、入居可能な公営住宅が減少傾向にあるということで、住宅セーフティネットの導入については、空き家を登録していただける所有者の理解や解決すべき多くの問題があると考えられております。今後町営住宅の整備や住宅セーフティネットによる住宅の施策については、議会や町民の意見も十分聞きながら検討もさせていただきながら、本当に今そういう方たちが入れる住宅、国、県等の施策等、それにあわせて和気町がどれだけ取り組んでいけるかということも、財政的な問題もありますので、今後も十分検討をしながら、そういう方たちの住宅が建設できたり、それから現在の既存の住宅がそういうものに使っていただけるような形がどういう形をとればできるかといったことについても今後十分検討しながら、本当に低所得の方、そしてそういう方たちをどうやって住宅確保をしていくかというのがこれからの課題でございます。ぜひ議会の理解も得ながら、町営住宅の改修をしながら、そういった住宅に移行できるかどうかということも検討させていただきたいというように思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） ご答弁大変にありがとうございました。

この改正住宅セーフティネット法、この制度、今後前に進めていくためには、先ほど部長からもお話がありましたように、いろんな課題がたくさんあると思います。こういう課題を一つ一つクリアしながら、このよい制度を要配慮者の皆さんに利用してもらえよう、町としてもしっかり条例も制定をしていただいて、要配慮者の方に安心して住宅が確保できるこの和気町を今後つくっていただきたいというように思っていますので、よろしくお願いたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） これで安東哲矢君の一般質問を終わります。

次に、2番 居樹 豊君に質問を許可します。

2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

今回私は2問、第1点は和気町内の公共交通網の再編見直しということと、それから2番目は防災対策、ただこれ防災は範囲が広うございます。特にここでは、最近ありますように土砂災害についての、これにある程度まとまった形でご質問したいと思います。

それでは、早速ですけども、1番の方に入らせていただきます。

町内の地域公共交通、今ご存じのようにデマンドバスを柱として、赤磐市のバス路線、それから福祉タクシーということで、今和気町では3本立てということで、和気町は特に高齢化率が38%を超える高齢化でございます。高齢者等の足の確保ということは非常に大事なことでございまして、町の方は平成19年からそういうこ

とで、いい制度をつくられております。

ただ、この中でいろいろ10年経験しまして、若干いろいろな問題点等々ございまして、今回平成28、29で町の方も外部に、専門家に委託しながら見直しをやるということでございますので、その辺での今段階での考え方をお聞きしたいということでございます。

そこで、具体的にはお手元にありますように、まず再編見直しの基本的にどういう考え方、これ一番大事なところです。それから、これまでの問題点など、苦情等も含めてどのように認識しているのかということですね。これやっぱり問題を的確に認識しないと、いい施策はできませんので。

それから、交通弱者等の対策について、行政はどのように考えているのかということで、これ若干基本的な考え方とあれしますけども、その辺の考え方。

それから、今年1月にアンケート調査をやりました。これも結構なことですけども、やはり私はここで指摘したいのは、アンケート調査オンリーじゃなしに、やはり実際に利用しとる利用者の方の本当の意見を、生の意見をということで、いわゆる交通の交通会議等をやられとるのは承知しております。ただ、その会議オンリーじゃなしに、やはりそういう格式のある会議も大事です。ただ、それからアンケートも大事、しかしやっぱり実際に今利用してる、単人員でどのくらいにしとるか、後々聞きますけども、その人らの本当の声を実際に聞くという、正式な場じゃなかなか言いにくいことも、本当にわからない、本当に抱えてる問題、その辺を十分反映しながらつくらないといい施策に、せつかくの大きな多額の金をかけて外部のコンサルにかけとります。そういうものをかけたときに、やっぱりこの程度かというたんでは、ただ単なる手直しではだめなんで、その辺も十分時間を今かけとられますんで、その辺は本当にいいのができたなという形にしてもらいたいということでご質問をとるわけでございます。

それじゃあ、よろしくお願いたします。後は再質問の方でお聞きしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

居樹議員の公共交通網の再編見直しについてというご質問にお答えをいたします。

まず初めに、本町の公共交通の状況について簡単にご説明をさせていただきたいと思えます。

現在公費負担をしております公共交通には3つのものがございまして、それぞれの状況を簡単にご説明をさせていただきます。

まず、平成27年10月からのこれまでの片鉄バスに代わりまして、赤磐市と共同運行している広域路線バスというのがございます。この路線は、主に通勤の方、それから和気閑谷高校への通学に利用をされております。平成28年度は、運行日数293日でございまして、延べの乗降者数は3,947人、1日当たり平均で13.5人の利用でございました。経費につきましては、赤磐市と折半という取り決めで、平成28年度の本町の負担額は465万953円でございました。この路線は昔の片鉄バスということで、備前市への路線延長の要望もあることから、実現に向けて、赤磐市、備前市と今後も調整してまいりたいというふうに考えております。

次に、和気町福祉バスというのがございます。これは佐伯地域とJRの熊山駅を朝夕結ぶ便として運行しております。主に佐伯地域から岡山方面への高校生、通学者が利用しております。平成28年度運行日数243日で、延べの乗降者数は3,693人、1日当たり15.2人でございました。費用の支出は、車両の維持管理費、それから運行委託料等で202万1,663円、収入が29万4,200円ございましたので、町の負担は172万7,463円でございました。以前より赤坂方面、それから山陽町方面への拡充を望む声がございませぬ。

最後に、デマンドタクシー事業でございませぬ。

これは平成19年3月に運行開始した事業でございまして、現在は町内を4つのエリアに分けて、4台の大型

のワンボックスカーで運行しております。平成28年度は、運行日数244日、延べ乗降者数は1万3,391人、1日当たり54.9人ということでございました。デマンドタクシー事業に係る町の補助でございますが、平成28年度2,801万6,882円でございます。平成28年度、29年度の2カ年で、本町の地域公共交通網形成計画を現在策定しております。この計画は、単に路線の運行体系を見直すだけではございませんで、新たにまちづくりと連携をさせた公共交通のあり方を考えるという視点が加わっているのが特徴でございます。

具体的には、人々の暮らしを営む上で、人が集まる場所をどのように魅力的にしていくのか、そのためにまちづくりをどうしていくのか、魅力を感じ、人々が移動するための手段となる公共交通をどう組み込んでいけばよいのか、理念と方法論を検討するものでございまして、公共交通はここで言えば方法論に当たります。デマンドタクシーの運行開始から10年が経過いたしました。近年の利用者数の減少については複数の原因が重なった結果だと認識をしています。昨年度のアンケート調査の結果でいいますと、主な原因として5点挙げられます。

1つ目は、発足の当初からよく利用されていた方々が高齢化によって外出が困難になる状況、それから自然減ですね、施設へ入所されるなどの利用人口が減少したことです。現在のデマンドの利用登録者数は4,310人ということになっております。ですが、実際に利用している方は、実利用者数ですね、360人程度と低調な傾向にございます。

それから2つ目は、新たな利用者を獲得していないことで、高齢化により対象人口そのものが増加しているにもかかわらず、以前と比較して自家用車の利用率が高い、免許返納後の選択肢として意識はあるものの現在の利用にはつながっていない、この点が挙げられると思います。

3つ目といたしまして、元気な人しか利用できないという声があるように、動きが緩やかになった高齢者の方にとっては、厳しい決まり事が多くなっているということも挙げられます。

4点目は、地域によっては各利用者宅を回って、和気駅周辺へ大体1時間で送迎するというルールにしているんですが、それが距離とそれから時間のミスマッチによるもので、時間的な制約、それから安全運行の観点から、実際には10人乗りの車で運行しておりますが、2人から3人しか予約を受けられない。いつも予約を断らないといけないということで、そのあたりで不便さを感じていらっしゃるということが挙げられます。

最後、5点目ですが、デマンドを含めた町内の公共交通に対する認知度がいまだに低く、マイカー依存率の高さと公共交通の周知不足というのが挙げられます。このほかにも、乗るときの荷物の量の問題でありますとか、運行の時間帯、それから電話予約をしていただかないといけませんので、電話をかけることの煩わしさなど、5つの要因が挙がっております。

昨年度実施したアンケート調査では、全町民に配布したアンケート調査に加え、デマンドの全エリア、それから福祉バス、それから広域路線バスの全路線で利用者の方やそれから運行事業者の方の生の声を聞くなど、現状把握に努めてまいりました。今後事業の見直しを行いまして、効率的に運行していくために車両や運転業務について、時には分野を超えた情報共有、それから連携も必要となります。公平性を保ちつつ、公共交通の充実だけではなく、あらゆる施策と組み合わせることで、今後を見据えた交通弱者の皆様の外出する機会、それから動機、手段をわかりやすく町の方では提案していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） 今のこれが、この私4点やっとなる分の総括の課題ということですか。もう少しそれぞれの項目に基本的な考え方、問題点等の関係ですけども、特に苦情とかそういう辺も、私過去にも聞いてますのは、今多少ありましたけども、荷物持って乗ったらだめとか、ちょっと介添えがないと乗れないとか、乗車拒否するというたら大げさですけども、そういうちょっと本当の意味の、私らが知り得たのとはやっぱり行政側の把

握というかね、ちょっとその辺の苦情とか、その辺の本当の実態把握がちょっと私の今の答弁と私らの把握とはちょっと違いますんで、その辺をきちっと把握してもらわないと、本当にいい、きれいな答弁されましたけども、なかなか本当にいいのは、やはり今回大金をかけて外部委託してますからね、アンケートでも相当お金かけてということなので、交通会議等でやられとりますけども、その辺のことをかなり抜本的にやられると思うんですけども、今のは他のいろんな交通手段との連携といいますけど、もう少しその辺はあれですか、もうちょっと具体的に、私は訴訟の会があるんですけども、例えば路線でも一例を挙げれば、例えば今人の集まるとか言いました。ほじゃあ、いろんな路線網も、これは私の個人の私案ですけども、例えば今町内でやっぱり中核というたら和気駅、ほじゃあ和気駅の発着、例えばですよ、和気駅の発着の佐伯便とか、町内旧和気町便とか、それから和気と、例えば和気の町役場とサエスタとの往復とか、そういう変則というか、通常に分じゃなしにそのようなこととか、それからできることなら私はデマンド方式というのも少し考えものかなということ。

もっといい方法あれば、言うてみりゃあ、これも私の思いつきみたいな私案ですけども、町内のぐるりぐるりりん回るぐるりんバス、これいろいろ聞いてますと、ぐるりん回ると空で走ると言われますけども、空で走る場合は何がロスか言うたら油代が、変動費がちょっともったいない。しかし、それじゃあ毎月定額で約60万円、1台に60万円ほど毎月払ってますわね、1台に。1台60万円、それ、ほじゃあ予約なかったら、じっと待機だけでしょ。そのロスというのは、ロスの考え方が変動費のロスと固定費のロスというのをどう考えるか。そうしたら、変動費は多少変わっても、もう少し町民の利便、1便が2便、2便が3便、増便するとかね、そういうことを町内でもやればできるんで、そういう町内をぐるぐる回る、あれを例えば朝晩だけじゃ、例えば熊山方式もあるかもわからんけども、朝、昼、晩とかね。言ってみれば主要道路をぐるぐる、病院とか医療機関、役所、駅、そういうところをね、そういう少し発想を、多分そのことは想定されよんじやと思うんだけど、その辺のちょっと返答が特に欲しかったんじやけどね。いずれにしても私の私案ですけども、そういうことも交通会議でやっていただければいいと思います。

それから、今現状室長の方から詳しく説明がありましたけども、これのポイントは今若干触れられましたけども、まず利用人員が相当減ってますわね。まずは一般利用が1万3,391人、前年が1万7,609、四千数百人減ってる、これは大変なことなんじやと思うんですよね。そうすると、これは簡単に言えば1人当たりの負担額が、1人当たり負担費よりも毎年これは差額を補填しよんじやから、補助金が何ぼでも上がるんですわね、これが人が減るほど。今でも2,800万円。ほいで、これ計算しますと、延べ人員で1回当たり、和気町の補助金を1人当たり2,000円、利用料金は300円ですな。1回乗ったら2,300円で行きよんですから、そういうきめ細かい把握はされとるじやろうけども、やっぱり延べの1回当たり、多分ほとんど往、復でしょうから、行って300円、300円。300円の人もおられましょ。だから、回数で割ればこれは間違いなく2,000円ちょっと、2,000円強ですけど、まあまあ2,000円来る。へで、2,300円、1回ちょっと乗ったら2,300円ということも交通会議等で十分検討されとんでしょうけども、それもやっぱり具体的な数値でいくと割合とぴんとくるんでね、その辺がひとつ私は指摘したいと思います。

そして、今対策5つほど言われました。確かにこれは早急にやらないと、これまたもう今年度も半分もう終わっとんですから、今年また実績が、来年またわかることですけども、やっぱりそういうこと。だから、どっかに問題あるんですけども、その辺の問題をびちっと、高齢化、これ問題なん、確かに。そういうことが想定されます。ですから、抜本的に少しデマンド方式というのを、例えば比較的健常者、例えばぐるぐる回っても各行政区に、例えば公会堂に止まって、そこに来れる人は乗ってもらおうとかね、例えばよ。それから、高齢者、本当のもう障害的に例えばそこまで出られん人、それについては例えば2本立てで、いわゆる介護タクシー的なそういう方策も、手当てもきめ細かいそれがいいのかなと。今まで聞きますと、そこまで、公会堂まで、停留所までなかなか来られんから、デマンドは家まで来てくれるから言いながら、実際には今デマンドバスの問題点る言われ

ましたんで、その辺も含めて検討することは多いと思います。

それから、この中であと問題は、デマンドバスの問題点言われましたね。それから、周知等はこれやっぱり再度それはもうできることですので、何らかもう少し、この時点がいいのか、新たに今度社会実験やりながら、本格導入の前にきちっと町民の皆さんにもっともっと利用促進せんと、これまでいきよったらもう予算的には食うばかりで、差額補填ですからね、これ。定額じゃないから、うん。その辺のことが大きな問題点があると思いますんで、そこんところはよろしくご検討願いたいと思っております。

あとは、大体私の言いたいことは、それから特に和気駅中心というようなことも少し頭の隅へ、やっぱり駅周辺ってどうしてもコアなところですから、その辺も従来の発想を変えて、あくまでも駅を周辺とか、大きな大都市であっても、こういう田舎な町であっても、やっぱり駅は駅ですので、やっぱり人の集散というのが、今でも2,800人ほどが朝は出て、それも含めてやっぱり駅の周辺の利便、足の確保、交通の利便のよさ、こういうものにそれ、やっぱりダイヤを組むときにそういうこともいろいろな制約はあると思います。道路交通法ではないけども、あると思いますけども、その辺のことも合わせてやられたらいいかなと思っております。

赤磐市のバスの方は、これは関係団体等の協議ですからよろしい。そういうことで、折半ということですのであえて申しませんが、福祉バスの方も佐伯地域の朝晩ということで、これもそれで、問題はやっぱりこの3つありますけども、デマンドタクシー、これを本当にもう抜本的に見直すという形で、ある程度進んだんでしょうけども、この際お願いをしておきたいと思っております。

最後に、町長の方から、高齢者だけじゃありませんけども、町民の足の確保といいますか、その辺全般的、総合的にどう考えられますか、町長お願いします。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 居樹議員からいろいろと考え方をお聞かせいただきました。

今、地域交通会議を開いておりますので、担当者の方から、余り具体的に言うと地域交通の対策会議というのが何になるのかということになるんで、余り具体的に答えることはちょっと控えてほしいというような声がございしますが、今のデマンドにつきましては、本当にもう今回大きないろんな形で見直しを考えなきゃいけないという状況になってると私は判断いたしておりますので、ぜひどういう形で見直しが一番いいのかということになるわけなんですけど、やはり先ほど提案もありました、いわゆる一定の主要道路については路線バス方式、そしてもう本当に弱者についてはいわゆるタクシーチケットという形が、これからのあり方としてとらざるを得ないのかなと。しかし、担当者の方からは、そこら辺まで具体的に言うと、今度地域交通会議がまだ計画段階なんで、これから具体化していくんで、余り具体的には言えないということになってますが、考え方としては大筋で、そういう方向に持っていかないとなかなか今のデマンドのような、いわゆる個々の出口のところまで迎えに行くと、1回には2人か3人しか乗すことが時間帯にできない、それも1時間以上、2時間近くかかるという、そういう不合理性もありますので、ぜひ1つの路線的なバスをそれぞれに走っていくということで皆さんがご利用いただける、そして一定の年齢、障害者等、高齢者についてはタクシーチケットぐらいを一定の限度で支給しながらご利用いただくという、こういう方向が今後の考えの基本でないと、なかなか新しく今のデマンドを改革していく方法というのは、そういう方法しかないのかなと。

ただ、今地域交通の中で一番ネックになってるのは、事業者が自分らの生活が採算が合っていないだと、これ生活が脅かされてるといのが非常に厳しい声でございします。ですから、ここをいわゆる事業者を除外して、この地域交通というのがなかなか運行していけない。いわゆるこれはそれですから、今の定期バスを運行していくのは、そこを運行する方法を事業者であるタクシー業者との提携をしながらやっていくという方法しかないのかなと。それがタクシー業者が、どこまである程度考え方を共有していただけるかというのが課題でございします。これからの地域交通の中で、タクシー事業者と行政、そして乗られる方が本当に三者一体になりながら、

この地域交通を運行できるという体系づくりをしなきゃいけない。いい形をつくって、本当に素晴らしいなと思っても、事業者が我々の生活を脅かすじゃないかという声があるわけなんで、そこら辺もあわせて三者、四者、それぞれの立場の方を皆救っていくというのが、100%はできないものの、いわゆる80%ぐらいはカバーできていけるものができなかつたら、なかなか不満が多いんじゃないかなというように思いますので、ぜひこれからの地域交通会議で具体的な提案もし、そしてつくってよかったなと言える地域交通体系をつくっていきたいというように思っておりますので、これからも議員の立場、いろいろな立場で、議会の立場も含めてご意見をいただくために、経過は報告をしながら、状況を聞かせていただけたらありがたいなというように思っておりますので、今後ともいろいろなご提案、ご協力をいただきたいというように思っております。よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） 今、町長の方から少し踏み込んだ形でされたんで、そういう方向で結構でございます。

1つ落としましたけど、皆さんご存じですけども、今の車両のタクシーの2、800万円の内訳の車両代、これを車両の借り上げだけが2、470万円ほど、これを4台で割ると年間1台619万円ほど、月に51万円ですかね、それを人件費と車両費に分けると、これはあえてもうこの数字は答えはよろしい。ただ、やっぱり車両費のレンタル料というんか、それが人件費とその内訳なんかもやっぱり契約上、多少見直しというんか、それから町長言われる民業圧迫、この辺はもう私ら直に中に入ってますので、その辺を配慮しながらやっていただきたいと思います。

じゃあ、次に入りたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） じゃあ、時間もありませんので、早速中身に入りたいと思います。

2番目は、お手元にありますように防災対策ということで、特に最近ご承知のように、九州の北部の豪雨とか広島市の市内での土砂災害とかということで、結構これ、あえて私が防災対策の中でもこれ幅広いですけども、土砂ということになれば、土砂災害というのはもうご承知のように、かなりダメージ、これが大きい。やっぱりこれはその辺のことが大きいから、そこに着目して、質問の項目には和気町内の危険箇所の現状と課題をどのように町の方で把握しとんかなということです。

それから、これは地盤調査、現地調査でもよろしいという意味ですけども、これのどの程度進捗しとんかなと。これなかなか大変な作業、特に和気町の場合は中山間の中で、もうほとんど山ばかりのところですから大変でしょうけども、この辺をやっぱりどこまで地域の把握をされとんかなということですね。県とのこれ連携もありましようけども、その辺のことです。

それから、これ土砂災害の場合は、実際豪雨があったら防ぎようがなかなかないんで、やっぱりそれを危険予知をして、どう住民の皆さんに、地域の行政区長とか地域に対してどう周知していくかということ、そのための事前の危険予知ということで、この辺はちょっとやわいとこなんだというようなことを、まだまだ今の段階で、私の把握では各行政区の区長方がそこできちつとは把握しとるようには思うてませんので、その辺のことを全体的にご回答願いたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

それでは、居樹議員の防災、土砂災害の対策についてのご質問にお答えいたします。

初めに、危険箇所の現状と課題をどのように把握しているのかということでございますが、土砂災害警戒区域については、岡山県が現地調査を実施しております。急傾斜、土石流、地すべりの3区域の指定を行っておるところでございます。和気町では、急傾斜地100カ所、和気地域が66、佐伯地域が34です。土石流危険箇所が141カ所、和気地域は90、佐伯地域は51でございます。合計241の箇所が指定をされております。な

お、和気町では地すべりの指定はございません。

また、岡山県が土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を指定しておりますが、土砂災害警戒区域とは、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、警戒避難態勢を特に整備すべき区域であります。

土砂災害特別警戒区域とは、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域でございます。これにつきましては、一定の開発行為の制限や拠出を有する建築物の構造が規制される区域でございます。

平成28年度、昨年度から岡山県が土砂災害特別区域として指定する区域があるかどうかの現地調査を行っております。今年度末には、本荘小学校区、山田小学校区の調査結果を公示予定でございます。それに先立ちまして、説明会の予定もございまして、今後他地区につきましても調査を行う予定でございます。土砂災害警戒区域の周知につきましては、地元区長から住民の皆様への周知をお願いしており、また岡山県や和気町のホームページでも確認いただけるようになっております。

土砂災害防止法は、土砂災害を防止する工事と相まって土砂災害が発生するおそれがある都市の区域を明らかにし、警戒避難態勢の整備など、ソフト対策を推進することで地域住民の生命や身体を土砂災害から守るために制定されております。和気町内には危険箇所が241あることから、対策工事は必要ではございますが、膨大な時間と費用がかかりますので、避難態勢を充実させまして、町民、町一体となりまして土砂災害に備えることが重要であると認識いたしております。

次に、地盤調査の進捗状況と対策についてでございますが、先ほど申し上げましたように、危険箇所につきましては岡山県が平成17年度から26年度にかけて調査を行っておるところでございます。現地調査につきましては、測量により傾斜角度、傾斜地の高さ、流下する土石の量等について調査を行い、指定の参考にいたしております。

次に、土砂災害の危険予知に関する情報共有については、平成27年3月に各世帯に配布いたしました和気町防災ハザードマップにも土砂災害警戒区域の記載をしております。町民の皆様には、町が把握しているこれらの情報と日常の中で感じる危険箇所を総合的に判断し、万が一の災害に備えていただきたいと思っております。現在は雨量だけでなく、降った雨がどれだけ地中にしみ込んでいるかを想定した土壌雨量指数や上流域に降る雨の量や流下による時間差を考慮し、大雨洪水警報が発令されております。また、警報が発令されている状況で土砂災害の発生の危険が更に高まった場合には、土砂災害警戒警報があわせて発表されることになっております。和気町では、これらの情報を気象庁や岡山県と共有しながら、災害の危険が高まった場合には、その地域に対して避難準備情報や避難勧告、避難指示を発令することといたしております。

大雨洪水暴風などの警報が発令された際に、町では警戒態勢をとり、避難所開設の準備、防災資機材の準備、連絡体制、情報収集体制、監視体制の強化を図ります。更に重大な災害の発生が予想される場合は、特別警戒態勢に移行し、避難勧告、避難指示を発令し、住民が安全に確実に避難できるように準備を整えております。

以上、答弁いたします。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） 状況はわかりましたけども、いずれにしても土砂災害はなかなか対応が実際問題、県の調査をやっても、現実ハード面でのというのは、個々の対策というのは、これだけの箇所があったら実際問題難しいなというのを私らも素人でもわかります。ただ、そのときに町としては最低限できること、ハード面での。多少山が崩れるというたらおかしいけども、そういうような町でできること、それから県でしかできないこと、その辺のことはどんなかなというのがちょっと素朴な質問でございます。地域の中では、僕らもちょこちょこ、同じ集落でも位置が大分違うんで、すぐ背中に山を負うとるとことないことありますんで、そういう

個々の問題になってくるので、やはり結構部落の役員会なんかでそういうことを意見言われた人もおられました。そういう面でやっぱりきめ細かな、個々のやっぱり個人の生命、財産というものがあるんで、例えば国道とか、ああいうところは、危ないところはもうよくやっていますわね、国や県はもう斜面を、これは公共というか、全体にあるんで。しかしながら、今私言ったのはあくまでも町民の方の生命、財産ということで、これ行政の最優先課題だと思います。

ただ、そうは言うても莫大な金の中で、だからできる範囲というのは、それと町ができる最低限のハード対策、それとあとはやはりソフト対策といえますか、これはやっぱり早く逃げないとしようがないかなということで、部長の方も言われましたけども、そういうことのやっぱりあくまでも危険箇所、まだ地図になっておりましたけども、その把握が各行政区でもう少しきめ細こう、区長を中心として何かあったらということで、いろんな形があるんで、その辺の危険予知の徹底、周知徹底を、まだありますというよりも、やはり実際問題タイムリーにやっぱり伝達というんかね、そうしないとなかなか皆さん、町の方から見たら情報提供しとるから、それ見りゃあ言うけど、一々それ見てというのはなかなかね、現実問題はやっぱり口頭なら区長告知放送もごさいます。

そういう意味で、各地区であれば区長とまず連絡をとって、区長がそのうちのAさんとか、Aさんところに行って、危ないからもう早く逃げましょうというようなことを、土砂災害の場合はまず来たら、家はペしゃんこかもわからんけども、やっぱり人間さんだけでもね、そういうところへ最近もう全国に事例がありますんで、そういうことを思いますけども、その辺の考え方が。いずれにしても土砂災害のこれ難しい問題ではございますけども、考え等ございましたら、お願いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

ハード対策につきましては、やはり国道、県道、そういったものが優先されまして、そちらの対策はだんだんと進んでおりますが、一般の住宅とかの防災についての対策工事というのはなかなか進んでおらんのが現状であります。幾らかは、前年度は日室台に堰堤ができましたが、少しずつには進んでおります。やはりそういう工事というよりは、危険箇所を住民がいかにか周知していただくかということが大変重要になってくると思いますので、防災訓練のときとか、機会あるときにハザードマップの確認をしてみたいたり、地域ごとにそういう周知のことができればいいのかなと思っております。

○議長（当瀬万享君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 担当部長も申し上げましたように、現在岡山県の土砂災害の特別警戒区域として指定する区域があるかどうかの調査を行っており、今後調査結果を公表するというふう聞いております。そして、今後においても、先ほども申されたように、一番大事なのが住民に対して危険箇所の周知を十分行うということです。災害等により危険となる場合は、気象庁、岡山県等の情報を共有しながら、速やかに避難勧告を出すことなど、そしてまた一番大事なのが町と地域、区長方と一体となり、まず諸災害に備えることが重要であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。昨今の災害発生状況を見ますと、大規模災害はいつどこで起こるといふこと、わからない状況でありますので、万が一に備えて万全の準備を行ってまいりたいと考えております。

○議長（当瀬万享君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） 状況は大体わかりました。

いずれにしても防災対策、特に土砂関係は難しいということは町民の皆さんも理解されとると思いますけども、町としてできる限りの最大限の努力をお願いしたいと思っております。

それから、先ほどちょっと部長の方から日室台の砂防ダム、私も近くですから確認しましたけども、ああいう

大きな問題、地域を個々じゃなしに地域として、そういう問題、多分僕は旧和気、旧佐伯ということで、ああいう状態というのはほかにもあるのかなというように思いますんで、そういうのは個別に個々の対策じゃなしにね、地域的に、日室台なんかはあれがなかったら大変なことですので、そういう意味では県に対する地元要望というんはきちっとやっけていただいていると思いますけども、これからもぜひお願いしたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（当瀬万享君） これで居樹 豊君の一般質問を終わります。

ここで10時20分まで暫時休憩とします。

午前10時02分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、10番 柴田淑子君に質問を許可します。

10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） それでは、学童保育について一般質問をさせていただきます。

補正のときには、同僚議員の皆様方に非常に力を入れていただいて、議長を初め応援をしていただいたことを感謝いたします。

まず、学童保育の場所について、どういう問題点があるかというようなことを含めてお話ししたいと思います。

地図といたしますか、こんなのを配っていただいておりますんで、まず最初に佐伯児童クラブというのが出ております。これは役場の前にある建物で、その2階を使っております。したがって、階段を上がっていくとすぐのところ、学童で勉強しょんのがすぐ見えます。勉強しょんを見たんですが、問題点といたしましては、場所が狭いので、十四、五人の子供がおるわけですが、夏休みでしたが、運動する場所はない。子供も男の子も元気な子も結構おるわけですから、そのところに夏休み一日中っていったところで、かなり子供のことで、ある程度勉強もするし、運動もするしということもなかったらいけないと思うんですが、そのときに子供たちは一番奥のところ、入ったらすぐ学童ですが、奥のところちょっと見ましたらガラスがあって、卓球の台は置いてありますが、そのところでガラスが割れたことがあるとかということで、もう2階の狭いところでドッジボールみたいなことをしたんですが、本当のボールを投げるとガラスが割れるので、ふわふわした外側に皮なんかがないゴムのボールをぱっと投げて、あっち行ったり、こっち行ったり、ドッジボールをしょうりしましたが、やっぱり非常に狭くて運動量が少ないということがあります。下におると近くに保育園、幼稚園の跡があるんですが、そこまでおると今度は先生方も全員おりにいかなかったらいけないので、なかなか子供の把握が難しい。運動量が少ないというところが、1つ問題点としてありました。

次に、1枚はぐっていただきまして、藤野児童クラブというのが出ております。

この藤野児童クラブというのは、和気小学校という名前が変わっておりますが、昔は藤野小学校とっておりましたが、そこでずっと学校の教室を使って藤野児童クラブというのをやっておりました。教室を使っているわけですから、かなり広いということがあります。それから、教室の中でどんどこどんどこ、あっち行ったり、こっち行ったり、遊んだりしょうりしましたが、ここのところの問題点は何かといいますとトイレです。この児童クラブを出て、ずっと廊下を歩いて一番端っこの方にトイレがあるんですが、2階の、夏休みですから、もう前の棟も人っ子一人おらんのです。児童クラブの子供と先生がおるだけで、あとは誰もおらん。そこで防犯上といいますか、ここを出た子供は誰もおらんので、この廊下を歩いて行って端まで行くのに、先生がその都度子供に付き添いをします。前の棟ももう誰もいない。廊下があって、子供がトイレ行きようぞというようなことで、不審者が出たときにはどうしようもないので、先生が1人ずつついていくというところで、目の届かない場所があ

ると。そうなったときに先生が3人体制でしやるわけですけども、かなり大変だなというふうに思いました。

それから、鬼ごっこを始めたときに、児童クラブの前に廊下がありますが、その廊下を渡って前の棟に行こうとしたら、慌てて先生が出てきて、行っちゃいけないと、範囲が決まるとのに、あんたそっち行っちゃいけないとかなり厳しい言い方をしました。この児童クラブは男の先生がいらっしゃるんですが、その男の先生が力を込めて叱るわけですからかなり迫力があって、子供はちょっと目に涙を浮かべておりましたが、というのは、もしこっこの棟に入ってどっかに行ってしまうと、もう目が届きません。探し回ることも難しいんで、もう嚴重に、先生は目の届く範囲に子供がおるようにという指導をやっておりました。男の先生ですから、かなり厳しゅうばしと言よりましたが、ここのところも防犯上、よく気をつけとかにやいけないんじゃないかな、もうこれから学童で遅うなってくると日も暮れますし、わからんようになったらもう探すこともできないというので、先生方が指導を厳しくしていらっしゃったと。そりゃあもつものことじゃと思いますが、卓球なんかをするとき、こういう網みみたいなこういうようなもんがあるんで、それを廊下に、通路の2カ所ありますが、そこら辺に置いて、そこから向こう行っちゃいけないよというのを紙でも張るときゃあ、かなりいいんじゃないかなというふうに思いました。

それから、児童クラブとしては、次のページを開けてもらいますと、本荘児童クラブというのが出ております。これは初瀬保育園の跡地利用のときに出てきて、そして何遍も何遍も会合を重ねましたし、それから教育委員会からもしよっちゅう毎回出てくださって、非常に議論を尽くした場所であります。ぱっと見て、非常に広いです。ここでは子供に目が届かんところがあったときには大変だという問題はあるんですが、児童クラブで使う場所というのは職員室の前のところで、かなりの部屋が3つほどありますが、その奥のところももう一つの団体が使います。今回児童クラブのことが出ておりますが、ここのところはマミールームという杉本さんがここを使われます。対象の子供は、赤ちゃんから2歳、3歳の子供が使うんで学童とは関係がないわけですが、目の届きそうもないところは杉本さんが使ってくださいということ。ここは広々としておりますし、一応職員室が、入っていきますと職員室がありまして、そこから見通しができます。それから、ふれあいセンターがありますが、そこは全然別の分、そっちには行かんことになっておりますから、ここのところは目が行き届くんじゃないかなというふうに思います。

それから、次のところを開けていただきますと和気児童クラブ、和気児童クラブは和気小学校には2カ所あります。1カ所が一番裏のところにあります北川病院の施設を無料で提供していただくわけでありまして。その四角の中に石生の子供も来ると、それから日笠小学校の子供も来ておると。それから、本和気の子供も来ておるということで、この狭いところに子供がおるわけ。お年寄りの方がいらっしゃるわけですが、無料でよく貸してくださったなと思うんですが、施設長のヨシナガさんも、お年寄りがおるところで私は子供たちが暴れてうるさいな、困るなという苦情が出りゃあせんかと思ったんですが、全然そういうことはのうて、お互いに子供も核家族ということになるとお年寄りがおらんわけ。それから、おじいちゃん、おばあちゃんも子供がおってくると、非常にお互いにいいんだということ。ここの特色は何かといいますと、非常に勉強ができると思いますか、子供が一生懸命勉強しようというのがこっちに、お年寄りなんかが見ようりますんで、ああ、感心じゃないかなというようなことがあるわけ。そういう点と、それからもう一つここのうらやましいなと思ったのは、夏休みなんかの食事。施設ですから、入ってる人に食事を出すんですが、いよいよお母さんが子供のために昼御飯の用意ができなかったら、350円出せばお弁当を用意してくださる。あらかじめ申し込んどかにやいけないんですが、そういうサービスがあるんで、ここは恵まれとるなという感じがしましたが、問題は遊び場所です。

遊び場所について言いますと、近くに和気小学校があります。その向こうに地区館があつて、非常に広い運動場がそのままあるわけ。和気小学校の一番こっちに近いところには鉄棒がずらっとたくさん並んでいて、大

きな遊具があるんですが、それをこちらの一番端だけでも使わせてもらえると、運動量がありませんので、子供たちは、そこへ連れていくとある程度遊べるんじゃないか。そうすると、あそこは和気小学校は創志学園の方に何か使ってもらおうとか、貸してあげるとかという話になっておるようですが、ちょっと向こうに行くと和気幼稚園、保育園があるんで、そこんところへ行きゃあ遊べるんじゃないかなと、引率して連れていきゃあええんじゃないかなと、施設長もそういう話もしようられました。ここは非常にそういう点で、連れていけば遊べるというような、それぞれの特色があります。

次に、事務処理についてお話をしたいと思います。

けさ電話がかかってきまして、佐伯の先生が何か全員がもうやめると言うてしもうたというんです。そうしますと、前行ったときも1人足りないとか2人足りない、その人たちをどうやって補うかというので、教育委員会の方でははっきり仕分けをしとりまして、自主運営をするようになってんだと、学校とは関係がないというふうなことで、何か起こっても自分たちの団体だから、クラブだから自分でやってくれと、こういう話であります。

けさの電話では、みんなやめるんだということを言よりました。困る。で、それじゃあそういうような人事とそれから給料を払う、それも自分でやる。事務処理と、それから人事ですね、その2つができるんかと。働く親にそれをやってくれていうて、やってもらえるんか。そんなことをするんじゃないたら、もう児童クラブはやめるとかというような声が出るほど、お母さん方は厳しい生活に追われとるわけであります。

問題点といいますと、はっきり区分けをして、これはこれ、あれはあれと言うてしまうことが、果たして子供にとっていいことなんかということをしっかり考えていかんやいけんという問題があります。お金と人事について、それからもう一つ、これは学童側なんです、どこの学童へ行っても、宿題はしょうるんかなとか、宿題はやつとるかなということを先生は必ず言うてくださいます。ところが勉強を教えるところじゃあここはないんだというふうに、割り切っておる学童もあります。それはもうはっきり、佐伯の学童は勉強するとこじゃないんだと、わからん子がおっても学童の先生はそりゃやらんじゃというふうに区分けをされておりますが、私が行ったときに見た子が掛け算の九九が頭に入らなかつた。もうここでこの子は落ちこぼれたな、2年、3年、だんだん算数が難しくなってくると、もうここでつまずいたら、あとはもうだめなんじゃないかなと。そういうのは学童の先生は見りゃあすぐわかる。遊ぶから、みんなが勉強しようるときに遊びようわけです。こういうふうに区分けをはっきりしたときに、困るのは誰なんか。人事にしても、それから会計にしても、それから勉強を見ることについても、きっぱりとあれはあれ、これはこれといったときに、もうお互いにはいいかもしれんけど、そこにおる子供が一番困るわけあります。

ほかの学童に行ってみますと、もうそりゃあ熱心に先生が教えようります。それから、子供も一生懸命勉強しようりますが、わからんようになつたら、もうせぜに遊びます。そこら辺のところは、資格を持つとるわけじゃないし、学校教諭の免許を持つとるわけではないからと言われても、掛け算の九九ぐらいは、ああ、できようらんぞとか、それから宿題の字を見ようりますと、例えば国語の漢字の宿題をしようりましたが、例えばこざとへんならこざとへんをだつと1列書いてしまう。その続きを書いてしまうと、そんなことじゃ勉強にならんわけですが、それを見て、えれえ能率的なことをしよんじやなというふうに私は見て言いましたけども、叱りつけるんがいい教育とは言えんわけで、なぜ悪いんかとか、ああ、こういうふうにしたらどうかと、ああ、字も汚いしなとかというふうなことで、先生が結構どこでも指導しようられました、指導せんでもさつさと勉強する子もすごい子も中に随分おりました。そういう中でお互いに足らんとところは少しずつ補っていくという形で、子供が学童で楽しくやれるようなやり方をさせていただいたらということが2つ目にあります。

一般的な話をしますと、子供の貧困の問題がありまして、お昼御飯が出るころはお金を払えば出してもらえ、あれは非常にありがたかつた。お弁当を持っていくとなると、お母さん方もなかなか大変であるということも言えます。そういう中で、やっぱり学童の費用です。県、国、町が同じずつ学童に補助金を出しようります

が、足らん分を保護者が出します。夏休みになると1万円ぐらい、それから普通のときは約5,000円ぐらい出しようるわけですが、そのお金は和気町にないんか、ほかのことは儉約できないのかということを考えますと、またあと美咲町の話をしませんが、やっぱりそのお金は相当こたえておるようであります。

そこら辺のお金のこと、それから先生には時給がやっぱり岡山県の最低基準が決まっております。約800円。それで計算しようるようですが、やっぱり学童の先生っていうのは非常に気を使っております。子供を叱りつけちゃいけない、家庭的な雰囲気の中でというふうなことを言われて気を使ようる。子供は子供で、おい、じじいとか、ばばあとか、何か結構言ようる子がおりましたが、あんなことを言よんでとかという言よりましたが、そういう中でも子供がもうさばりついて、腕にぶら下がったりしよりりましたが、やっぱり非常に子供が楽しく過ごせるようにということで、先生方は気を使ようるわけであります。もうちょっと町としては援助ができるんじゃないか、子供に対してというふうに思いますんで、そこら辺などを含めて、学童の人事とお金について、補助金が出るわけですから、それから親が納めたお金を記帳するのに会計事務をせにゃならんというのが非常に負担になるというわけで、教育委員会の方でそれにかわってあげることはできんのかということですね。

それと、それから場所の問題についてはどういうふうに考えたらいいんかなというような問題点がありますんで、そのことについて見解を聞かせていただきたいなと思います。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） それでは、お答えいたします。

質問の内容ですが、まず1番に、和気町には3カ所学童保育所があり、国、県、町が同額の負担金をまとめて学童保育に交付し、費用の不足分は保護者負担である。また、運営に当たっては、指導員の人選と会計処理は保護者任せであり、保護者の負担は大きなものとなっている。指導員の人選と会計処理を教育委員会で行ってはどうかというご質問でございますが、お答えとしましては、学童保育の事業は児童福祉法第6条の3第2項に基づきまして、小学校に就学している子供で保護者が労働等により昼間家庭にいない者に授業の終了後、放課後に児童福祉施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子供の状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業でございます。

先ほど議員からの話がありましたが、事業実施に当たる運営経費につきましては、児童クラブの子ども・子育て支援交付金としまして、国と県からそれぞれ3分の1ずつ、残りの3分の1を町費で補助金として交付しております。なお、対象経費につきましては、本議会の補正予算資料としてもお示ししているとおり、児童数や開所日数などから基準額を決定いたしております。対象経費は、飲食物、食事等が除かれるため、おやつなどの費用として負担金利用料を徴収しているのが現状でございます。

指導員の人選と会計処理を教育委員会で行ってはどうかというご意見でございますが、児童クラブの運営について、昨年2月の定例議会の一般質問でもご答弁いたしました。児童クラブの運営について、軌道に乗るまでは運営にかかわってほしいとの要望がございまして、事務を行っていた経緯があります。現在の運営形態は、平成21年度から実施しております。平成28年5月1日現在、県内における児童クラブの運営調書を見ますと、県下498クラブ数のうち、当町と同じ運営委員会を立ち上げて行っているクラブは416クラブで、84%となっております。そのほかは、社会福祉法人なり市町村等となっております。

国が定めた運営指針では、放課後児童クラブは地域社会の中で子育てにかかわって重要な役割と責任を担っている事業であり、放課後児童クラブの運営主体には、地域の中で放課後児童クラブの存在や役割が十分に理解され、地域社会との交流や連携によって育成支援の内容がより豊かになるように努めることが求められております。運営主体は、地域の実情について十分に理解していることが重要であることから、運営委員会を立ち上げて行っているクラブが多いというふうに考えております。

それから、2番目の児童保育に教育委員会はタッチしない方針であるというが、学童保育運営に携わっている

保護者は働きながら家庭も仕事もあり、子供が小さいと余力がないのが現状である。保護者が生活に追われることは、子供にとってもつらい立場にあるのではないか。子育て支援の観点から、教育委員会が積極的にかかわることはできないかというご質問でございます。

現在児童クラブと教育委員会とのかかわりは、補助申請にかかわる年間計画の作成や決算監査での補助金運用の指導及び現状と今後のクラブ運営について意見交換を行っております。今年度は9月下旬から10月上旬で計画をいたしております。また、放課後児童支援員や補助員の指導等について保護者からの相談を受けることもあり、適宜対応いたしております。

議員からの要望であります運営における教育委員会の積極的関与は、現状では困難であります。保護者からの苦情や相談に関し、必要に応じて連携し、適切な支援ができるよう努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とします。

○議長（当瀬万享君） 10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） 支援員について適切な処置をしたいというふうに言われましたが、けさ佐伯の児童クラブでこの間人数が足らずに困ったというんで、1人補充をしたばかりだと思います。ところがそのやさきに残った人が全部やめるということになると、児童クラブとしてこれから人事も会計もまるつきりあんだのところで言うたときに、子供たちはどうなりますか。誰もおらん、1人この間採用された人がおるだけで、2階なんです。子供たちが勝手に下におりたりすると目が届かんことになりやしませんか。そうなってくると、やっぱりこれはこう、あれはああと、仕分けをしてしもうたときに、そのしわ寄せは誰に行くんか。それは教育委員会の方は言うてしまやあ、法律がある。ところが親も子供も自分たちで、それじゃあ探して連れてくるだけの時間的なゆとりとか能力があるんかということになったときに、実情を見て考えてみると、佐伯の児童クラブはこれで潰れるんじゃないかなというふうな心配を聞きました。

ある程度、補助金も3分の1、3分の1、3分の1ですか、出とるわけでありまして。お金を出しているということは、やっぱりそれに伴う責任もあるんじゃないかと思えます。児童クラブの方では、児童クラブだから勉強は見るところじゃないんだというふうにはっきり言う支援員の方もいらっしゃいますが、どこの児童クラブでも、そこを除いてですよ、すごく熱心に教えております。教えて、ここがわからんかっていうときに、そうじゃないんだと、指折り数えながら、こういうふうにするんだよというふうに教えております。教えるところじゃないんだから、あんた知らんぞというふうなことじゃなくて、子供の立場で考えると、大人が九九の指導ができんわけじゃない、それから汚い字で算数の字を書くと、計算違いするんで算数が嫌いになる。そこら辺のとことか、漢字を書くのに、こっちののぎへんだけざっと書いて、その次そっちを書くと能率的にやりよんですよ。そういうことをしちゃあいけんのじゃねえかなって叱るんでのうて、あんた上手にやるんじやなと、ところが漢字はこういうふうにした方がええことはないかなというふうなことで、子供のことを悪う言わずに、すごいな、あんたはということで、褒めてええように書かせるとか、要するに子供は叱ったらやる気がなくなるんで、褒めて、褒め過ぎもいけませんけど、的外れに褒めても困りますが、ある程度褒めてやるとやろうっていう、要するにやる気です。そのやる気が大切なんだということで、どこの支援員も子供のやる気を押さえつけんように、子供がもう腕にさばったり、押ししたり突いたりしょうりますが、こうやって男の先生が一人、男の先生がおるのは和気小学校だけですが、かなり悪いことしよったら、こらって言うりますが、好かれとります。体にさわったり、いろいろしょうたらかわいいなというて、もう自分としてはどういう方針でやるかというて、子供がここで楽しく過ごせるよということ、それ一心でやりようというふうにしてその男の先生言りましたが、女の先生も同様で、わからんことがあつたら、和気小学校のなごみで、子供たちは本当にこういうふうやりながら教えてもらいました。そうすると、ここまではこう、ここまではこうというてしまえんところがあるんじゃないでしょうか。

例えばここから向こうへ行ったら危ないんだという、怒っちゃいけないというでも、それはもうぼっこう叱りようりました。子供は目の届かんとところに行ったら大変だというので、トイレに行くのも、ずっと廊下を歩いて一番向こうまでついていきます、一人一人。そういうようなことをしておりますし、6時ごろになると親が迎えに来ますが、その親ときょうの様子を話し合って、打ち合わせなどしながら親は帰っていくというように、支援員の人は時間だからというふうに割り切るとるわけじゃありません。子供のためにということをやっておりますんで、もろもろ最終的には子供のためにどうなるんかということ考えていただければいいんじゃないかなと思います。

それから、支援員の方がもらっているお金ですが、岡山県で時給の最低基準というのが発表されます。ハローワークなんかに行くと、今岡山県では、例えば7円上がった、10円上がったっていうんで、今796円ですよとかという掲示が出ておりますが、支援員の方がもらっている時給は、その金額か10円ほど高いかというようなところで支払いをしとんじゃないかと思いますが、非常に安いところで頑張っていらっしゃることを考えると、会計、たくさん納めてくるお金、保護者が納めてくるお金、それから町から補助金が出る、それを会計処理をしていってお金の支払いをする、支援員の方に。それを帳簿にきちんとするという手間は、できる人はできるかもしれんけど、忙しいお母さんがその日のつけ落としをすると、あと思い出すこともできませんので、やりとらうねえと。そこまでやるんじやったら、もう子供は家で鍵っ子でもええっていうぐらいに、会計処理が困る。それから、人事についても、あんたらで探せっていったって、探しようがないと、どうやって探すんかというようなことを言っておりますんで、そこら辺のところは今の何やら法の何条というふうに言われましたが、できんところは補ってあげるんがいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 教育長 朝倉君。

○教育長（朝倉健作君） 柴田議員の言われること、基本的なことをまず言いますけども、これ学校教育の範ちゅうでありませんで、要するに保護者が立ち上げた運営委員会、その運営委員会が県、国に対して補助金を申請してやっているクラブです。言うなれば、スポーツ少年団と同じような形で、スポーツ少年団も指導者、その他、いろんなものについてはその団体で、補助金をもらったり、いろいろしとりますが、やっておるといのが現状です。

で、今人事の面とか、それから子供に対して学力といいますか、勉強を教えてないということですけども、昔からいろんな、今3カ所、実際には4カ所やっております。その中の運営については、その児童クラブが独自の運営でやっております。保護者から集めるお金も、各児童クラブ違うだろうというように思います。そして、指導者の人数も違ってらるだろうというように思います。

1つ、人事等で今佐伯のことが出ましたが、夏休み前でしたか2人やめて、2人入って、今現状4人になっておりますが、今柴田議員が言われましたように、けさちょっと聞いたんですけども、またやめたいということを書いておるといことを聞いております。それに対して何もしてないという言われますけれども、教育委員会に相談があつて、教育委員会もこうしたらいいんじゃないか、こういうふうな方向で募集をかけたり、いろいろした方がいいんじゃないかという相談には乗っております。会計処理ということについては、もらったお金でどれだけお金を払ってどうするかというのは各クラブごとに違うんで、なかなか難しい。だけど、その会計をこうしたらいいんじゃないかという、いろんな相談には乗れるだろうというように思います。

ここで4つの児童クラブの代表者に集まってもらって、今後和気町として児童クラブをどのように運営していったらいいのかということ話し合いを持つことにしておりますので、その中でやはり保護者が困っていること、そしてこういう点ではしっかり頑張っていきたいとか、その辺のことを相談しながら、今の現状からいくと、それを4つの児童クラブの会計処理、人事ということ教育委員会に全て任されて、今の人員できませんので、その辺ももし保護者のことでいろいろ応えていかなければいけないということになれば、それによって教育

委員会も新たに方向性を出して、保護者のニーズに応えながら、そして保護者にはこの辺はしっかりやってほしいという部分もあるだろうと思います。

今後そういう指導者が非常に少なくなってくるんです。今の年配の方で保育園の園長等をやってくださった方が来ておられたんですけど、やめていっておられます。そして、今度新しく児童クラブに入ってやってもらおうと思いますと、今度は研修を受けたり、一定の研修を受けないと児童クラブの指導員になれないということがあるので、今本荘の児童クラブの人も2人研修に行って、そういう資格を取っておるようです。そういうこともいろいろ変わってきておったり、来ておる子供がなかなか言うことを聞かない、障害を持った子供も預かっております。そういう点で指導員も非常に困っておるんじゃないかなというふうに思っております。その辺もうまく今後指導員の人選、そういうことにも教育委員会としていろいろ相談には乗っていきたいというように思っていますので、この後の会議でいろいろ相談をさせていただきたいというように思います。

○議長（当瀬万享君） 10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） 今、朝倉先生が……。

○議長（当瀬万享君） 時間ないですよ。

○10番（柴田淑子君） もうちょっと話をさせてください。

言われました、そういうことも含めて相談をしていただくと。歩み寄っていただいて、両方とも支援員の人もかなり子供に熱心に教えていらっしゃるんですけど、あれはこう、これはこうというんじゃないで、どこら辺で歩み寄れるかというところでお話をさせていただきたいと思います。

もう一つ、美咲町の件についてちょっとお話ししたいと思います。美咲町では今度当瀬議長のご厚意でその児童館を見に行き、無料で3人ほど児童館というのがあります。派遣して、子供たちの面倒を見て、へえで子供たちはすっかり遊んでいるらしいんですが、そういうところもあります。それを参考にして和気町も、そこは無料であるということで、支援員が児童館に3人入るとというようなことなんですが、よく運動できて75人も来ようということがあります。その児童館が3館あるそうです。3つある。そういうことで、よろしく願います。

○議長（当瀬万享君） 柴田議員、終わりです。

○10番（柴田淑子君） 以上で私の一般質問を終わります。よろしく願います。いつも何か言い足りないんだと、言い方が悪いので、ええようにまとまってないんで、申しわけなく思います。

○議長（当瀬万享君） これで柴田淑子君の一般質問を終わります。

ここで11時20分まで暫時休憩とします。

午前11時01分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、3番 万代哲央君に質問を許可します。

3番 万代君。

○3番（万代哲央君） 一般質問させていただきます。

来年4月から国民健康保険の運営主体が市町村から県に移管されて、県が国保運営の中心的役割を担うこととなります。市町村では、保険税と市町村それぞれに交付される公費を基に、県に納付金を支払うこととなります。このことに関連いたしまして幾つか質問いたしますので、よろしく願います。

和気町の現状をお尋ねいたします。

過去何年間かの国保加入者の増減と今後の動向予測、また医療費の過去何年間かの増減と今後の予測、一般会計からの繰入状況について説明をお願いしたいと思います。

次に、先日8月26日、9月3日と山陽新聞に掲載されました、県が公表した新たな保険料の目安、試算の考え方を説明していただきたいと思います。

次に、運営主体が県になれば、県が市町村ごとの医療費や所得水準状況に応じて目安を提示し、これを参考に市町村が保険料額を決定するというのですが、市町村は自町の保険料額をどのように算定するのか説明していただきたいと思います。

次に、今後県内で保険料統一がなされるまでいくのかどうかは未定ですが、町が医療費支出の増加を抑える施策として重点的に取り組もうとしていることは何かをお答えいただきたいと思います。

最後に、来年4月の移管に向けて、今後のスケジュールをお示ししていただきたいと思います。

5点質問したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） 失礼いたします。

それでは、万代議員からの質問にお答えをさせていただきます。

まず、本町の国保の現状、加入等はどうかでございしますが、まず本町の現状でございしますが、本日お手元の方に配付させていただいております資料1の方をごらんください。

この資料につきましては、和気町国民健康保険の現状でございします。数値は朗読いたしません、ごらんのように国民健康保険の加入世帯数、被保険者数ともに年々減少傾向にあります。これは少子・高齢化による影響と考えられますので、引き続き減少傾向にあると考えられます。

一方、医療費については、来年度診療報酬の改定が行われますが、医療技術の進歩とともに高度医療サービスによる医療費の上昇により増加することが懸念されます。また、ご質問にあります一般会計の繰入金につきましては、全て法定内繰り入れとなっており、今後も法定内繰り入れのみで運営できると考えております。

次に、県が公表した新たな保険料の目安、試算の考え方についてでございしますが、県の方が公表しました保険料試算の考え方ですが、続いて資料2の方をごらんください。

真ん中のところにイメージ図がありますので、こちらをごらんください。

全市町村の医療費から前期高齢者交付金、国庫金等の公費を差し引いたものが納付金の総額となります。これを岡山県の所得水準により応能割分と応益割分に案分した後、市町村毎に県全体に占める所得と被保険者数、世帯数でそれぞれ分配した結果に市町村毎の医療費水準を反映させたものが納付金の基本となります。

次に、市町村が保険料額を決定するというのですが、市町村は自町の保険料額をどのように決めるかについてでございします。保険料、和気町の場合は保険税になりますが、これにつきましては県で保険料率の提示はありますが、最終的にはそれぞれの市町村で決定することになります。考え方といたしましては、県から示された納付金を納めるには、税率を幾らにすればいいかということございします。実際には、これに市町村独自の保険事業や公費部分もありますが、今回は説明を省かせていただきます。

次に、今後県内で保険料統一がなされるまでいくのかは未定であるが、町が医療費支出の増加を抑える施策として重点的に取り組もうとしていることは何かについてでございしますが、今後の県内統一保険料に際しての目標についてでございしますが、これは県内統一保険料になるかならないかにかかわらず言えることございしますが、やはり一番に言えることは医療費の削減に尽きると思います。町といたしましても、現在特定健診の受診率の向上に努めております。啓発活動等を実施しております。健診による疾病の早期発見、早期治療とあわせてジェネリック医薬品の利用促進を行い、医療費の削減が今後の課題と考えております。また、2025年にはいわゆる団塊の世代が国保から後期高齢者医療へ移動することとなり、被保険者数の大幅な減少となり、1人当たりの医療費が大きく増加する可能性もあります。長期的な医療費の動向も踏まえておく必要があるかと思いません。

次に、来年4月の移管に向けて、今後のスケジュールについてであります。現在検討しております内容は平成30年度の納付金についてでございます。11月下旬には、平成30年度の納付金の仮算定の結果が示される予定となっております。その示された結果を基に保険税率を決める必要があります。最終的には、1月下旬に30年度の納付金の本算定結果が示されます。これらの結果を踏まえ、国民健康保険運営協議会と協議しながら、最終的な税率を決定することとなります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 3番 万代君。

○3番（万代哲央君） ただいま答弁をいただいたんですけど、資料の1枚目で、今後の加入者が徐々に減少していったら、今のご答弁ですと2025年には団塊の世代が後期高齢者医療に移動するので、被保険者は大幅に減少する見込みという説明でありました。その一方で、加入者の減少に反比例して医療費はますます増加傾向にあるということもわかりました。加入者が減るのに、なぜ医療費が上がるのかと、1人当たりの医療費が上がる、これからはその説明では医療技術がますます進歩して高度な医療サービスの提供が受けられるので、医療費も上昇するということでもあります。採血、血をとってみればがんの発見につながる早期発見、早期治療につながっていくし、聞くところによりますと、最近歯の治療にしても、今までは歯を削って痛い目をして虫歯治療していたわけですけど、近年は歯を削らないで薬を塗って、それだけで虫歯の治療ができるというような時代になったというふうに聞いております。脳や心臓やがんや三大疾病の撲滅、生活習慣病の減少に向けて、医療技術や医療機器の充実のおかげで高度な医療サービスが提供されて、今以上に長寿命化の時代が到来してくるんだというふうに思いますけど、高齢化率が増大して、超高齢化社会の一方では少子化の進行する社会でもあります。答弁の中では、ジェネリック医薬品の利用促進を図って医療費を削減していくことも必要という話もありました。

2枚目の資料では、県が市町村に提示してくれる給付金の総額の計算方法、もう大づかみですけど、わかりました。今答弁をいただきまして、少し不明な点をもう一回質問をさせていただきます。

一般会計からの繰入金は全て法定内繰り入れということです。29年度の当初予算で上がっている節の中で1から4とあったんですけど、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、出産育児一時金等繰入金、職員給与費等繰入金とありますけど、保険基盤安定繰入金というのは国、県の交付金も含まれているということでしょうか。法定内繰り入れの内容を少し補足して説明していただきたいとお願いたします。現実法定外繰り入れをしている自治体もあります。法定外繰り入れをしている市町村というのは、それなりの事情があるのでしょうか、法定外の繰り入れは国保財政が逼迫しているためなんかどうか、将来的にはそういう市町村は国保財政が破たんするというような意味合いも含んでいるんかどうか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思ます。加入者の保険税以外に広く住民の税金を国保に投入しているということだと思んですけど、その自治体にとっては健全財政に反してるという理解でよいのかどうか、その辺をお聞きしたいと思ます。

それから、2点目ですけど、和気町が県に納付する保険料の総額ですけど、その保険料総額の中には一般会計からの繰入金で、今年の場合で言えば当初予算でちょっと調べてみたんですけど、1億3,600万円でありました。保険基盤安定繰入金の内訳は、保険料軽減分が6,010万円と保険者支援分が2,900万円、足して9,000万円です。この9,000万円というのが、保険料総額の一部として個人負担分を軽減する助成金の意味合いを持つかなというふうに考えたんですけど、そのあたりをお尋ねしたいと思ます。

3点目ですけど、資料2枚目の給付金の算定方法で、各市町村の医療費水準を反映させて算定してるということですけど、和気町はこの水準が高いのかどうか、この医療費水準ということについて少し説明をお願したいと思ます。

次に、4点目ですけど、今後のスケジュールの答弁の中で、最終的には来年1月下旬に30年度の納付金の本算定結果が県から示されるという説明でした。国、県の交付金と診療医療が固まるのがその時期ということだと

思うんですが、この診療報酬というのは今後上がり続けるんですか。医療費が今後ますます増加する一つの要因というのは、この診療報酬の増高によるのではないかと思うんですけど、診療報酬の今後の動向について教えていただきたいと思います。

それから、最も肝心なことだと思うんですけど、5点目として、和気町は現状予測の試算では30年度以降、保険料額が上がることになると思います。加入者は負担増を余儀なくされることになるのかどうか。当面加入者の保険税は現状維持でやっていくかどうか、またそうであれば現状維持を保つための資金繰りというのはどのようにお考えかを聞かせていただきたいと思います。

最後にもう一点だけ、県の方は保険料を集める額が今と比べて一定以上増える場合は緩和措置もとるんだというようなことを言っておられると思うんですけど、それが一定以上というのが3.6%という数字を出してきておりますけど、この3.6%というのはどういうようなものなのか、ちょっとその辺の説明をお願いしたいと思います。8月に示された新聞の試算では、和気町は4.1%の増加です。そのあたり3.6%ということについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） それでは、まず第1に法定内繰り入れと法定外繰り入れについてのご質問でございますが、法定内繰入金とは一般会計から国保特別会計に繰り入れることが法律で定められているものでございます。これは国民健康保険法第72条の3の規定によるものでございます。主な内容としましては、1つ目は国民健康保険事務費に係るもので、国保事務の執行に要する人件費や需用費等でございます。2つ目は、国民健康保険の保険給付に係るもので、出産育児金の支給基準の3分の2に相当する額、それから3つ目は保険基盤安定制度に係る繰り出しで、これは保険料軽減分等でございます。

以上が主な法定内繰入金の基準となっており、この基準に基づく繰り出しに要した経費は地方交付税により措置されるものでございます。

法定外繰り入れを行っている県内の市町村は、平成28年度ベースでは13市町村ありまして、理由はそれぞれ市町村によって違いがありますが、法定外繰り入れをしているからといって、直ちに破産につながる可能性があるものではございません。

続きまして、ご質問の保険基盤安定繰入金についてでございます。

保険基盤安定繰入金とは、国保加入者のうち、低所得者の保険税を軽減した分を公費、国費、県費で補填するものであります。したがって、この財源は保険給付の方に充当されるものでございます。

続きまして、医療費水準についてでございます。

ここでの医療費水準とは、1人当たりの医療費の平均額が全国平均を1.0にした場合、どうなるかを示しております。当然医療費の高いところは、その分納付金に反映されることとなります。ちなみに和気町の医療費水準は1.058となっております。

続きまして、診療報酬の今後の動向についてであります。

来年度の診療報酬の改定につきましては、現在のところ何の情報も入っておりません。しかしながら、今後の高度医療サービスの進歩に従い、医療費は高くなっていくと考えられます。

次に、平成30年度以降の保険税についてであります。保険税が今よりも高くなる場合には繰越金と基金で上昇分を抑えることはできないかということですが、納付金の上げ幅にもよりますが、もし繰越金と基金で対応できるものであればそのようにしたいと考えております。ただし、基金につきましては不測の事態に備えて、ある程度は積み立てておく必要があるため、全額を充当するわけにはいきません。

それから最後に、保険料の公費を活用しての緩和措置についてでございます。

先ほど議員が言われました4.1%の数値についてでございますが、これは県が試算した平成28年度と平成

29年度の保険料の比較でありまして、実際の保険激変緩和に用いられる数値ではございません。激変緩和に用いる数値は、保険料ではなくて納付金での比較となります。

それから、激変緩和については、3年前の納付金と比べてどのくらい納付金額が伸びたかということがベースとなります。今回はこのことを自然増といいます。しばらくの間は3年前に比べて自然増プラス0.5%以上であれば、激変緩和の対象となります。この自然増が今回は3.1%で、プラス0.5%の3.6%となっております。将来的にはこの0.5%が段階的に増えていき、激変緩和を縮小する可能性がございます。

○議長（当瀬万享君） 3番 万代君。

○3番（万代哲央君） ありがとうございます。

細かいことは、また教えていただきたいと思います。4.1%は保険料の数値であって、納付金の比較ではないということよくわかりました。

それでは、この件につきまして最後に町長にお聞きしたいと思いますが、どこの自治体も医療費をできるだけ抑制するために努力していると思います。それで予算も組んでいると思うんですけど、今後ますますそういった取り組みというのは必要になってくるんじゃないかなと思うんです。

先ほどの答弁にもありましたが、和気町では特定健診の無料化、あるいは人間ドックの負担金軽減、骨粗鬆症の健診とか、特定保健の指導とかやっております。ただ、受診率の方が、特定健診が昨年で32%の受診率、ドックの方は4.2%というようなことであります。他の市町村では、受診した住民に商品券とか、そういうのも渡している自治体もあるというふうに聞いております。そういった中で、今後県の方に運営主体が行って、保険料額も上がるというふうなことになりますと、保険料額が上がりながらやっぱり自治体においては健康寿命の元気な高齢者というものを目指すといいますが、増やしていくようになるんじゃないかと、その施策というのが必要になってくるんじゃないかなと思うんですけど、その意味で今後の取り組みについて町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 国保については、本当にいろいろとこれから県への移管ということから、いろいろと心配もあり、そしてこれからの動向がどうなっていくのかというのが、本当に関心があるところですが、諸般の報告でも申し上げましたように、30年度から国保が高くなるのではないかと、新聞で28、29の公表がされました。あれはもう純粋なもので、いわゆる和気町独自の繰り入れは全然入れてないという純粋な形での試算でございますので、そこら辺も踏まえた数値であるということでございます。

そういったことから、構成的にも低所得者、医療水準が高いということから、和気町の国保運営についても本当に今後はだんだんと厳しくなってくると思いますが、もう今までのいろいろといわゆる基金、そして繰越金等を持ちながら医療費の抑制をしてまいりました。21年からずっと据え置いてきたわけですから、今後どこまでやっていけるかというのがあるわけでございますが、これから29年度の試算は上昇結果になっており、今後これからの増えることに対して検討ですが、30年度の納付金が示されますと分析もしながら、段階的に税率についてお示しできればと考えておりますが、当然ながら納付金の算定基礎になる数値は医療費ですので、したがって医療費の抑制が喫緊の課題であるというように考えております。

特定健診、生活習慣病の早期発見、早期治療という、これ本当に项目的にはこういうものが掲げられております。県下で一番本場にこういった対策、そして健診等が高いのは矢掛町でございます。矢掛町は直診診療所を持っておりまして、それが医師と看護師、それに保健師が同行しながら住民啓発を常にやってるという、日常的な啓発をやっている。それが大きな結果で、本当に目標の65%というか、60%台まで上げてきている。和気町の場合、全く直診の診療所がございません。日笠はありますけれども、日笠の場合、本当に日笠地域だけです。しかし地域だけとはいいいながら、看護師とか、そして保健師が、日笠地域だけであっても保健師が同行しな

が抑制ができる、いわゆる健康管理、そして食事療法、それから日々の健康維持のための体操あたり、そういったものを常にやっていくという、この指導体制というのは本当に貴重だと思いますので、ぜひこれから保健課とそれからそういったところも十分踏まえながら、体制づくりをしていかなきゃいけない。

それから、当然受診率の向上というのは目標にあります。それから、ジェネリック等、それから医薬品の推奨もありますが、国民健康保険のデータヘルス計画では、医療機関を初め各種団体等も連携して、健康教室、健康体操等、生活習慣病、それから重症化予防に取り組んで、医療費の抑制をしているわけでございます。結果、和気町国保の場合、先ほども言いました21年からずっと据え置いてきたという経緯の中で、それはやはり繰り越しと基金を1億3,000万円から持ってたということから、そういったことになりましたが、結果的にはご承知のように、27年で5,000万円、28年で3,000万円、基金を取り崩しております。もうあと基金5,800万円になってまいりました。ただし、28年度決算で1億7,000万円の繰り越しを持っております。これと5,800万円を2億2,800万円ほどの財源を持っておりますので、29年度か、これから県が示されてくるものに対して、国保の運営審議会等でも、この基金というか繰り越し等を含めてどこまで据え置いて現状維持の国保の掛金、負担金でやっていくかということは、運営審議会でも検討をいただかなきゃいけないけれども、方向とすればもうしばらくはこの繰り越しと基金等でやっていこうという方向で、我々は今、ぜひ今言ったような、いわゆる一人一人がそれぞれ健康な人はもう家庭で生活しているわけですが、1つ病気を持っておれば医者にかかっているわけですから、医者とのいいコンセンサスを得ながら、自分の健康づくり、やはり医者にかかっている人は、自分の健康をどうしたら早く自分の医者にかからなくて自力で生活をしていけることができるかというのは、医者とやっばし十分コンセンサスを得ていくのが必要だろうと思いますので、そういったこともやはり保健師あたり、それからいろんな啓もう啓発で、先ほどのような項目を十分加入者に対して県も啓発をしていく、そういったことが細かくやっていくことで、だんだん医療費の抑制が図っていけるんじゃないかと思っておりますので、ぜひそのことをやっていかなきゃいけない。本当に一つ一つ厳しい問題はありますけれども、やはり職員が前向きで個々の住民に対していきながら、担当課等が啓もう啓発をしていくというのが一番の課題だろうというように思います。

ですので、ぜひそこら辺を推進し、健康管理をしていくことが大きな課題でございますので、努力してまいりたいというように思っています。ここ数年、これから県が30年度を12月、そして1月と示されてきた段階でもぜひ現状維持でできないかなど、そして今後の何年か、今後についても据え置きでできないかという、そういう将来計画も踏まえながらやっていきたいというように思っておりますので、今後とも議員の皆さんのご指導もいただきながら進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 3番 万代君。

○3番（万代哲央君） 答弁ありがとうございました。

国保制度の運営主体が県へ移管されますけど、まだ今後安定するまで時間がかかると思います。注目していきたいと思っております。

次に、佐伯地域内の道の駅構想の取り組みについてでありますけど、通告しておりますとおり、5点お願ひしたいと思います。

1点目、現在までの進捗状況、進みぐあいについて、2点目、道の駅といいますと国土交通省の管轄と聞いていますが、設立に当たって国の補助金申請に必要な要件、条件は何かを質問いたします。

3点目は、設立に当たって場所は河本地区の国道374べり、田土川を挟んだエリアと以前議会でも話がありましたけど、地元や佐伯地域で運営母体等と組織づくりはどの程度できて、実現に向けて具体化されているのかをお尋ねいたします。

4点目、町の支援は何々か、どこの段階まで支援、援助するのか、建物を建てるまでか、その後も少しは維持

管理等まで支援する考えはあるのか、それをお尋ねいたします。

それから5点目、最後ですけど、これから先何年後をめどに実現を目指していくのか、協議を詰めていくのか、現実問題として実現の可能性、課題など、この道の駅構想をどのように捉えているのか、以上5点について質問いたしますので、ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（当瀬万享君） 事業課長 岡本君。

○事業課長（岡本康彦君） 私の方から一般質問についてお答えしたいと思います。

進捗状況につきましては、平成26年度の終わりごろ、地元岩戸区と田土区の方から佐伯地域の活性化の拠点として農産物直売所の建設が出てきました。それを受けて協議をし、平成27年度に県と協議をしております。平成28年度に基本計画、検討計画の業務を委託で出ささせていただきました。基本計画を立てました。今年度になって地元の検討委員に参加していただき、近隣の道の駅の視察を行い、運営母体の組織づくりを進めているところであります。旧佐伯町の区長方にも集まっていたいただいて、意見をいただいているところです。

道の駅については、県との協議の中、順番等もあり、早急な実施が難しいので、過疎債を利用しながら町単独でつくっていきたくと考えております。また、道の駅の名前はPR等かなり有利な点がございまして、道の駅の条件として、トイレ、駐車場、電話の24時間利用可能やバリアフリーの条件をクリアして、道の駅の登録をしていきたくと考えております。

運営母体の組織につきましては、基本計画検討の段階で地元で検討委員会を組織していただきましたが、現在旧佐伯町の各区の代表に出席いただき、推進協議会をつくり、ご意見、ご協力をいただく予定にしております。その後、運営母体をつくり、いろいろな諸問題に対し協議を進めていくよう考えています。

町としての支援としましては、施設の建設及び道の駅に係るトイレ、駐車場についての維持管理費を支出していくよう考えております。運営につきましては、地元を含めた民間でお願いしたいと考えております。

目標としましては、3年後には完成させたいと思っておりますが、出荷組合等の組織ができ、販売物が充実するか、また工事費を抑えるため、埋め立ての土が準備できるか等、課題はたくさんあります。それらを一つ一つ解消し、完成できるよう進めていきたく考えているところであります。

答弁を終わらせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 3番 万代君。

○3番（万代哲央君） 今、答弁いただきましたので、今の実態というのは今の言われたようなことだと、今後の取り組みについても今お話しされたんだろうと思います。そういう中で、本会議でも質疑のときに町長の方から、道の駅を運営していくのはかなり厳しいことだと、全国発信しながら立ち寄ってくれるようになるまで、そういうところまでできるようになるには佐伯地域全体が一体化して取り組まないといけないと、組織づくりも今の段階ではまだ未知数じゃないかというような認識を持っておられるというような話だったと思います。そういう中で組織づくりというのは、これからやっていかれるということでもありますけども、地元の検討委員会とか、それから出荷等どうするかという、その下部組織といいますか、それに一番もとの佐伯地域の18区の協力があって初めてこれはできていくものだというような認識だと思いますし、私もそう思います。

まず、今の話では農産物の直売所を立ち上げるのが話の発端として、それが道の駅にまでできればいいんだというような、いいんだといいますか、やっていきたいという夢を語られたんだと思うんですけど、役場の方としては、32年の過疎計画があるうちに何とか過疎債を使ってやっていきたいと、そういう目標を立てて、32年度までには何とか実現したいというような気持ちだと思うんですけど、1点だけお尋ねしたいと思います。

過疎債を使うのは、そらあ賛成なんですけども、国庫補助の残を過疎債で使ったらいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺について、農産物直売所といいますと農林水産省の管轄になるんじゃないかなと思うんですけど、その補助申請とかというのはできないかとか、その1点をお尋ねしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 事業課長 岡本君。

○事業課長（岡本康彦君） 国の補助をもらって、残りを過疎債でということではできないかということですが、農産物直売所の補助としましては、国の農山村活性化プロジェクト支援交付金が考えられます。その交付金は、補助対象が実施設計の詳細設計及び工事費の2分の1となっております。その補助対象になるためには詳細な計画書が必要で、目標を立て、目標達成率が70%以下であると見直し計画書を作成する必要がある等、多くの問題があります。補助対象にならない経費が多くかかってきますので、ここでは過疎債一本でいきたいと考えております。

○議長（当瀬万享君） 3番 万代君。

○3番（万代哲央君） ありがとうございました。

これで一般質問を終わります。

○議長（当瀬万享君） これで万代哲央君の一般質問を終わります。

ここで13時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、6番 西中純一君に質問を許可します。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 失礼します。

じゃあ、一般質問を始めたいと思います。

まず1番目に、和気町矢田の工業団地の行方と今後の佐伯地域の発展方向はというテーマで質問をさせていただきたいと思います。

まず、矢田の工業団地というのは、4ヘクタールにわたるほとんど水田だと、一部家屋がありますけど、その土地を開発して工業団地の分譲地をつくらうというわけでありまして。以前の父井原とか佐伯地域にまたがる工業団地計画というのがもう中止になったということで、今佐伯地域にとってはこれが待ちに待った開発計画であるというふうに思います。地権者との話し合いがついて、今口座等の届け出をするような段階までは来てるようですが、見た感じがちょっといろいろとあるので、質問をさせていただきます。

つまり28年度から事業開始していますが、そこでは28年度は調査測量だけにしまして、28年度末で3,672万円、測量設計委託料を29年度へ繰越明許して実施しているところであります。その場所の真ん中辺、南北にわたって片鉄ロマン街道、ああいうものがあると。その自転車道があると。その自転車道の下に県の水道企業団の本管が埋まっていると、そういうことで、自転車道と水道管を国道374に沿ってちょっと曲げたりする、そういう設計が難しいというふうなことは以前から聞いておりました。しかし、現場はいまだほとんど手がつけられない状態で、高いところでは非常に、これぐらいちょっと見上げるような2メートル程度の高い草が茂っている場所もあるということで、心配されてる方はもうタヌキやキツネのすみかになっているのではということで、稲もつけないようにというふうなお話、お願いがあったそうですが、これならばつけていてもよかったのではないかという声も上がってるところであります。今、今回のこういう状況、進捗状況はどういうふうになっているのか、おくれた理由はどのようにしてなのでしょう、その点が1点お話を伺いたいと思います。

それから、これが完了したならば当然企業誘致に取り組むということで、その取り組み状況はどういうふうになっているか、いろいろと問い合わせ状況もあるのかもかもしれません。そういう状況についてお願いしたいと、お知らせをいただきたいと思います。

それから、今後もし4ヘクタールの工業団地が成功した暁には、いろいろなところに、とりあえず私言いたい

のは、佐伯地域で今後、美作岡山道路の開通が平成31年末ぐらいですか、それから山陽道にその美岡を33年ぐらいですか、それが開通してジャンクションと料金所を設置するというふうな計画もあるわけでございます。そういうことで、佐伯地域のそういう交通アクセスは非常によくなるということで、その団地についてはほかの地域、矢田でももちろんまだ余った土地もあるわけでございますし、そういう拡張をもっともしくいけば、将来的にはするべきじゃないかなというふうに思いますので、その点の今の執行部の考え方はどういうふうになっているのか、その点についてお考えをお伺いしていきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 事業課長 岡本君。

○事業課長（岡本康彦君） それでは、私の方から矢田工業団地の進捗状況と今後の佐伯地域の団地の拡張についてお答えしたいと思います。

矢田工業団地の進捗状況は、現在9月末納期で実施設計をしております。また、並行しまして用地買収の方を行っております。進入路と調整池の問題で県との協議に予定以上の時間を要し、開発申請ができてきております。今後これから開発申請を行い、農業委員会の転用許可後、自転車道を迂回し、国道の方から工事着手していきたいと考えております。

今後の佐伯地域の団地の拡張については、今これからの状況を見て考えていきたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 失礼します。

私の方からは、企業誘致の取り組み状況についてお答えいたします。

企業誘致の取り組みにつきましては、岡山県と連携を取り進めているところでございますが、現在和気町では平成31年度から誘致することができる矢田工業団地について、地理的な特徴を初め交通アクセスのよさに加え、和気町企業立地促進奨励金制度を紹介し、東京事務所、大阪事務所並びに東京、大阪で開催される企業立地セミナーなどでPRしているところでございます。また、本年度和気町矢田工業団地を含めた公共の工業用地及び流通用地を掲載した紹介パンフレット、晴れの国おかやま企業立地ガイドを岡山県と共同で発行し、東京、大阪での県人会総会、神戸市や名古屋市の産業メッセ、東京、名古屋、大阪での企業立地セミナー、更には東京、大阪事務所の情報コーナーなどで広く情報発信をしているところでございます。

岡山県内での平成28年度の企業誘致の状況は28件で、投資予定額は424億6,000万円、新規雇用者数は602人であり、その半数が県外企業で、そのうち約6割が関西及び中京地域から多く、取引先が岡山県内にある場合はその周辺市町で条件に合うところはないかと指定してくる場合がありますが、多くの場合が関東エリアの企業は西日本どこかという希望が多く、関西エリアの企業においては兵庫県か岡山県のどちらか、また岡山県か広島県のどちらかという問い合わせが多くなってきております。

企業の業種により最優先に考える内容は、インフラ、交通網、従業員の雇用見込み、補助金等支援策など異なりますが、県内への立地を促進するため、自然災害が少なく安定した操業環境、陸、空、海による西日本の物流拠点、豊富で優秀な労働力の3つの利点がクロスする西日本屈指のビジネスポイントであることをキーワードにPRしています。そのような中で和気町は県内の内陸部に位置し、南海トラフ地震やそれに伴う津波、またその他自然災害が少なく、高速道路のインターチェンジがあるなど、県内でも立地に適していることを中心に、引き続き岡山県と連携、更には岡山県の東京及び大阪事務所とも連携をとりながら、企業誘致を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） 一応おくれたということで、原因というんですかね、私聞いているのは国道からの用地進入路の問題、とりわけ自転車道も絡んで、それに交差してはいけないというんですか、最初に、そういうふうな

指導もあったということ、それから遊水池ですか、そのことが言われたと思うんですけど、その点だけ簡単に教えてもらえればいいと思うんです。余りちょっと今原因というか、おくれたのはどうしてかっていうのがちょっと余り言われなかったように思うんで。

それから、企業誘致の状況でございますが、確かに人的な面を除いてはこの和気町は非常にすばらしい。交通アクセスとか、もうかなり空港も、空港はちょっと40分かかりますかね、あれですけど、かなりいい点はあるんですけど、なかなか。今まではヤクルトさんを除いてはちょっと、最近のあれでは大きい誘致というのはないというふうなことで苦労しているところなんですけども、この間の引き合いというか、向こうから問い合わせ等はどのような状況なんですかね、そのことだけちょっとまた教えていただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 事業課長 岡本君。

○事業課長（岡本康彦君） 進入路の件、調整池の件についてお答えします。

進入路の件につきましては、国道から自転車道を横切って工業団地に入ることが県の道路整備課等と協議した結果、好ましくないということで、自転車道の振り方を考えております。

それから、調整池につきましては、矢田地区の田んぼの状態がもともと排水路がないつくりになっております。そこで、工業用地をつくりましたところ、配水池の面積が物すごく大きなものになるということで、配水池から配水を幾らか改修すれば配水池が小さくできるというような助言をいただきまして、それで設計の変更を今いたしております。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 引き合い等の状況ですが、現在のところ問い合わせはないのが現状でございます。現段階では予定図はおおむね完成しておりますが、坪単価等の価格も決まってないという状況でして、平成31年度の方譲に向けて決定次第、パンフレットをもう随時更新しながらPRをしていこうと思っております。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） 大体わかりました。私聞いているのは、進入路だとか遊水池の件が設計的にかなり難しいというふうなこともあって、県の指導等を仰いで、その点かなり手間がかかったというふうに聞いているわけでございます。ぜひ今後は早く設計を仕上げ、早い取り組みをお願いしたいと思います。

それから、ちょっとこれはおまけでございますが、今河本の道の駅ですか、その点についてもぜひいろいろと援助していただいて、佐伯地域の発展をよろしく願いしたいというふうに思います。

次の第2番目、学校統合に移ります。

学校統合しての問題と解決方法ということでお尋ねをいたします。

学校統合して、統廃合してもう2学期も1カ月半が経過しております。統合した2つの小学校、そして3つのこにこ園、もうかなりなれてきたところだろうというふうに思いますが、いろいろと問題点もあるようでございます。私は新和気小学校の保護者の方から、一部の方から、トイレの不都合についてお聞きをしました。

先ほど同僚議員の質問でお配りした藤野児童クラブですか、それを見てもわかりますが、1年生の1-A、1-Bの教室というのは、玄関のすぐ入っての左側なんですよね、旧藤野小学校のところで。それで、玄関からすぐですから、遊び時間から帰ってもやっぱりそこに殺到するんじゃないかなというのが1つ思います。実際に校長先生にお願いをいたしまして訪問して、トイレを見てみました。1年生の女子トイレを見てみました。そうすると、廊下から入って3つですね、和式便所あると。それから、奥側の3基が洋式便所になっておりました。そして、窓がなくて大変暗いということで、いつも蛍光灯をつけているんだと、つけるように指示しているんだというふうな校長先生のお話でした。今はやっぱり子供たちのそういう体力が落ちているというか、なかなか難しいというふうなこともあって、トイレの使用が難しいということで、和気中学校のトイレは何年前前にリフォー

ムしました。管理棟を中心に、中はほとんどやり替えたというふうなことで、特別教室もやり替えましたね。というときに全部洋式化しているということでございます。幼稚園、保育園も洋式になったと思います。ぜひ今後をもっと洋式化を進めていった方がいいのではないかとというふうに思います。まず、その1点でございます。

それから第2点目、スクールバスについては、合併前から誰か一緒に、保護者の方が誰か同乗したらいいんじゃないとか、いろいろな意見がありました。そのスクールバスの状況ですかね、それがどういうふうになるのか、あるいは下車した後も、あそこは保育園の親御さんの車も来られるということで、下車してからの状況はどうなのか、その点も含めて回答の方をお願いしたいと思います。

それから最後、佐伯地域の学童保育についてでございます。

これは同僚議員からも質問があったわけでございますが、先ほど言われたように、21年から直営から保護者会というか、運営委員会の運営になってるということでございますが、やはりほかの藤野や本荘、そしてもう一つが本和気のエスペランスにある児童クラブに比べても、やはり佐伯の児童クラブが施設のことも一番状況が悪いし、指導員のちょっと今困難な状況、私が聞いてるんでは3人、9月末にやめられるというふうに聞いてるんですけど、あるいは委員会の方では何か2人採用というのも聞いてるんですけど、やはり困難な、そういう人の問題ですね、これが一番難しいんだろうと思います。ぜひともそういう一番困難な佐伯地域の学童保育、本当に存続がかかっているような状況だと思っておりますので、ぜひ援助について、先ほど全般的には言われたわけでございますが、佐伯のことについては今後ともぜひ強力な援助をお願いしたいと思いますので、その点についてご答弁をお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） それでは、学校統合しての問題と解決方法ということで、まず最初、トイレの改修、洋式化の件でございます。

小・中学校における現在職員を入れた校舎全体のトイレの設置数でございますけども、佐伯小学校は和便器が22基、洋便器が6基、和気小学校は和便器12基、洋便器が26基、本荘小学校は和便器15基、洋便器が29基、佐伯中学校は和便器が27基、洋便器が6基、和気中学校は洋便器23基のみで、和便器はございません。全体では、和便器が76基、洋便器が90基が設置されております。各階において和便器のみで洋便器が1基も設置されていない学校につきましては、洋式への改修について検討をいたしてまいります。また、今後トイレの老朽化や修繕等による改修につきましては、できるだけ洋式化するよう努めてまいります。

続きまして、スクールバスでの状況はどうか、下車してからの状況はということでございます。

和気小学校にこにこ園は、スクールバス6台、スクールワゴン1台の計7台を運行いたしております。4月7日の運行開始から、石生地区におきましては地域の皆様8名、また日笠和気地区につきましてはスクールサポーターと職員7名に4月いっぱい添乗していただきまして、運転状況、運行経路、時間、シートベルトの着用、乗車下車の状況、車内での様子を確認いたしました。添乗後の打ち合わせでの皆さんの共通した意見としましては、当初はシートベルトの着用に手間取っていましたが、特に問題なく、マナーもよく守っていることから、登校時での乗車は必要ないというご意見でございました。このことから、5月の添乗につきましては週2日のみ、1年生、2年生の下校時における添乗とし、取りやめの最終判断につきましては教育委員会職員が添乗して状況確認を行い、それを見た上で決定することとなりまして、5月下旬に職員が添乗を行いまして、問題なくスクールバスによる下校が実施されている確認ができたことから、6月から添乗は取りやめております。

なお、各にこにこ園につきましては、毎月10日、25日の交通指導日には職員が添乗いたしております。乗車、下車の状況について各学校に確認したところ、和気小学校は地域の見守りの協力もあり、問題なく登下校ができています、学校としても問題点は聞いていないとのこと。佐伯小学校につきましても、乗車、下車後も保護者や地域の方が輪番で見守りをしているので、問題なく登校できていると聞いております。

それから最後、佐伯地域学童保育への援助をということでございます。

佐伯児童クラブは、今年度平日の利用児童数平均が13人、開所日数265日で運営を行っております。今年度夏季休業の7月、8月に、4名の指導員のうち2名が退職したことによりまして、運営に大変苦労したことをお聞きしております。その後、山陽新聞へ指導員の募集を掲載しまして2名の指導員を補充することができて、そのことで今現在では4名で運営を行っております。

規約では、運営委員会の職務として指導員の採用及び指導にすることがうたわれております。採用については運営委員会が行うこととなっております。このような当児童クラブの問題について話を聞いた他の児童クラブの会長から、和気町全体の児童クラブの運営について、一度相談させてほしいと依頼を受けております。保護者にとっても、指導者にとっても、学校、教育委員会にとっても、よりよい体制で運営できるよう、今後話し合いを持ちたいと考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） わかりました。トイレについては、順次これから検討していくというふうなことでございますが、とりわけ私が聞いているのは和気小学校、小学校新入生ですね、女性が非常に多いと。たしか旧和気小から13人上がってるはずですが、その方が全部女兒さん、女のお子さんだということで、とりわけ小学校1年生はふなれなということで、そういういろいろと並んでるんじゃないかなと、非常に。で、ひょっと失敗したんじゃないかなというふうなことも思うんです。その点でやはり必要なところをある程度精査して、必要なところから先にお願ひしたいということで、それについてちょっと回答をお願ひしたい。

それから、佐伯の学童についてはやっぱりちょっと捉え方というか、私は本当3人やめたということで、2人入るといのは教育委員会から聞いたんだけど、非常に本当に捉え方がちょっと甘いんじゃないかなとか、もうちょっとやはり親身な対応というかな、その辺をもうちょっと今後事実をきちっと究明してですね、現状を、やはり人事があればきちっと早く補充をお願ひしたいと思います。その点もう一遍お願ひしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 洋便器のことで和気小学校の1年生の低学年が順番待ちをしたという状況があったと今お聞きいたしました。先ほども申しましたが、洋便器が一基も設置されていない階数にはできるだけ設置するように学校と話し合いをして、今の1年生の並んでますという状況につきましては、再度確認いたしまして、必要であれば改修の方向で考えていきたいと思ひます。

それから、先ほどの児童クラブの件です。

先ほどもお答えしましたが、これから児童クラブの4カ所の会長含め、話し合いを持ちたいと考えております。その中でいい方向性があればと考えております。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） ぜひとも、低学年の1年生の親御さんから、和気小学校の1年生の親御さんから相談があったということでございますので、とりわけそういう困ってる1年生のところに先に計画をお願ひしたいと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

それから、学童保育の件については、本当にできるだけ早く実情をきちっとつかんでですね、つかむことは本今日中にきちっとその辺聞いといていただいて、ぜひ特別困難な学童だと思ひますので、援助の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に行きます。

3番目は、核兵器禁止の被爆者署名と核兵器禁止条約の国の署名と批准への協力をということでございます。

まず、質問に入る前に、やはり本日午前6時何分でしたかね、そういう北朝鮮のミサイルが北太平洋の公海上に飛んだと、ミサイルを飛ばしたということで、これはやはり国連の安保決議に対しても挑戦するような、非常に問題がある、東アジアの国際情勢をより悪化させる事態だと思います。これは本当に暴挙であって、許されざることだと思ひ、嚴重に抗議をしていきたいと思ひます。ただ、一方的なそういう制裁だけによっては物事は解決していかないと思ひますので、ぜひ対話の努力を日本政府もお願いをしていただきたいと思ひます。余り具体的な名前を言うと失礼なかもしれませんが、北朝鮮へ行った総理大臣もおられたわけなので、そういう人も含めて何らかの手を差し伸べる必要があるんじゃないかなと、対話の糸口をつかむ必要があるんじゃないかなというふうに思ひます。

具体的なことに入ります。

核兵器の禁止、被爆者の署名、核兵器、それから禁止条約の加盟国としての署名と批准への協力をとということでございますが、この先般7月7日、今回国連の会議で122カ国の加盟によって核兵器禁止条約というものが、7月7日、その条約の案文ができ上がりました。この条約の最も画期的な点は、核兵器を歴史上初めて条約によって違法化したということであります。核兵器について様々な条約がつけられてきました。しかし、それらは部分的に削減したり、制限したりするもので、CTBT、包括的核実験禁止条約とか、NPT、核不拡散条約というのがありましたけど、結局違法化するものではありませんでした。制限したりするだけで、違法化することはできませんでした、そういうものでは。今後この条約については、9月20日に国連で核兵器禁止条約の実際の署名手続が開始されます。

しかしながら、日本の政府は条約の署名、調印も、そして批准もしないというふうに表明しております。13日も、日本被団協、核兵器廃絶を目指す広島会、そういうふうなところの代表を初め、外務省に訪問して条約に署名、批准すること、そして署名、批准しないのなら理由を説明することと要請しました。署名が力に、国際的に何万人の署名が集まって、そういうことが力になるというわけでございますので、今核兵器の禁止の署名というのは2020年まで続けるわけでございます。ぜひとも、笠岡市などでは被爆者のそういう署名への協力などもしていただいているというふうに聞いております。とりわけ前の市長が非常にそういうことに熱心だというふうに聞いております。ぜひ署名簿を役場へ置くとか、あるいは区長を通じて配布していただくとか、そういう署名の協力をぜひお願いしたいなというふうに思っております。それが1点でございます。

それから、日本政府に対して条約への署名調印、そして国会批准への協力を町長が町村会等を通じて行っていただきたいと、何らかの要望をですね、お願いしたいと思ひます。それで、とにかく先ほども言いましたけど、北朝鮮の危機に対しては制裁だけでなく話し合いも必要であると思ひます。核実験も北朝鮮が行うかもしれない中で、今運動していくことは非常に重要であると思ひます。先日、中性子爆弾の実験しているわけですからね、とにかく危機回避をとる。危険な時期だからこそ、核実験の禁止、核兵器禁止について、被爆国としてイニシアチブを発揮するべきときであると考えます。町長の立場でぜひ要望していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 竹中君。

○総務部長（竹中洋一君） 失礼します。

それでは、西中議員の3番目のご質問でございますが、要旨の1、町として被爆者の署名への協力をしてほしい、2、日本政府に対して核兵器禁止条約への署名と批准への協力を要望してほしいという、2点についてあわせて回答させていただきます。

まず、被爆者の署名でございますが、核兵器のない世界を実現すべく、2016年昨年4月、広島、長崎の被爆者によってヒバクシャ国際署名、いわゆる被爆者アピールでございますが、これが始まりまして、和気町も県下の自治体同様趣旨に賛同しまして、町長名にて署名しております。なお、こうした取り組みが功を奏し、本

年7月、先ほど議員もおっしゃいましたが、国連本部で核兵器禁止条約制定に向けた交渉会議において、核保有国やその同盟国の日本などの参加はなかったものの、賛成多数で条約が採択されたことは新聞報道等でご承知のことと思います。報道では、条約は来る9月20日に各国の署名が始まり、50カ国の批准を得て発効すること、日本の被爆者、世界を動かすといった報道もなされており、この署名活動も一定の成果があったのではないかと思います。

次に、政府に対する禁止条約への署名と批准を促す要望をとの質問でございますが、本町は先ほどのヒバクシャ国際署名に賛同し署名したばかりでなく、県下の全ての自治体と同様に核兵器廃絶を目指す平和首長会議、加盟自治体であるとともに、平成20年3月には人類普遍の願いである世界の恒久平和実現のため、我が国の非核三原則を遵守し、あらゆる国の核兵器の廃絶を目指し、核戦争防止を強く訴え、和気町を非核平和の自治体と宣言する決議も行っているところではございますものの、現実の問題として日本国民が北朝鮮による核攻撃の危機にさらされていること、我が国の安全保障を米国に依存していること等を考慮した上で、政府も苦渋の決断として署名、批准しないこととしたと思慮されることから、現時点で政府への要望というのはなお一考を要するものと考えます。

なお、本町は今後も核兵器の廃絶と恒久的平和を願い、他の自治体と協調しながら啓発に努めてまいり所存でございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） 本当は町長にコメントいただきたかったんですが、時間がないので最後のことだけ、一言だけ、国保の統合でございます。平成30年で国保となるということで、町は収納と健診だけというふうになると思います。給付については国がやるということで、1つだけ気になるわけです。5,895万円、基金がある。これからも和気町独自で使えるんでしょうか。その利用はどうか、それだけでも教えてください。よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） お尋ねの基金についてでございますが、先ほど議員言われましたように、現在高5,800万円強の基金の積立額がございます。この基金につきましては、引き続き国保の運営をする上で必要に応じて取り崩しを考えております。行ってまいります。ただし、収納不足等により納付金に不足が生じた場合に備え、今後一定の基金は積み立てておく必要があるかと思います。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） もう時間がないので、最後のまとめとさせていただきます。

狙いはやはり国保に対してハンドリングはもう県がやってしまうということで、町の自由度がなくなる、そういう点で非常に問題があると思います。ぜひ基金については、健診とかいろいろな点で利用できると思います。よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） これで西中純一君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。

9月20日は、午前9時から本会議を再開しますので、ご出席方よろしくお願いたします。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

午後1時40分 散会

平成29年第7回和気町議会会議録（第16日目）

1. 招集日時 平成29年9月20日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 平成29年9月20日 午前9時00分開議 午前11時34分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 山本 稔 2番 居 樹 豊 3番 万代 哲央
4番 山本 泰正 5番 尾崎 忠信 6番 西中 純一
7番 広瀬 正男 8番 草加 信義 9番 安東 哲矢
10番 柴田 淑子 11番 当瀬 万享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 大森直徳 副町長 稲山 茂
教育長 朝倉健作 会計管理者 鈴木健治
総務部長 竹中洋一 危機管理室長 新田憲一
まち経営課長 立石浩一 地方創生課長 野津浩之
税務課長 桑野昌紀 民生福祉部長 青山孝明
生活環境課長 岡本芳克 健康福祉課長 則枝日出樹
介護保険課長 永宗宣之 産業建設部長 南 博史
産業振興課長 万代 明 上下水道課長 豊福真治
地域審議監 大石浩一 事業課長 岡本康彦
教育次長 今田好泰 学校教育課長 藤原文明
社会教育課長 山崎信行
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村正晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 6 0 号 平成 2 8 年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 1 号 平成 2 8 年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 2 号 平成 2 8 年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 3 号 平成 2 8 年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 4 号 平成 2 8 年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 5 号 平成 2 8 年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 6 号 平成 2 8 年度和気町墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 7 号 平成 2 8 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 8 号 平成 2 8 年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 9 号 平成 2 8 年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 7 0 号 平成 2 8 年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 7 1 号 平成 2 8 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 7 2 号 平成 2 8 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 7 3 号 平成 2 8 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 7 4 号 平成 2 8 年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 7 5 号 平成 2 8 年度和気町上水道事業会計決算認定について	認定
	議案第 7 6 号 平成 2 8 年度和気町簡易水道事業会計決算認定について	認定
日程第 2	議案第 7 7 号 和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更について	原案可決

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第78号 和気町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第79号 和気町立保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第80号 和気町営住宅条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第81号 平成29年度和気町一般会計補正予算（第4号）について	原案可決
	議案第82号 平成29年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第83号 平成29年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
	議案第84号 平成29年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第85号 平成29年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第86号 平成29年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第87号 平成29年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第88号 平成29年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第89号 平成29年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第90号 平成29年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
	議案第91号 平成29年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第92号 平成29年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第93号 平成29年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第94号 平成29年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第95号 工事請負変更契約の締結について	原案可決
	議案第96号 物品購入契約の締結について	原案可決
	請願第2号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願	不採択
	陳情第3号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情	不採択
	請願第3号 佐伯小学校駐車場整備計画地内の倒壊家屋の用地を速やかに取得し早期完成を求める請願	採択
日程第3	議案第97号 工事請負契約の締結について	原案可決
日程第4	発議第3号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書	原案可決
日程第5	議会閉会中の調査研究の申出書について	承認

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承を願います。

ここで町長から発言の申し出がありますので、許可します。

町長 大森君。

○町長(大森直徳君) 皆さん、おはようございます。

議長から許可を得ましたが、先般の台風18号の災害状況の報告とその他1件を報告させていただきますので、よろしく申し上げます。

9月17日から18日にかけての台風18号の状況報告をさせていただきます。

17日6時47分に岡山県全域に暴風警報が発令され、これに伴い町といたしましては関係課による第1次警戒態勢をとりました。

続いて、13時に幹部職員、関係職員、消防団本部を招集し、2次警戒態勢に入りました。情報収集、特別警戒態勢移行の準備を行いました。

15時過ぎから降り始めた雨は、台風接近に伴い次第に強さを増し、19時30分までの1時間に和気町和気、岡山県東備地域事務所の測量地がありますのでその測量地でございますが、警戒値を超える41ミリの雨量を記録いたしました。この台風による雨量の累計は119ミリということでございます。

15時には、間もなく暴風域に入ることから、特別警戒態勢に移行し、住民に対して情報提供、避難所開設の準備等を進めてまいりました。

16時10分に和気町に大雨警報、土砂災害警報が発令されました。

19時15分に洪水警報が発令されました。

そして、20時15分、土砂災害警報、そして大雨洪水警報が発令されたことから、災害対策本部会議を開き、日笠、石生、佐伯地域全域に土砂災害発生の危険が高まったことを示す県からの土砂災害警戒情報が入ったため、避難所開設を指示いたしました。

そして、20時40分に他の地域も土砂災害発生の危険が非常に高まったことから、追加情報が入ったので、直ちに町内全域に避難勧告を発令いたしました。

そして、全避難所の開設を指示し、21時、旧日笠小学校、旧石生小学校、サエスタ、佐伯庁舎分館、佐伯老人福祉センターの避難所開設を行い、関係区に連絡をし、そして日笠地区、石生地区、佐伯地域全域に避難勧告を発令いたしました。

続いて、藤野地区、本荘地区、和気地区については、和気中学校、町福祉センター、本荘小学校、旧和気小学校の準備が整った21時24分に避難所を開設、避難勧告を発令いたしました。

台風本体については、20時に高松市の南東30キロ付近で、21時には加古川市の南南西約40キロの方へ進んでいったわけでございます。

23時45分に土砂災害警戒情報が解除されたことから、避難勧告を解除し、24時、0時ですが、全ての避難者が帰宅されたことから、町内全区への連絡の後、避難所の閉鎖をいたしました。

避難の状況でございますが、21時と21時24分の音声告知による放送で、要支援のボタンを押した世帯が33件でしたけれども、ボタンの押し間違えが31件で、実際には支援を必要とされた方は2件でございまし

た。情報を区長に連絡し区と消防団で対応をいたしました。

それぞれの避難所の状況でございますが、旧日笠小学校、21時10分から開設、避難者28名、和気中学校、21時15分から開設しましたが、避難者はゼロでございます。本荘小学校は21時05分の開設で避難者1名、総合福祉センターは21時に開設し、避難者2名、旧和気小学校、21時15分からの開設で避難者11名、旧石生小学校、20時50分からの開設で避難者26名、佐伯庁舎の分館及び老人福祉センターは21時からの開設で避難者は5名、サエスタは21時から開設で避難者22名、合計95名の避難者でありました。

そして、河川の水位ですが、津瀬の吉井川でございますが、23時に氾濫注意水位の6.4メートルを超え、18日の0時20分には避難勧告の目安となる避難判断水位の8.5メートルに迫る7.62メートルまで上昇をいたしました。これをピークに下がってまいりました。

土砂災害警報情報解除、避難勧告解除、台風本体の通過、河川水位の低下等を受けて、18日の0時45分に災害対策本部を解除いたしました。

次に、被害の状況でございますが、町内各地で町道路肩の崩壊、山林の法面崩壊、倒木等土木農林施設の被害が発生しております。詳細につきましては、現在調査中でございますが、被害額がわかり次第、事業着手の準備を進めているところでございます。

現在までで状況を把握しているのは、農林土木で総件数34件、被害額4,500万円、その中で佐伯の加三方の山林崩壊約1,000万円が大きな事業でございます。

それから、土木施設の道路4件は、補助債として対象になるだろうということで、350万円ということでございます。

それから、河川公園は、かなりのところまで浸水いたしました。そして今、未定でございますが、ある程度の改修をすれば400万円、全面改修をすれば600万円ぐらいかかるだろうという見積もりをいたしております。

それから、体育館につきましては、初瀬川の越流とか、そういった関係から、体育館の1階が浸水いたしました。約84万円の被害が出ております。そういった状況でございます。

急な河川の増水により、和気町の体育館が浸水し、町道及び県道の一部が通行止めとなりましたが、福富排水ポンプの稼働により間もなく通行止めは解除いたしました。なお、この影響で、住宅、店舗の被害は特にありませんでしたが、体育館の1階、先ほど申し上げました浸水が発生し、町の相撲場、トレーニングルーム及び会議室、倉庫に被害が出てまいりました。

また、吉井川の急な増水による河川公園の表土部分の流出などの被害は、先ほど申し上げたところでございます。

また、津瀬の水源地が水没し、翌日に復旧をいたしました。

組合でございますが、和気・赤磐し尿処理施設の多目的公園は、一部ゴルフ場の7、8、9番のところに水が乗って、あと砂の除去については休日中に除去をいたして、きょうから使用できるようにいたしております。

なお、災害復旧に要する費用、被害額が確定し次第、専決を含む補正予算を計上させていただきたいと思っております。速やかに復旧工事に着手すべく準備を進めてまいりたいので、ご理解、ご了承をお願いいたします。

以上で台風18号の関連につきましては報告は終わらせていただきます。

次に、その他の件、1件なんです。これは皆さんにちょっと早くお知らせした方がいいんじゃないかということから、ご報告させていただきます。

平成27年度から駅前地区に大型集合住宅、いわゆるマンション建設の再開発事業を行うことについて計画を進めてまいりましたが、事業の成立に大きな部分を占める建設したマンションをいわゆるディベロッパーという

マンション販売業者13社へのヒアリングをした結果、山陽本線沿線でのマンション販売実績が瀬戸駅までしかなく、事業参画ができないという回答が多く、また事業参画のための条件が和気町にとって法外な条件を示されるなど、事業を進めていくことが困難な状況であり、本事業を一時見合わせることにいたしました。

なお、今後も駅周辺交流人口の増加や駅周辺のにぎわいを取り戻すための用地の確保はもちろんのこと、多角的に検討してまいりますので、今後とも議会の皆さんにもいろいろとご指導、ご理解をいただきながら今後の進めをさせていただきたいと思っております。

以上、災害並びに駅前集合住宅の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、議案第60号から議案第76号までの17件を一括議題とし、各常任委員長及び各特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 万代君。

○総務文教常任委員長(万代哲央君) 皆さん、おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の委員長報告をいたします。

平成29年第7回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました決算認定議案2件につきまして、去る9月12日火曜日の午前9時より役場3階第1会議室において、委員全員出席、執行部より町長、副町長、教育長、担当部長、課長出席のもと、慎重に審査いたしました結果をご報告いたします。

まず、議案第60号平成28年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、全会一致で原案認定であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。町税を見ると、不納欠損額は0円であるが、年次的に少しずつ処理した方がよいのではないかという質疑に対しまして、現在のところ不納欠損は発生していないが、27年度から執行停止している案件がある。3年間の執行停止が継続すれば不納欠損扱いが出てくる可能性がある。この場合、生活保護者や財産がない方が対象であるという答弁がありました。

また、和気中学校に設置している太陽光発電売電代が27年度と比較して約半分の12万7,000円余りであるが、どういうわけかという質疑に対しまして、昨年度太陽光発電の一部にふぐあいを生じ、それを改修していたため、27年度に比べ売電代は少なくなっているという答弁がありました。

また、別の委員から、関連した質疑として、和気中学校が使用する電気料は幾らか。売電代と差し引きしているのかという質疑に対しまして、資料が今ないので後日報告するという答弁でありました。

また、総務管理費の一般管理費のうち賃金967万円余りとあるが、27年度と比較して約250万円ほど臨時職員の賃金が増えている。

どこに何人増やしたのかという質疑に対しまして、27年度は7人分で約716万円だった。250万円ほど増えている。これは生活環境課に昨年度から1人行政相談員を配置しているためであり、臨時職員賃金8人分であるという答弁がありました。

また、全国瞬時警報システム保守委託料に関連して、J-ALERTが鳴り、情報が国民の耳に届いてから玉が到達するまでの時間は3分後と聞いたが、自宅にいて逃げる場所が定まっていればよいが、外出時等は戸惑うばかりになると思うが、この委託料は放送システムの委託料かという質疑に対しまして、J-ALERTは中央政府からの直接の放送であり、情報を音声に変換したり文字に変換するので、少し時間を要すると聞いている。

また、国にはエリアメールというのがあり、通信会社と提携してやっている。J-ALERTと比較して、国民に情報が届くのはエリアメールの方が速い。どちらにしても国のアナウンスなので、一般的な表現になり、例えば頑丈な建物に逃げてくださいになると思う。町としては、それに加えて、落下物を発見した場合はさきわらず

にすぐに必ず警察か消防に届けてくださいとアナウンスすることになるという答弁がありました。

次に、追加資料として、当委員会に提出された地方創生加速化交付金事業の資料を使って、平成28年度に実施した6つの事業の概要や事業内容、事業費、事業効果等々が野津地方創生課長より説明、報告がなされました。これに対し、委員より、今後もこのような資料でタイミングを見て全員協議会などで説明、報告をしていただきたいという要望がありました。

また、ふるさと納税の件で、今年の12月からふるさと納税寄附に対する返礼品の返礼率を従前の5割から3割に下げるということだが、昨年度の7,600万円余りの寄附額を下回ることが予想される。対応策を考えているかという質疑に対しまして、総務省からの通知要請により、返礼率を3割にとということで、岡山県内市町村も3割にしているという状況であり、和気町でも12月から返礼割合を3割として制度を運営していく予定である。率を下げることで寄附も下がってくると予測され、返礼品の見直し等が必要と考えているという答弁がありました。

また、消防備品のホースの筒先が盗難に遭っているということだが、昨年度の被害実態は把握しているか。最初は16件、その後3件の盗難があったと聞いているが、和気町内全域での被害なのかという質疑に対しまして、盗難は日笠地区に集中していると聞いていて、他地区での被害は耳にしていない。カメラを設置することも考えられるが、今後の動向に十分注意を払いながら検討していきたいという答弁がありました。

次に、議案第67号平成28年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案認定であります。

以上、まことに簡単ですが、総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第67号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

これから、議案第67号平成28年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。議案第67号の決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第67号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 山本君。

○厚生産業常任委員長（山本 稔君） それでは、厚生産業常任委員会の報告をさせていただきます。

去る9月13日午前9時から和気町役場3階第1会議室において、厚生産業常任委員会全員、町執行部からは町長、副町長、地域審議監以下、関係部・課長出席のもと、本委員会に付託されました14件の決算認定議案を慎重に審議いたしました。

まず、議案第60号平成28年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。賛成多数で原案のとおり認定であります。

なお、審議の過程で、次のような質疑及び答弁がありました。和気町の特産物であるりんご、さくらんぼ、す

ももの経営改善及び方向についての質疑があり、特産物は和気町のPRとなるものであり、品質のよいものをつくるために経費等のバランスを考えながら作業改善を行うとともに、その品質の確保のために、指定管理ではなく、直営で今後も運営していきたい旨の答弁がありました。

室原すもも園の借地料及び後継管理者の問題についての質疑については、借地料については、少しでも安くなるよう今後も地権者と交渉していく。後継管理者の問題については、特産物を継続していく上で一番大切であり、可能な限り早く適任の方を探したいとの答弁がありました。

次に、道の駅の実現の可能性についての質疑があり、過疎計画の中で、佐伯地域全体として捉えて調整していく必要があり、道の駅完成後の自主運営、県内外を通じての流通量の確保等課題は多いが事業化していきたい旨の答弁がありました。

次に、災害を未然に防ぐために、森林は重要であるが、林業を守る施策は増えないのかとの質疑に、平成28年度は森林整備地域活動支援交付金94万2,000円を活用し、吉田及び田土で伐採、管理道の森林整備を行っており、今後も計画を立てて実施していく予定であるとの答弁がありました。

次に、和気駅の駐車場の拡張事業の進捗状況についての質疑があり、JRとの協議は順調に進んでおり、平成30年度には用地も取得できる見込みであり、来年度用地を予算計上する予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第61号平成28年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。これも原案のとおり全会一致で認定であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。高額療養費の限度額の区分について質疑があり、年齢と所得によりそれぞれ限度額が違うとの答弁がありました。

次に、特定健診の受診ができる医療機関について質疑があり、来年度以降特定健診を受けられる医療機関の拡大を検討するとの答弁がありました。

次に、議案第62号平成28年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についてであります。原案のとおり全会一致で認定されました。

次に、議案第63号平成28年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり全会一致で認定されました。

次に、議案第64号平成28年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり全会一致で認定されました。

なお、審査の経過で、次のような質疑、答弁がありました。不納欠損について質疑があり、督促から2年を経過したものは不納欠損処理をしているとの答弁がありました。また、認知症カフェの運営状況と今後の見込みについて質疑があり、現在は2団体が運営しており、今後も推進していきたいとの答弁がありました。

また、地域介護予防活動支援事業委託料について、どんな人をお願いしているのかとの質疑があり、町内の医療機関の理学療法士、歯科衛生士をお願いしているとの答弁がありました。

次に、議案第65号平成28年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり全会一致で認定されました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。施設整備事業では、どこが整備されたかとの質疑があり、益原地内であるとの答弁がありました。

次に、議案第66号平成28年度和気町墓園事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり全会一致で認定されました。

次に、議案第68号平成28年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり全会一致で認定されました。

次に、議案第69号平成28年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についても、原案どおり全会一

致で認定されました。

次に、議案第70号平成28年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり全会一致で認定されました。

審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。社会資本整備交付金の用途について質疑があり、初瀬排水機場の雨水ポンプ整備事業に充当したとの答弁がありました。

次に、議案第71号平成28年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり全会一致で認定されました。

次に、議案第74号平成28年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についても、原案のとおり全会一致で認定されました。

次に、議案第75号平成28年度和気町上水道事業会計決算認定についても、原案のとおり全会一致で認定されました。

次に、議案第76号平成28年度和気町簡易水道事業会計決算認定についても、原案のとおり全会一致で認定されました。

以上、厚生産業常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第61号から議案第66号、議案第68号から議案第71号、議案第74号から議案第76号の13件は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第61号から議案第66号、議案第68号から議案第71号、議案第74号から議案第76号の13件を一括して採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第61号平成28年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号平成28年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号平成28年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号平成28年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号平成28年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号平成28年度和気町墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号平成28年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号平成28年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号平成28年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号平成28年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第74号平成28年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第75号平成28年度和気町上水道事業会計決算認定について、議案第76号平成28年度和気町簡易水道事業会計決算認定について、以上13件の決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。13件の決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第61号から議案第66号、議案第68号から議案第71号、議案第74号から議案第76号の13件は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、ごみ処理施設整備事業特別委員長に報告を求めます。

ごみ処理施設整備事業特別委員長 居樹君。

○ごみ処理施設整備事業特別委員長（居樹 豊君） それでは、ごみ処理施設整備事業特別委員会委員長報告を行います。

去る9月11日午前9時から和気町役場3階第1会議室におきまして、委員11名全員、町長、副町長、総務部長、地域審議監並びに関係部・課長出席のもと、当委員会に付託されました議案第60号平成28年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第73号平成28年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について慎重に審査をいたしました。

まず、議案第60号平成28年度和気町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり全会一致で認定しました。

なお、審査の過程におきまして、次のような質疑、答弁がございました。町指定ごみ袋の町外販売店舗を増やしてもらいたいという要望に、店舗側から要望があれば、審査後販売店としていると答弁がありました。

また、町指定ごみ袋への氏名の記載について、書きづらいので、シール等を配布してもらいたいという要望に対し、使用前の記載に協力願いたいとの答弁がございました。

また、事業者がクリーンセンターへ持ち込んだごみ処理手数料はどのくらいかという質疑に対して、1,270万円程度との答弁がございました。

次に、議案第73号平成28年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり全会一致で認定しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がございました。調査委託料及び水質検査委託料とは何の調査を行うのかという問いに対し、最終処分場の地下水調査及び益原地区の井戸水調査であるとの答弁がございました。

以上、付託されました2件につきまして委員長報告とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第73号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第73号平成28年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、議案第73号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 安東君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（安東哲矢君） それでは、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会委員長報告をさせ

ていただきます。

去る9月11日午前10時40分より役場3階第1会議室において、委員全員、執行部より町長、副町長以下、関係部・課長出席のもと、慎重に審査をいたしました。

本委員会の付託案件は、1件でございます。

議案第72号平成28年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、賛成多数で認定といたしました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がございました。販売手数料を4割取っているが、検討しているのかとの問いに、町の特産品については3割、その他の農産物は4割、焼き物については2割というように、ジャンルごとに分けて手数料をいただいている。近隣の赤坂の直売所では15%、百菜市場では2割と聞いている。引き続き、他の状況を見ながら調整していきたいとの答弁がございました。

また、4割というのはどんなものがあるのかとの問いに、一般の方で農産物を収穫された場合で、例えばぶどうとかイチジク等とのご答弁がございました。

また、地下のポンプ等の設備点検はどのようにしているのかとの問いに、地下の温泉タンクの系列とか設備については三菱テクノサービスと契約をしており、毎年点検をしているとの答弁がございました。

以上、まことに簡単ですが、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長報告といたします。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第72号平成28年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 議案第72号平成28年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対でありますので、反対討論をさせていただきます。

平成28年度一般会計補正予算（第7号）による繰入金がなかったら、この実質収支は1,620万7,000円となっていたはずであります。また、平成29年3月の補正予算は予備費が4,000万円以上あったのに、一般会計から繰り入れをする必要がなかったのに、一般会計から2,581万2,000円を繰り入れしてやったら、こういうことは温泉特別会計をあえてよく見せるためのそういう処理方法だったというふうに私は思います。

そもそも平成24年度和気鶴飼谷温泉を一部事務組合から譲渡されたときは、体育施設も和気北部衛生施設組合に引き続き一体で経営し、会計も特別会計と一体で運営し、それを途中から、平成25年度だったと思いますが、それから分離して今に至るものであります。もしその一般会計からの繰り入れをやめ、一般会計予算の鶴飼谷体育施設管理費の施設利用料を差し引きすると、実質収支は1,482万9,800円の赤字になっていたはずであります。

本来、和気町の財政は町民のためにあり、公開をして町民の判断を仰ぐことが私は必要であるというふうに考えるものであります。こういうこそくな方法はやめて、町民の方に現実をきちっと知っていただくためにつまびらかにする方が私は正しいと思います。和気町の財政は町民のためにあるというふうに思います。

以上の理由から和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については反対であります。よろしくお願

ます。

○議長（当瀬万享君） これで討論を終わります。

これから議案第72号平成28年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（当瀬万享君） ありがとうございます。起立多数です。

したがって議案第72号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、和気町学校・園再編成整備事業特別委員長に報告を求めます。

和気町学校・園再編成整備事業特別委員長 万代君。

○和気町学校・園再編成整備事業特別委員長（万代哲央君） それでは、和気町学校・園再編成整備事業特別委員会の委員長報告をいたします。

去る9月11日月曜日午前11時20分から3階第1会議室において、委員全員出席、執行部から町長、副町長、教育長及び関係部・課長出席のもと、当特別委員会に付託されました議案第60号平成28年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についてを慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案認定となりました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。決算書16ページで、歳入、スクールバス購入費補助金、28ページ、29ページにかけてスクールバスワゴン購入事業があるが、スクールバスワゴンの車庫について、以前からもお願いしているが、補助金や起債など有利な財源を充て早急に整備してほしいという質疑に対しまして、検討して、和気小学校西側の今回造成して整備する駐車場を予定しているという答弁がありました。

また、歳出74ページで、教育費の目2、4学校・園統廃合整備事業費がある。今年3月に予算の振り替えをしたその趣旨と国からの交付金700万円不足になったこととの関連について教えてほしい。また、幼稚園2つの園舎建設工事の設計監理業務委託料はあい設計が落札した。このことに不信感を抱くが、談合の疑いはないのかという質疑に対しまして、統廃合に要した経費については、以前小学校費、幼稚園費など費目が分かれていたことから、統一して同じ費目にした方がわかりやすいので、学校・園統廃合整備事業費に振り替えを行った。交付金700万円との関連はない。また、あい設計への業務委託については、入札を行い落札しており、談合情報もなく、最低価格で落札したという答弁がありました。

また、歳出74ページ、校歌制作委託料40万円について、なぜ統合前の校歌を変えるのかという受け止めをしている町民もいる。新しい校歌を制作した経緯と2校分で40万円かという質疑に対しまして、校歌、校名等検討委員会で協議して、新しい校歌を制作することに決定した。実績のある福岡のオクターブミュージックに2校分40万円で委託したという答弁がありました。

また、新しく統合した佐伯小学校の施設にふぐあいがある。統合時、施設点検に怠りはなかったのかという質疑に対しまして、学校からの情報提供により修繕を行っている。体育館の換気扇のふぐあい、網戸の老朽等を現在聞いている。早急に対応するという答弁がありました。

また、この件に関連して、別の委員から、現場に足を運んで、もっと校長、教頭とコミュニケーションを図るべきではないかという意見に対しまして、教育委員会事務局としては学校からの情報によりできるだけ足を運んでいるが、今後更なるコミュニケーションのとり方について考えていきたいという答弁がありました。

また、今回の学校統廃合に関し、学校統合の事務全体の流れを振り返ってみて、町民の理解を得ながらやって

きたと言えるのか、校歌のことや校名のこととも一時混乱があった。全体として学校統合の進め方、事務の流れはよかったと言えるのかという質疑に対しまして、教育委員会としては精いっぱいやってきている。校名、校歌等、事務局で提案したことは準備委員会の協議の上で決定された。統合に当たっては、吸収されるということではなく、どの小学校も対等に統合するという考え方で新しい校歌も制作されたと思っている。統合校の今の状況は、子供が非常に生き生きしている。休み時間も外に出て大きな声で活気にあふれていると認識している。統合してよかったと思っている。保護者の方々の声も、子供たちは元気にやっていると聞く。子供たちはよい雰囲気の中で学校生活を送っているという答弁がありました。

また、学校の改修工事における国の交付金の取り不足の件で、町長の指導は及んでいたのか、町長の考えを聞きたいという質疑に対しまして、交付金に不足を生じたという件については、当初工事費を精査した実工事費ではなく、2,000万円という概算額で計上したことが減額につながり、県教育庁と文部科学省に増額について交渉を行ったが、認められないということであった。責任の所在については、検討した結果、担当者に対して、今後は十分留意するという、町長に責任がないということではなく、今回の場合、減額までにはならないということで処理しているという答弁がありました。

また、スクールバスの車庫に関して、和気町体育館の駐車場を掘り下げて車庫として利用できないか検討してみてもどうかという質疑に対しまして、検討するという答弁がありました。

以上、簡単でございますが、和気町学校・園再編成整備事業特別委員長の報告といたします。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第60号平成28年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 議案第60号平成28年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について、反対でありますので、討論をさせていただきます。

この平成24年度から始まった学校統廃合の事務の最終的な処理が28年度に全て行われ締めくくられた中で、文部科学省への補助金申請に不備があり、700万円を和気町が負担することになりました。

また、学校名の変更については、統廃合と直接関係のない本荘学区にまで迷惑をかけるという事態がありました。

また、新佐伯小と新和気小学校の校歌の問題では、今までの卒業生に対して通知義務はないかもしれませんが、校歌を変えることについては、卒業生の抵抗感覚もあったというふうに思います。それについて、町民に対する宣伝や説明はほとんどなかったように思います。全体として、学校統合準備委員会の運営が十分に民主的になされていたのか疑問を抱かざるを得ませんでした。

そして、その後、特定の学校法人に使用貸借契約を学校跡地については行ったということにより、不動産鑑定を行ったことについては最終的には無駄になっているのではないのでしょうか。

また、英語特区制度については、小学校、幼稚園へALTを派遣して1,000万円程度支払っているわけですが、この件についても英検の資格取得者に図書券配付をするなど、特区を申請してまでやるべきだったのか疑問を抱かざるを得ない点もあります。

また最後、人権研修旅費について、毎年なら約200万円使っているのに、今回145万円しか使っていない

ということで54万円以上不用額があったのにもかかわらず、減額補正もせずに至るということが職務怠慢であると思いますし、この旅費については執行状況について疑問のあるところでもありますし、本来私自身はこの団体補助金の300万円、そして旅費200万円、これは皆減にするべきだと思っておりますが、とりあえずこの効果についてもよくわからない——効果についてはこれはわからない点は私の意見ですが——精査をすると言う答弁がありましたので、そのことをぜひ実行して削減をしていただきたいというふうに思います。

以上の理由から、平成28年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について反対でありますので、討論をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） これで討論を終わります。

これから議案第60号平成28年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する各委員長長の報告は、認定とするものです。この決算は、各委員長長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願ひします。

〔賛成者起立〕

○議長（当瀬万享君） ありがとうございます。起立多数です。

したがって議案第60号は、各委員長長の報告のとおり認定することに決定されました。

ここで10時10分まで暫時休憩といたします。

午前 9時57分 休憩

午前10時09分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第2）

○議長（当瀬万享君） 日程第2、議案第77号から議案第96号までの20件、請願第2号、請願第3号及び陳情第3号を一括議題とし、各常任委員長及び各特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 万代君。

○総務文教常任委員長（万代哲央君） それでは引き続きまして、総務文教常任委員会の委員長報告をいたします。

当委員会は、9月12日火曜日、先に報告いたしました議案第67号に引き続き付託されました議案4件につきまして、慎重に審査いたしました結果をご報告いたします。

議案第78号和気町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決となりました。

次に、議案第79号和気町立保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の一部を改正する条例については、審査の結果、全会一致で原案可決となりました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。この条例に関連して、保育料は近隣市町と比べて和気町は低いのかという質疑に対しまして、昨年4月から実施している6,200円の減免措置以前でも、和気町の保育園保育料は他市町に比べても低く設定されていた。今回は、低所得世帯、多子世帯等の経済的負担軽減を図るため、国が政令を公布したことに伴い、条例の一部を改正するものであり、ゼロ歳児の軽減、減免措置として、兄弟がいる場合2人目の子供からは保育料が無料となり、該当者は減免が1名であるという答弁がありました。

また、この議案に関連して、町内3つのにこにこ園に通う保育園児と幼稚園児の兄弟は平均何人かという質疑に対しまして、今手元に資料がないので後日報告するという答弁でした。

次に、議案第81号平成29年度和気町一般会計補正予算（第4号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決となりました。

審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。歳入で、民生費の児童福祉総務費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金628万5,000円と同じく、児童福祉費県補助金の子ども・子育て支援交付金628万5,000円は、学童保育に対する補助金かという質疑に対しまして、国、県とも補助金は同額の628万5,000円である。内訳は、学童保育への補助金として251万7,000円と初瀬保育園のトイレ改修に要する補助金376万8,000円である。学童保育への補助並びに初瀬保育園のトイレ改修費の補助の割合は、国、県、町各3分の1ずつであるという答弁がありました。

また、学童保育のあり方、運営に関し、和気地域の学童保育の中でも、支援員がお金のことで困っているというので、実態を把握したくても学童保育のネットワークのトップに聞けばいいのか、教育委員会が運営実態を把握しているのかわかりにくい。システムづくりがきちんとできているのか聞きたいという質疑に対しまして、学童保育は、民生委員等を含め、運営委員会を立ち上げてやっている。県下で約400の団体があり、和気町には4つの児童クラブがあり、放課後の子供の面倒を見てもらっている。教育委員会も、監査のときなどに活動内容を聞いたり、相談にも乗っている。対応が必要なことはやっている。指導員が退職した際は、新聞に指導員の募集をして4人体制を維持できるよう努めてもいる。今後、町全体の児童クラブの運営について、児童クラブの代表の方々と話し合いの場を持つことにしているという答弁がありました。

また、別の委員より、この件に関し、教育委員会は補助金だけを出すのではなく、人的な関与をある程度持って運営に携わってほしいという要望がありました。

また、歳出の学童保育事業費の中の学童保育補助金755万3,000円の中には、初瀬保育園のトイレ改修費用も含まれているのかという質疑に対しまして、トイレの改修費用は含まれていない。トイレの改修費用は、工事請負費の1,092万7,000円であるという答弁がありました。

また、委員より、もう少し学童保育の現場に踏み込んで、保護者の声を聞いて、町がやることと保護者でやることをさび分けた体制を整える必要があるのではないかと。その上で、児童クラブを自主運営にすべきではないかと。

また、別の委員より、この件に関し、指導はしっかりできているのか。人が足りないなど、補充の段取りは教育委員会が絡んで軌道に乗るまで支援すべきではないかという質疑に対しまして、教育委員会は保護者から相談があれば乗っているし、指導支援もやっている。統合時にも相談があり、親の意見を聞いた。適切に指導もして、今の4つの児童クラブがある。困っていることをほっておくことは一切考えていない。今度、4つの児童クラブの会長と会合を持って話し合うという答弁がありました。

また、別の委員も、この件に関し、子供を大切にしている和気町であれば、和気町に住みたい人も増えると思う。町として学童保育にもう少し力を入れてほしいという要望がありました。

次に、議案第87号平成29年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）については、特に意見もなく、審査の結果、全会一致で可決となりました。

以上、簡単ですが、総務文教常任委員長報告とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第78号及び議案第79号の2件は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第78号及び議案第79号の2件を一括して採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第78号和気町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、議案第79号和気町立保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の一部を改正する条例について、以上2件に対する委員長の報告は、可決であります。2件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第78号及び議案第79号の2件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第87号平成29年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第87号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第87号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第87号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 山本君。

○厚生産業常任委員長（山本 稔君） それでは、厚生産業常任委員長報告をさせていただきます。

当委員会は9月13日、先に報告しました議案第76号に引き続きまして、議案第80号から議案第94号までの12件と請願1件及び陳情1件につきまして審査いたしました結果を報告いたします。

まず、議案第80号和気町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり全会一致で可決されました。

次に、議案第81号平成29年度和気町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり賛成多数で可決されました。

審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。道の駅のアウトラインはどの程度までできているのかとの質疑があり、直売所の建屋面積、トイレの数について答弁がありました。

また、日笠ダムの修繕料は何の修繕かとの質疑があり、ゲートの遠方操作盤の修繕であるとの答弁がありました。

町営住宅の一般修繕について、住民からの苦情等の問題はないのかとの質疑があり、特には問題ないとの答弁がありました。

次に、議案第82号平成29年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり賛成多数で可決されました。

審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。電算事務委託料のコンビニ収納は、以前はやっていなかったのかとの質疑に、平成30年度からコンビニ収納ができるようにするためのシステム改修との答弁がありました。

また、来年度からの国保広域化について、納付金はいつ示されるのかとの質疑があり、来年の1月末に最終的

な納付金が示されるとの答弁がありました。

次に、議案第83号平成29年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）については、特に質疑もなく、原案のとおり全会一致で可決されました。

次に、議案第84号平成29年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についても、原案のとおり全会一致で可決されました。

次に、議案第85号平成29年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり全会一致で可決されました。

審査の過程において、備品購入費の用途について質疑があり、介護予防教室で使用するテレビモニターとDVDプレーヤーとの答弁がありました。

次に、議案第86号平成29年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑もなく、原案のとおり全会一致で可決されました。

次に、議案第88号平成29年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についても、原案のとおり全会一致で可決されました。

次に、議案第89号平成29年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についても、原案のとおり全会一致で可決されました。

審査の過程で、定期駐車場の利用料金の見直しは考えてないかとの質疑に、今のところは考えていないとの答弁がありました。

次に、議案第90号平成29年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり全会一致で可決されました。

審査の過程で、和気中継ポンプはどこのポンプかとの質疑があり、和気ロータリーにある中継ポンプであるとの答弁がありました。

次に、議案第91号平成29年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり全会一致で可決されました。

次に、議案第94号平成29年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）についても、原案のとおり全会一致で可決されました。

次に、請願第2号農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願については、採択と趣旨採択が同数となり、委員長裁決により趣旨採択といたしました。

次に、陳情第3号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情は、趣旨採択と不採択が同数となり、委員長裁決により不採択といたしました。

以上で厚生産業常任委員長報告とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第80号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第80号和気町営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第80号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第80号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第80号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号平成29年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 議案第82号平成29年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、反対でありますので、討論をさせていただきます。

報道によりますと、国保広域化、岡山県一本で国保ができるということですが、その第2回の試算によりますと、和気町は率にして4.1%、額にして1カ月3,531円と、この試算によると値上げの示唆がなされております。今、市町村は、各市町村の保険料について標準保険料とそしてそれにより県への納付金を納付すると、そういう形で岡山県から指導を受け、そして国保の保険給付についても岡山県が実施し、国保会計の自由度が大きく後退するのではないかと予想されます。

各市町村により医療環境や医療給付の状況も異なると思われますのに、将来的には統一保険料になると思われますので、不公平な扱いが行われるおそれがあります。岡山県国保という広域化が行われた後は、いわゆる後期高齢者医療制度と同じように、また和気町は保険税の収納と健診について実施するだけになってしまうのではないのでしょうか。これでは、十分な医療体制や健診等町民の健康を守る積極的な事業は難しくなっていくおそれ大きいというふうに思います。国保は、自営業者や零細企業、そして退職後の給与所得者の健康を守ろうとして発足をいたしました。しかし現状では、今では不安定雇用者の保険の受け皿となっている大変重要な健康保険制度ですので、本来は各地方自治体で出産育児一時金や老人医療の町独自の給付についても手厚い施策が可能であります。この制度改正によってそれがますます難しくなるおそれがあると思ひます。

以上のような理由から、平成29年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について反対でありますので、よろしくご判断を願ひます。

○議長（当瀬万享君） これで討論を終わります。

これから議案第82号平成29年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行ひます。

議案第82号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第82号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（当瀬万享君） ありがとうございます。起立多数です。

したがって議案第82号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号から議案第86号、議案第88号から議案第91号及び議案第94号の9件は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第83号から議案第86号、議案第88号から議案第91号及び議案第94号の9件を一括して採決したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第83号平成29年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について、議案第84号平成29年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第85号平成29年度和気町介護

保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第86号平成29年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第88号平成29年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第89号平成29年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第90号平成29年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第91号平成29年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第94号平成29年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について、以上9件に対する委員長の報告は、可決であります。9件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第83号から議案第86号、議案第88号から議案第91号及び議案第94号の9件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願について討論を行います。

反対討論の通告がありました山本 稔君に発言を許可します。

1番 山本君。

○1番（山本 稔君） それでは、反対討論をさせていただきたいと思います。

農業者戸別所得補償制度の復活については、補償金の方は高額であります。減反などの制約があり、これまで耕作放棄が進んできて、全体の農地もどんどん減ってきているところであります。そういうところで、平成25年度からは経営所得安定化対策ということに制度の変更がなされ、運用されてきたところであります。

請願の趣旨は理解できますが、今米が余剰状態にあり、今後の日本の農業のあり方を考えますと、採択し、意見書を国に提出することは好ましくないと考えますので、反対といたします。皆さんの判断をよろしく願います。

○議長（当瀬万享君） 次に、賛成討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 請願第2号農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願について、賛成でありますので、討論をさせていただきます。

多くの農家が米づくりを続けられないという状況が続く、町内でも離農者が多く耕作放棄地が広がっております。この平成25年度から実施している経営所得安定化対策では、7,500円の支援、そういうこともありました。それすらも今度やめようというわけで、政府が決めているわけでございます。補償費が継続されなければ、もう五、六年もすればこの中山間地域の多い岡山県では取り返しのつかないほど耕作放棄地が広がるのが懸念をされるところであります。農家の生産意欲の向上を目的に、もっと補償の高い1万5,000円の農業者戸別所得補償制度を復活するべく意見書を国等へぜひ提出するべきではないかと思っております。

というのも、政府はTPPをアメリカにも加盟するよう交渉しているということもありました。また、自由貿易論に立ってはこの日本の農業は守れないというふうに思います。日本では、家族経営も含めた農業経営を守っていかなければ、この美しい日本の山や川、そして災害のない地域を守っていくことはできないと思います。ぜひとも委員会の結論は趣旨採択でいいということですが、今の日本の農業を守り、本当にこの美しい、そして安全な国土を守るために国としてやるべきことがあると思います。ぜひとも国に対して意見書を上げることが必要であるというふうに思います。

以上の理由により、賛成ということですので、賛成討論とさせていただきます。賢明なご判断をよろしく願います。

○議長（当瀬万享君） これで討論を終わります。

これから請願第2号農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

ここで念のため申し添えます。

本請願に対する採択を諮るものであり、先ほどの委員長の報告に対する賛成を諮るものではありませんので、これから本請願に対する採決を行います。

請願第2号農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願については、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（当瀬万享君） 起立少数です。

請願第2号は、否決されました。

したがって請願第2号は、不採択と決定しました。

次に、陳情第3号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

これから陳情第3号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についてを採決します。

陳情第3号に対する委員長の報告は、不採択であります。

ここで念のため申し添えます。

本陳情に対する採択を諮るものであり、先ほどの委員長の報告に対する賛成を諮るものではありませんので、これから本陳情に対する採決を行います。

陳情第3号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情については、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（当瀬万享君） ありがとうございます。起立少数です。

陳情第3号は、否決されました。

したがって陳情第3号は、不採択と決定しました。

次に、ごみ処理施設整備事業特別委員長に報告を求めます。

ごみ処理施設整備事業特別委員長 居樹君。

○ごみ処理施設整備事業特別委員長（居樹 豊君） それでは引き続き、ごみ処理施設整備事業特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る9月11日午前9時から和気町役場3階第1会議室におきまして、委員11名全員、町長、副町長、総務部長、地域審議監並びに関係部・課長出席のもと、当委員会に付託されました議案第81号平成29年度和気町一般会計補正予算（第4号）について、議案第93号平成29年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第95号工事請負変更契約の締結について、議案第96号物品購入契約の締結についての4件について慎重に審査いたしました。

まず、議案第81号平成29年度和気町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり全会一致で原案可決となりました。

なお、審査の過程におきまして、次のような質疑、答弁がございました。今回計上の旅費の用途はどの問いに対しまして、現在施工中のクリーンセンター焼却施設の機械類等について、搬入前に製作工場において性能検査を行うためとの答弁がございました。

次に、議案第93号平成29年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）については、特に質疑もなく、全会一致で原案可決となりました。

次に、議案第95号工事請負変更契約の締結につきましては、賛成多数で原案のとおり可決しました。

まず、執行部からクリーンセンターの解体更新工事の現状と変更概要について報告及び説明がありまして、審査の過程において次のような質疑、答弁がありました。当初の入札後、これだけ高額な変更が必要になるということは、当初の設計が甘かったのではないかと問いに、当初設計、施工一括の性能発注による入札で契約を行っており、詳細設計の中で県との協議及び今後の維持管理費を抑えるよう検討した結果、今回の変更になったとの答弁がありました。

次に、議案第96号物品購入契約の締結については、原案のとおり全会一致で可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がございました。今回購入のじんかい車の耐用年数はどういう問いに対し、現行車両は平成11年の取得で走行距離は42万3,000キロであり、同程度と考えているとの答弁がございました。

また、ごみの積載量についての問いに対し、2.5トン積みであるとの答弁がございました。

以上、まことに簡単ですが、ごみ処理施設整備事業特別委員長報告とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第93号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第93号平成29年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第93号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第93号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第93号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号工事請負変更契約の締結についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 議案第95号工事請負変更契約の締結について、反対討論をさせていただきます。

今回、変更契約約6,000万円の内容の一部において、ごみ積み替え、搬入、仮設ブースの部分は既に完成しており、供用しているということでございます。このことは、事前施工ではないかと懸念しているものであります。町民の利益を損なわないように、工事の完成を急ぐということは理解できるわけではありますが、この事務処理の今やっているのが正しいとは思わないところであります。もし急ぐということであれば、専決処分、いい方法かどうかという問題もあるわけではありますが、8月31日にほかの議案と一緒に専決処分してやるという方法もあったのではないかと思います。

また、クリーンセンターの長期包括的運営事業について、事業者選定を3者のプロポーザルにより今月末にも実施予定であるということでもあります。このことについて執行部は傍聴も認めないという説明でありましたが、このような事業についてはもっと公開性を重視するべきではないかというふうに思います。実にこの15年間の債務負担行為は20億2,780万円の金額に上ると。それにより実施するので、この件については慎重でかつ賢明な判断をするべきであるというふうに思います。

以上のような理由により、この工事請負変更契約には反対であります。慎重な判断をよろしく願いいたします。

す。

○議長（当瀬万享君） これで討論を終わります。

これから議案第95号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第95号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第95号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（当瀬万享君） ありがとうございます。起立多数です。

したがって議案第95号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第96号物品購入契約の締結についてを採決します。

議案第96号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第96号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第96号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 安東君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（安東哲矢君） それでは、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会委員長報告をさせていただきます。

当委員会に付託された議案は、2件でございます。

議案第81号平成29年度和気町一般会計補正予算（第4号）について、また平成29年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についての2件につきまして慎重に審査をいたしました。

2件につきましては、関連性があるため一括協議とし、どちらも賛成多数で原案可決といたしました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がございました。

まず、本会議で質疑がありました火災保険については、資産に対する保険料として分担金42万5,508円で、不足分を補正させていただいているとの答弁がございました。

また、事業費の560万7,000円は、どれが一般財源になるのかとの問いに、運搬に伴う賃金の34万7,000円、また需用費のお湯代369万9,000円、また燃料費、給油代の24万3,000円、作業用機械使用料81万7,000円、これはトラックとタンクのリース料との答弁がございました。

また、源泉ポンプの故障の問題について、企業の責任問題、また材料をグラスファイバーにという話もあったがとの問いに、今回は鉄管を使っているが、特に問題は出ていない。また、企業からは、今まで問題が起こっていないし、実績もあるとの回答を得ているとの答弁がございました。

また、今後の見通しについてはとの問いに、これで大丈夫とは言い切れないが、維持管理については見回り等を十分に行っていきたいとの答弁がございました。

以上、簡単ですが、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長報告とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第92号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第92号平成29年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第92号に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第92号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第92号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、和気町学校・園再編成整備事業特別委員長に報告を求めます。

和気町学校・園再編成整備事業特別委員長 万代君。

○和気町学校・園再編成整備事業特別委員長（万代哲央君） それでは、和気町学校・園再編成整備事業特別委員会に付託されました議案2件と請願1件につきまして慎重に審査いたしました結果をご報告いたします。

議案第77号和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更については、議案第81号平成29年度和気町一般会計補正予算（第4号）についてと内容が重なるところがあるので、先に議案第81号平成29年度和気町一般会計補正予算（第4号）についての審査を行いました。

審査の結果、全会一致で原案可決となりました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。歳出で55ページの補償費200万円について、状況は理解できるが、あの物件を補償費で計上するのは今後支障が出るのではないか。また、土地の所有権移転の実現の見込みはあるのかという質疑に対しまして、工事請負費の増額か補償費で新たに計上すべきか検討した結果、宅地部分の解体撤去費用を含めて補償費に計上した。相続人は3名いるが、土地代200万円をどう配分するのかの交渉が今後必要になる。しかし、所有権移転できる可能性は十分にあるという答弁がありました。

この件に関して、委員より重ねて、補償費でやるのがひっかかる。公共なのでバランスのとれる事業、方法というのではないのかという質疑に対しまして、別の委員から、この件のいきさつについて次のような説明がありました。法的に詰めるため弁護士に相談した。家屋解体撤去費用を工事請負費で計上すると、代執行という大手続も必要となる。また、裁判所の許可も要る。それより、補償金を支払って所有者に解体撤去してもらうことが法的なやり方であるという判断を委員より町に伝えたということでありました。この後、執行部より、強制撤去は非常に難しい。補償費で組むのが妥当と判断した。解体撤去を含めた補償費であり、道路改良をする際の補償費とはケースが異なると判断し、今回の補正に計上したという答弁がありました。

また、この答弁に補正、追加して執行部より、この件は佐伯学区を挙げてぜひ進めてほしいということで、今考えられる手法として、補償費を組んだもので、今後の交渉過程で不明な点もあるが、用地の取得のために詰めていきたいという答弁がありました。

次に、議案第77号和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更については、審査の結果、全会一致で原案可決となりました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。学校・園統廃合整備財政計画変更のA3横長の表の中段3の育児施設増設整備事業の財源内訳の中で、国県支出金508万2,000円をその他に振り替えたことの説明と、地方債のうち2,290万円を減額にして一般財源に振り替えた理由は何かという質疑に対しまして、508万2,000円は各にここにこの園の遊具施設として本来JAの助成金であった。誤って国県支出金に入っていたので、その他に移した。

また、地方債の中に事務費充当分2,290万円が含まれていた。この財政計画の表の中には事務費分は含ま

れていないので、事務費充当分の2、290万円を一般財源に振り替えたという答弁がありました。

次に、請願第3号佐伯小学校駐車場整備計画地内の倒壊家屋の用地を速やかに取得し早期完成を求める請願については、全会一致で採択いたしました。

以上、簡単ではございますが、和気町学校・園再編成整備事業特別委員長報告とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第77号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第77号和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更についてを採決します。

議案第77号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第77号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第77号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第81号平成29年度和気町一般会計補正予算（第4号）についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 平成29年度和気町一般会計補正予算について、反対でありますので、討論をさせていただきます。

コンビニ収納の委託料は、町民にとって利便性の向上が期待でき、また道の駅の視察の予算も佐伯地域の農業、ひいては和気町全体の農業も含めて、和気町を発展させるために意義ある予算であるので、評価できるという点もあります。

しかしながら、マイナンバーに対するこの事業、これは町民の全ての方の収入が管理をされて、税金や保険料が高くなり、今は預貯金については捕捉していないようでございますが、これ情報漏れが起これば本人は重大な損失をこうむるおそれがあるということでもあります。

そしてまた、住宅管理費の修繕料950万円を使って5戸リフォームをして宮田団地の住み替えを完了するということではありますが、これを今年度完了していくと、来年度からは朝日団地についても住宅の住み替えというんですか、そういうものの計画をするというふうに言っております。また更なる人権問題として大きな問題になるというふうに思うわけでもあります。

また、旧和気小学校や石生小学校に照明のメーターをつけるという予算が出ているわけではありますが、これは創志学園の温かい配慮によりグラウンドを夜間利用させてもらうというふうにもとれるわけですが、ある程度するときっちりメーターをつけて利用料を創志学園に払わなければならないというメーターであり、これ学校統合がなかったらつける予定もなかったものであります。

以上のような理由で、平成29年度和気町一般会計補正予算には反対であります。よろしく願いいたします。

す。

○議長（当瀬万享君） これで討論を終わります。

これから議案第81号平成29年度和気町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第81号に対する各委員長の報告は、可決であります。議案第81号は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（当瀬万享君） ありがとうございます。起立多数です。

したがって議案第81号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第3号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

これから請願第3号佐伯小学校駐車場整備計画地内の倒壊家屋の用地を速やかに取得し早期完成を求める請願についてを採決します。

請願第3号に対する委員長の報告は、採択であります。請願第3号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって請願第3号は、委員長の報告のとおり採択されました。

（日程第3）

○議長（当瀬万享君） 日程第3、議案第97号工事請負契約の締結についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、本日追加いたしました議案第97号について提案理由の説明をいたします。

議案第97号の工事請負契約の締結についてであります。平成29年度公共下水道事業、本荘第2排水機場雨水ポンプ増設工事の工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び和気町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長に説明させますので、ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第97号の細部説明を求めます。

総務部長 竹中君。

○総務部長（竹中洋一君） 議案第97号説明した。

○議長（当瀬万享君） これから議案第97号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） ここは、初瀬川の水を吸い上げて、それからこのところへ持ってきて金剛川にその水を捨てるというふうな設備なんですか。そのことをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 豊福君。

○上下水道課長（豊福真治君） 失礼いたします。

排水区域でございますが、日室から尺所それから福富、駅前を通っております雨水の水路へ流れ込んでくる水をこちらの排水機場で処理するものでございます。初瀬川の方から来る水ではございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） この場所は、大体図面でわかるんですが、初瀬川の水を吸い上げて、初瀬川の水がいっぱいになったときに、その水をそのまま流すと吉井川に行きますね。それから、金剛川の水も吉井川に流れていくと。そして、この2つの川の水位が違うときに、初瀬川の水の方がどンドンどンドン増えていくと、上流の方の水の出方によって違うと思うんですが、その水は吸い上げていく設備が初瀬川の下の方にありますね。その水を上げると、その水はどこに流れよんですか、ほんなら。あの水をここへ流して、そして金剛川と一緒に流れていくんじゃないかなと思うんですけども、とにかくこれは吉井川の下流に2つの水が出てくるんで、吉井川がどンドン上流の方で雨が降ったときに逆流してくるような感じで水につかりゃあせんかなと思うんですが。もうここに大きなポンプが2つあるんで、初瀬川も金剛川も下流の方で吉井川と合流して出ていきますね。場所はやや違うと思うんですけど、出てくる場所は、大体もう同じところへ出てくりゃあせんかと思うんですが。この初瀬川の水は持ち上げてどこへ行きようんですか。揚水場がありますが、あの水は、

（「違う次元の話じゃ」の声あり）

ここと関係ないんですか。

○議長（当瀬万享君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 柴田議員の質問ですけど、柴田議員が考えていることとは全く別のことなんですよ。川のことを川へとかという話じゃなくして、議員のところの前の大きな雨水の水路がありますよね。ああいう水路を伝って佐保田のところにありますポンプ場へ行きます。それをポンプで強制的に金剛川へ出します、たくさん雨が降ってきますと。それは自動的に運転するようになっておりますから、水位が上がってきたら自動的にスイッチが入って、強制的に金剛川の水位が高かろうが低かろうが、そういう状況になったら強制的に出すものから大丈夫なんです。

それから、向こうの初瀬の方、パチンコ屋のそこへポンプ場がまだあります。それは、またとる部分の水路が違いますから、向こうは森とかの方から流れてくる水、こっちは日室から尺所、駅前、それからとる水の流域が違うわけなんです。そういうことで、初瀬川の水を金剛川へとかというようなポンプではありませんので、よく今度下水道課の方でお聞きをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） あのあたりを歩いて、この水はどこに行ってどこに流れよんかとしょっちゅうあそこら辺で考えるんですが、最終的に両方の水は吉井川の下の方へ流れますね。そうすると、吉井川がどンドン高うなってくるとふたをしたようになって、水がひどいときには逆流することもあると思うんですが、そうなってくると下の方からどンドンどンドン陸地の方に来るというようなことになるのを防ぐために、2つ揚水場をつくってあって、初瀬川とそれから金剛川のところの両方につくってあって、その水をとりあえず吉井川の水がどうなろうと流していくというふうな装置がこの下の方にできているんじゃないかというふうに思うんです。ところが、この初瀬川の揚水した水は一体どこへ行きよんかっていうのがわからんのですよ。

（4番 山本泰正君「議長、休憩動議」の声あり）

ここと関係ないんですか。

（4番 山本泰正君「直接……」の声あり）

○議長（当瀬万享君） いや、もう一人賛成は、誰か。

（9番 安東哲矢君「はい、休憩動議」の声あり）

休憩動議は成立しました。

暫時休憩とします。

午前11時19分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第97号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第97号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第97号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第97号工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第97号は、原案のとおり可決されました。

（日程第4）

○議長（当瀬万享君） 日程第4、発議第3号「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書についてを議題とします。

ここで事務局長に意見書を朗読させます。

事務局長 田村君。

○事務局長（田村正晃君） 発議第3号朗読した。

○議長（当瀬万享君） 次に、提出者であります山本泰正君に趣旨説明を求めます。

4番 山本君。

○4番（山本泰正君） それでは、発議第3号「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

意見書の内容につきましては、先ほど事務局長が朗読したところでございます。

今回の意見書提出に当たっては、本年7月6日付で岡山県土木部建設課長から、県下全市町村に対しまして市町村議会へ働きかけをしていただくよう通知がございました。議会運営委員会での協議で意見書を提出するということといたしました。

現在は、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律により、道路整備に係る補助率のかさ上げが行われておりますが、平成29年度末をもって期限を迎えるということで、平成30年度から低減されるということでございます。このことは各市町村におきましても死活問題でございます。必要な道路整備の進捗に大きな支障を来すおそれがあるということで、30年度以降においても道路整備に係る補助率のかさ上げが継続されるよう意見書を提出するものでございます。よろしくお願います。

○議長（当瀬万享君） これから発議第3号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

山本君、ご苦労さまでした。

お諮りします。

発議第3号を会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって発議第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

発議第3号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

発議第3号「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の高上げ措置の継続を求める意見書について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

（日程第5）

○議長（当瀬万享君） 日程第5、議会閉会中の調査研究の申出書についてを議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会より、議会閉会中の調査研究の申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できるよう承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月5日から本日までの16日間にわたり提出いたしました承認2件、諮問1件、報告3件、決算認定17件、計画変更1件、条例3件、補正予算14件、変更契約1件及び契約1件、合計43件、そして本日追加提案いたしました契約1件につきまして、慎重にご審議、ご議決、承認、そして認定等を賜り、まことにありがとうございます。

今議会におきまして、平成28年度の決算状況等を踏まえ多くの議論がなされました。今回指摘されました事項あるいは監査結果等を踏まえて、当面の課題及び今後の行財政運営方針等について十分反省もしながら、これからの進めにつきまして鋭意努力してまいります。

なお、先の台風18号の際には、区長を初め、地域の皆さん、消防団員には、事前から各地域の危険箇所や樋

門管理等、また避難勧告発令後は町民の避難誘導や要支援者への戸別訪問等、大変お世話になりました。今回は、町内全域にわたる大規模な災害が発生しませんでした。昨今の気象条件を見ると、いつどこで災害が発生してもおかしくない状況であることから、本町といたしましても、今回の災害で明らかになった課題を十分踏まえながら引き続き防災体制の強化に努めてまいります。

これから実りの秋を迎える季節とはいえ、まだまだ残暑が厳しい日が続きます。どうか議員の皆様方には健康に留意され、ますます町政発展のためにご活躍されますことをお祈りいたしまして、閉会の挨拶といたします。大変ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、今期定例会に付されました案件につきまして、終始熱心かつ慎重に審議を重ねられ、大変お疲れのことと存じます。

また執行部の皆様には、誠意を尽くした説明をいただき、ありがとうございました。

閉会に当たりお願いを申し上げます。

昨年度から普通交付税の合併算定替えによる段階的な減額と国調人口の減少による要因も重なり、普通交付税の減額が行われており、今後の財政見通しは非常に厳しい状況になってまいります。ふるさと納税を初めとする新たな財源の確保に努めるとともに、事業の選択と集中による持続可能な行財政運営への転換を図っていただきたいと思っております。

また、和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略による事業効果により、転入者は増加していると聞いておりますが、更なる事業展開を執行部一丸となりまして積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

最後に、議員各位におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、この上ともご自愛くださいまして、町政の適正なる推進にご尽力賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

それでは、これをもちまして平成29年第7回和気町議会定例会を閉会します。

大変ご苦勞さまでございました。

午前11時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年9月20日

和気町議会議長 当 瀬 万 享

和気町議会議員 万 代 哲 央

和気町議会議員 山 本 泰 正